

令和6年 第3回

身延町議会定例会会議録

令和6年9月 2日 開会

令和6年9月11日 閉会

山梨県身延町議会

令和 6 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 2 日

令和6年第3回身延町議会定例会（1日目）

令和6年9月2日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 認定第1号 令和5年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 報告第11号 令和5年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町公平委員会委員の選任について）
- 日程第8 議案第75号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第76号 身延町市之瀬味噌加工所条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第77号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第78号 身延町和田辺地総合整備計画の策定について
- 日程第12 議案第79号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第80号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第81号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第82号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第83号 令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第84号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第85号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 同意第4号 身延町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第5号 身延町監査委員の選任について
- 日程第21 同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について

日程第22 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第23 身延町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

8番	田中一泰	9番	広島法明
10番	野島俊博		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 住 民 サ ー ビ ス 担 当 副 主 幹	松村 順
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

おはようございます。

議員各位ならびに町長をはじめ、執行部各位には、令和6年第3回身延町議会定例会にご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

さて、8月29日（木曜日）に史上最強クラスと言われ、非常に強い台風10号が九州、鹿児島県に上陸しました。

ゆっくりとした速さで九州を北上し、四国・本州を縦断するという想定がされました。

30日には台風10号の影響で四国・近畿地方のほか、台風より離れている静岡県、神奈川県、千葉県でも線状降水帯が発生し、大雨による土砂崩れや浸水、河川の氾濫が起きました。

愛知県では土砂崩れで5人が巻き込まれ、3人の尊い命が失われたという報道がありました。

また、31日には関東甲信に線状降水帯が発生するおそれがあると予想され、本町でも大雨警報が発令されましたが、大雨による土砂の押し出し等が若干見られたそうですが、大きな被害はなかったようです。

また、9月1日に行われる予定の防災訓練が台風10号の影響で中止になりました。

近年、全国各地で異常気象による自然災害が発生しております。

町民に対しまして、地震をはじめ水害、土砂災害に常日頃から備えていただくよう、災害が発生したときの避難先や避難経路の確認、備蓄品の準備など、防災意識の高揚に努めていただきたいと思っております。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

なお、報道機関から撮影の申し込みがありましたので、これを許可しました。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

8番 田中一泰君

9番 広島法明君

10番 野島俊博君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月11日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料3ページのとおり、認定1件、報告2件、条例改正3件、計画の策定1件、広域連合規約の変更協議1件、補正予算案6件、人事案件4件の合計18案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布した資料のとおりです。

また、今定例会までに受理した請願は1件で、お手元に配布しました請願第1号「請願文書表」のとおりです。

請願は、所管の教育厚生常任委員会に付託しますので、常任委員会での審議をお願いします。

次に、6月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料4ページから5ページまでとなり、資料により報告としますので、ご了承願います。

なお、定例会資料10ページのとおり、本日午後から現地調査を予定しておりましたが、台風10号の影響により議会運営委員会で協議し、今定例会での現地調査は中止とさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明について。

町長からの行政報告ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

改めまして、おはようございます。

本日ここに令和6年第3回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

8月8日、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生いたしました。

その後、気象庁は、この地震の発生に伴って、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表され、8日の地震発生から1週間は特に注意が必要とされました。

この期間は無事に過ぎましたが、大地震の発生は確実に近づいています。

各家庭においては、この機会にぜひ地震に対する備えの確認をお願いいたします。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和6年度普通交付税についてであります。

令和6年度の普通交付税が決定され、7月23日に県から公表をされました。本町の普通交付税額は、令和5年度と比較して9,113万円増の4億4,751万9千円でありました。

普通交付税の算定にあたり、基準財政収入額は前年度比0.7%の減となりました。

主な減額の要因としては、町民税、所得税や固定資産税、各種交付金の減となっています。

一方で、基準財政需要額は前年度比1.5%の増となりました。

主な増額の要因としては、人口と面積を基本として算定する包括算定経費のほか、中学校費、公債費、林野水産行政費の増などの理由となっており、普通交付税算定における大きな増額の要因となりました。

歳入予算額の約4割を地方交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければと思う次第であります。

次に、地域医療連携推進法人みなみやまなしについてであります。

当法人は、飯富病院、身延山病院、早川町、身延町および南部町の5つの組織を社員とした法人で、飯富病院、身延山病院、南部町国民健康保険診療所および南部町万沢診療所の将来的な統合再編を念頭に、参加病院と相互間の機能の分担、業務の連携等を推進し、峡南南部地域、早川町、身延町、南部町となりますが、地域における効率的で持続可能な医療提供体制を確保していくことを目的に、一般社団法人として令和6年6月12日に設立をされました。

その後、6月27日付けで県内初の地域医療連携推進法人として知事から認可され、7月10日には中富すこやかセンター内で事務所の開所式が行われました。

今年度、診療連携に関する事業として、峡南南部地域における医療再編調査検討業務を委託します。

この業務は、峡南南部地域において、飯富病院、身延山病院、南部町国民健康保険診療所および南部町万沢診療所の適切な機能連携・役割分担により、地域住民に対し、より効率的かつ有効な医療を提供するため、関係医療機関の早期の経営改善を図るための解決策を提示するとともに、地域における自主的な協議・検討のためのたたき台となる素案を抽出することを目的に実施するものです。

受託事業者を確定するための公募型プロポーザルを行い、8月15日にPWCコンサルティング会社と1,221万円で委託契約を締結したところです。

そのほかに所属事務所の枠を超えた医療スタッフ間の連携が円滑に行われるよう、人材交流および育成に関する事業や連携によるスケールメリットを期待して、医薬品等の共同購入に関する事業についても取り組んでいるところであります。

次に、山梨県地震防災訓練の実施についてであります。

昨日、防災の日の9月1日は、町内各地において自主防災会を中心に消防団協力のもと防災訓練を実施予定でしたが、台風10号接近により中止となりました。

本町も大雨警報が発令され、すこやかセンターを臨時避難所として開設しましたが、避難者はありませんでした。

なお、11月24日の日曜日には、南海トラフ地震の発生を想定して、身延町総合文化会館周辺を会場に山梨県地震防災訓練が開催されます。

防災関係機関と地域住民が連携し、各種防災訓練を実施し、災害時に即応できる体制を確立するとともに、展示・体験・啓発を通じ、防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上を図るものであります。

会場周辺の町民の皆さまには、訓練へのご協力をお願いするとともに、多くの方に訓練を見学いただき、この訓練を機に、家庭での備蓄品や避難場所の確認など、いつ発生してもおかし

くない災害に対し、備えを行っていただきたいと考えております。

次に、合併20周年記念式典についてであります。

平成16年9月13日に下部町、中富町、身延町が合併し、新身延町が誕生してから早20年が経過しようとしております。

3町の合併が実現し、町制20周年を迎えるにあたり、9月14日（土曜日）に記念式典を挙行いたします。

式典では、冒頭に、本年第2回定例会において、議員の皆さま全員のご賛同をいただき、名誉町民となられました望月靖允氏に名誉町民顕彰状の贈呈を行います。

また、本町に多額の寄附をお寄せいただき、町政の発展に寄与されました4名の方に特別感謝状を贈呈するとともに、地方自治などの各分野にわたって身延町発展にご尽力をいただきました65名の方に感謝状を贈呈することとなっております。

合併20周年を迎えた本町の将来は、少子高齢化の進展など決して楽観視できる状況ではありませんが、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を目指し、町民の皆様が夢や希望を持ち、幸せを実感できるまちづくりを町民一丸となって進めていかなければなりません。

議員の皆さま、町民の皆さま方の更なるお力添えをお願い申し上げます。

次に、令和6年第2回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

本議会定例会には、認定第1号 令和5年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、報告第11号 令和5年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についておよび報告第12号 専決処分の承認を求めることについて、議案第75号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例についてから議案第77号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてまでの条例関係3議案、議案第78号 身延町和田辺地総合計画の策定について、議案第79号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、補正予算案として議案第80号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第4号）から議案第85号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案を提案いたします。

また、人事案件といたしまして、同意第4号 身延町教育委員会委員の任命について、同意第5号 身延町監査委員の選任について、同意第6号 身延町公平委員会委員の選任についておよび諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての4人事案件を提案いたします。

提出議案の中から主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号 令和5年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと思います。

次に、報告第11号 令和5年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

本町の令和5年度決算に基づく比率はすこぶる健全段階にありますが、これに甘んじることなく、なお一層、財政健全化に努めてまいります。

認定第1号については会計管理者から、報告第11号については財政課長から後ほどご説明

を申し上げ、中澤代表監査委員から意見書についてご報告をいただきます。

そのほかの議案につきましては、議事の中で説明を申し上げたいと思います。

提案いたしましたいずれの議案も、今定例会においてご議決・ご承認いただきますようお願いを申し上げ、行政報告および議案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

本日、決算審査報告のため中澤代表監査委員に出席を要請しております。

ここで中澤代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ち願います。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第5 認定第1号 令和5年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

会計管理者から提出理由ならびに内容説明を求めます。

望月会計管理者。

○会計管理者（望月融君）

先ほど、町長からご提案申し上げました認定第1号 令和5年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、例年、後日開催されます予算決算常任委員会におきましてご審査をいただくこととなりますので、この場ではお手元にあります決算書付属資料を用いて決算の概要をご説明させていただきます。

資料が2冊ありますが、先に簡易水道事業、農業集落排水事業、下水道事業特別会計を除いた一般会計が掲載されています決算書付属資料からお願いいたします。

それでは1ページをお開きいただき、令和5年度身延町会計別決算総括表をご覧ください。

最初に、一般会計の決算状況からです。

歳入総額は140億4,183万3,398円、歳出総額は130億8,840万8,608円で、歳入歳出差引額は9億5,342万4,790円です。

そのうち、翌年度に繰り越すべき財源1億4,181万円を差し引いた実質収支額は8億1,161万4,790円であります。

次に、2ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出につきまして、それぞれ款ごとの決算状況を一覧としてあります。

歳入合計欄をご覧ください。

歳入合計は対前年度比27.6%で、30億3,909万3,044円の増額となりました。

個々の科目のうち、歳入総額の占める構成割合の高いものにつきましてご説明いたします。

1款町税の収入済額は13億9,115万2,550円で、歳入総額の9.9%にあたります。前年度との比較では2%、2,740万4,582円の増額でした。2項固定資産税、5項入湯税の増額によるものであります。収納率は町税全体で96.5%、前年度を0.3%、上回りました。収入未済額は4,210万9,163円でした。

なお、町税全体で784万6,475円を不納欠損として処理いたしました。

7款地方消費税交付金は、収入済額2億7,766万3千円で、歳入総額の2%にあたり、対前年度比はマイナス3.7%、1,067万8千円の減額でした。

11款地方交付税は、収入済額45億8,113万5千円で、歳入総額の32.6%を占めております。対前年度比は0.8%、3,774万円の増額でした。

15款国庫支出金は、収入済額15億9,117万9,191円となり、歳入総額の11.3%を占め、対前年度比は60.6%、6億65万5,348円の増額でした。

主には、低所得世帯への負担軽減を図るための物価高騰対策臨時給付金事業、身延中学校建設事業に関連する社会資本整備総合交付金、繰越事業を含めた学校施設環境改善交付金および公立学校施設整備費負担金によるものです。

16款県支出金は、収入済額4億7,058万5,266円で、歳入総額の3.4%を占め、対前年度比はマイナス13.2%、7,178万1,443円の減額でした。

主には、令和4年度に執行されました参議院議員選挙費委託金および山梨県知事選挙費委託金、さらに物価高騰等に直面する生活困窮世帯を支援するため、令和4年度にありました生活困窮者緊急生活支援金給付事業費補助金が終了したことなどによるものであります。

19款繰入金は、収入済額14億1,576万3,336円で、歳入総額の10.1%を占め、対前年度比は118.4%、7億6,755万9,552円の増額でした。

財政調整基金、また減債基金の合併特例事業債繰上償還に係る繰り入れおよび教育施設整備基金の身延中学校新校舎建設事業、健康増進施設建設事業、身延町学校給食センター建設事業に係る繰り入れによるものであります。

20款繰越金は、収入済額10億2,453万7,082円で、歳入総額の7.3%を占め、対前年度比は0.2%、186万3,997万円の増額でした。

22款町債につきましては、収入済額27億3,990万円で、歳入総額の19.5%を占め、対前年度比は135.3%、15億7,530万円の増額となりました。

旧合併特例事業債の味噌加工施設整備事業や繰越事業を含めた身延中学校新校舎建設事業、身延町学校給食センター建設事業および健康増進施設建設事業、さらに過疎対策事業債の道路改良事業などへの充当によるものであります。

続きまして、歳出についてです。

歳出合計欄をご覧ください。

歳出合計額は、対前年度比31.2%で、31億1,020万5,336円の増額となりました。

予算現額に対する執行率は94.1%であります。

一般会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の3ページから16ページに掲載してあります。

それでは、歳入と同様、歳出総額に占める割合の高いものにつきましてご説明いたします。

まず、2款総務費についてであります。

支出済額は19億2,172万6,088円で、歳出総額の14.7%にあたり、対前年度比はマイナス10.2%、2億1,734万9,293円の減額でした。

主には、1項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の縮減や令和4年度には交付のあった生活困窮者緊急生活支援金に係る補助金がなくなったことなどによる減であります。

3款民生費は、支出済額が19億8,535万6,017円で、歳出総額の15.2%を占め、対前年度比はマイナス0.7%、1,415万9,532円の減額でした。

主には、1項社会福祉費の各特別会計の繰出金や高齢者福祉費の扶助費による減であります。

この民生費支出総額のうち、37.5%にあたる7億4,457万613円は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

4款衛生費は、支出済額9億888万8,025円で、歳出総額の6.9%を占め、対前年度比はマイナス0.5%、474万823円の減額でした。

この衛生費支出総額のうち、峡南衛生組合の負担金が2億203万5千円、山梨西部広域環境組合の負担金が590万5千円、簡易水道事業特別会計への繰出金が3億4,009万4千円で、これらが大きな支出であります。

8款土木費は、支出済額9億1,443万9,254円で、歳出総額の7.0%を占め、対前年度比は27.8%、1億9,908万6,757円の増額でした。

2項道路橋梁費における、町道本町富山橋線道路改良事業による増額であります。

10款教育費は、支出総額47億858万530円で、歳出総額の36.0%を占め、対前年度比は147.1%、28億299万7,693円と大きく増額しました。

1項教育総務費における身延中学校新校舎建設事業、身延町学校給食センター建設事業および健康増進施設建設事業、さらに2項小学校費の身延小学校用地取得事業などによるものであります。

次に12款公債費は、支出総額12億4,739万2,215円で、歳出総額の9.5%を占め、対前年度比は42.0%、3億6,908万5,947円の増額であります。令和4年度に引き続き、長期借入金の繰上償還を実施したことによるものであります。

13款諸支出金は、支出総額6億8,241万9,032円で、歳出総額の5.2%を占め、対前年度比は0.4%、279万5,199円の増額でした。

主には、公共施設整備基金の積み立ての減額はあったものの、財政調整基金や減債基金の積み立てによる増であります。

以上が、一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、特別会計についてご説明いたします。

資料1ページにお戻りください。

会計別決算総括表の下から2行目が17ある特別会計の合計額です。

歳入総額42億6,920万4,384円、歳出総額40億2,937万4,545円、歳入歳出差引額は2億3,982万9,839円で、実質収支額も同額です。

それでは、この表の上から3行目の国民健康保険特別会計から順にご説明いたします。

国民健康保険特別会計は、歳入総額14億4,323万5,911円、歳出総額14億1,237万639円、歳入歳出差引額は3,086万5,272円で、実質収支も同額です。

なお、決算状況等につきましては、本資料24ページに掲載のとおりであります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4億2,799万3,670円、歳出総額4億2,695万2,080円、歳入歳出差引額は104万1,590円で、実質収支も同額です。

決算状況等につきましては、本資料25ページに掲載のとおりであります。

介護保険特別会計は、歳入総額23億7,467万1,728円で、歳出総額21億7,

071万9,007円、差引額は2億395万2,721円で、実質収支についても同額です。
決算状況等については、本資料26ページに掲載のとおりであります。

介護サービス事業特別会計は、歳入歳出の総額それぞれ938万1,389円でした。

下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入総額772万6,224円、歳出総額770万3,239円、差引額は2万2,985円で、実質収支についても同額です。

次に財産区関係の特別会計についてですが、12あります財産区特別会計それぞれの歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、実質収支額については、それぞれ記載のとおりであります。

一般会計および17ある特別会計を合計しますと、この表の一番下の行になります歳入総額183億1,103万7,782円、歳出総額171億1,778万3,153円、歳入歳出差引額は11億9,325万4,629円で、翌年度に繰り越しすべき財源として1億4,181万円を差し引いた実質収支額につきましては、10億5,144万4,629円でありました。

なお、財産に関する調書等が本資料の17ページから28ページに掲載してありますので、ご参照をお願いいたします。

それでは、引き続き、この3月末に打ち切り決算となりました特別会計の簡易水道事業、農業集落排水事業、下水道事業の別冊の決算書付属書資料をお願いいたします。

資料の1ページをお開きいただき、令和5年度身延町会計別決算総括表をご覧ください。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額5億9,343万4,361円、歳出総額5億8,687万8,034円、差引額655万6,327円で、実質収支についても同額です。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額2,623万1,640円、歳出総額2,348万4,593円、差引額274万7,047円で、実質収支についても同額です。

下水道事業特別会計は、歳入総額3億2,947万9,458円、歳出総額3億1,360万4,349円、差引額1,587万5,109円で、実質収支についても同額です。

なお、それぞれの特別会計の繰越金につきましては、余剰金の引き継ぎ請求に基づき、公営企業会計の水道事業および下水道事業会計へ全額、継承処理をさせていただきました。

また、各特別会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の2ページから4ページにかけて、財産に関する調書については、同じく資料の5ページから7ページに掲載してありますので、ご参照をお願いいたします。

以上、認定第1号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、会計管理者の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第6 報告第11号 令和5年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

担当課長から報告理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

報告第11号 令和5年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告いたします。

7月22日に中澤代表監査委員と広島監査委員によりまして、財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては、4枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

令和5年度の決算に基づく健全化判断比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず、実質赤字比率であります。この比率につきましては、普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。本町は赤字ではありませんので、数値は入りません。早期健全化基準は14.46%であります。

次に、連結実質赤字比率であります。

この比率につきましては、財産区を除く全ての会計決算の連結となります。この比率につきましても、赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.46%でございます。

次に、実質公債費比率であります。

この比率につきましては、普通会計、公営企業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、峡南広域行政組合等への債務に関わる負担金も加味された公債費の比率を示す数値であります。本町の数値はマイナス0.6%であります。令和4年度と比較し、1.2%の上昇となっております。早期健全化基準につきましては、25%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては、実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクターを含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。本町におきましては、地方公社や第三セクターがございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率になります。

令和5年度決算も令和4年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来、財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては、350%となっております。

本町の比率は、いずれも早期健全化比率を下回っており、財政は良好であると言えます。

次に、下段の令和5年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ、4会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては、20%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに知事に報告をしなければなりません。また、計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。

法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準を下回っているわけではありますが、審査意見書でもご指摘いただいたとおり、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告第11号の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の報告理由ならびに内容説明が終わりました。

なお、報告第11号については、報告案件となりますので、これにて終結とします。

令和5年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和5年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、中澤代表監査委員から報告を求めます。

中澤代表監査委員。

○代表監査委員（中澤俊雄君）

改めて、おはようございます。

それでは、認定第1号に係る令和5年度決算の審査の意見について、報告をさせていただきます。

ただいま、会計管理者から令和5年度決算につきまして、詳細な説明がありました。重複するところもあろうかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

この審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月22日から7月26日までの5日間、広島監査委員とともに町長から提出された各会計の歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づいて作成されているか確認すると同時に計数に誤りがないか、また、予算の執行状況、さらには基金の管理運用が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、審査を実施いたしました。

その審査結果につきましては、皆さま方のお手元の端末にて配布させていただきました決算審査意見書のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

意見書は全13ページとなります。時間の関係もございますので、主なところを抜粋し、報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額の単位につきましては、四捨五入により万円単位とさせていただきます。

まず、意見書の4ページをご覧ください。

1. 総括、(1) 決算の概要であります。

令和5年度の一般会計および特別会計の予算現額は合計193億8,869万円で、これに対する決算額は歳入総額が192億6,018万円で、収入率は99.3%となっております。

一方、歳出総額は180億4,175万円で、執行率は93.1%、歳入歳出差引額は12億1,843万円となり、一般会計、特別会計ともに全ての会計で黒字決算となっております。次に町債であります。

令和5年度末現在高は一般会計が78億8,784万円、特別会計が40億800万円、合計で118億9,584万円となっております。昨年に比べ、現在高が12億383万円の増額となっておりますが、これは大型建設事業の実施に伴う旧合併特例事業債の借入れが主な要因であります。

次に(2) 収支決算の状況であります。

一般会計、特別会計を合わせました実質収支は10億7,662万円であります。これについては、職員一人ひとりの経費節減等の努力の結果であると思われま

続きまして、5ページをご覧ください。

一般会計、(1) 概要ですが、4ページで決算の概要を説明しましたので、説明は省略させていただきます。

次に(2) 歳入、ア. 予算の収支状況であります。

予算現額139億360万円に対しまして、収入済額は140億4,183万円で、予算に対する収入率は101.0%になっております。

不納欠損額78万785万円につきましては、時効など法令に基づき処分したものであります。

収入未済額は4,547万円であります。この未済額につきましては、内容の分析や収納に対する工夫をし、また預貯金照会システムの導入により徴収業務の強化が図られ、適切な事務処理に努めた結果と思われま。

今後も公平性の観点と同時に、自主財源の確保を図るためにも、実情を把握し、的確な徴収方法を考え、未済額減額により一層積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをご覧ください。

この一覧表につきましては、先ほど説明した歳入の決算額を款別にまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

7ページをご覧ください。

(3) 歳出、ア. 予算の執行状況であります。

予算現額139億362万円に対しまして、支出済額が130億8,841万円で、執行率94.1%となっております。

下の表は款別にまとめた一覧表となりますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、8ページをご覧ください。

この表は性質別の執行状況でありますので、決算分析の参考にしていただきたいと思います。

次に9ページ、10ページになりますが、特別会計につきましては、先ほど会計管理者が説明しましたので省略をさせていただきます。

11ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況となっておりますが、この表にお示ししてあり、総額で13億670万円の繰入額となっております。

次に、12ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、これはお手元の端末に配布してあります決算書付属資料の17ページからの4. 財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、簡易水道、農業集落排水、下水道事業については、当該決算書付属資料の5ページから7ページの3. 財産に関する調書をまとめたものとなります。

次に、13ページをお開きください。

5. 基金の状況につきましては、関係書類帳簿等と照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましては、その運用方法について、地方自治法に基づき、安全かつ有利を基本に、より一層創意工夫を重ねる必要があると思われま。

最後に、審査の意見、指摘事項であります。

恐れ入りますが、3ページに戻っていただき、第5. 審査の意見、指摘事項をご覧ください。

決算収支状況は、一般会計ならびに特別会計ともに実質収支において全て黒字決算となっております。職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など、積極的な努力が見受けられたところであります。

一般会計の歳入面につきましては、決算額において前年度と比べ30億3,909万円、27.6%の増額となっております。これは、中学校新校舎の建設をはじめとする大型事業の実施に伴う国庫支出金、基金繰入金、地方債借入額等の増加が主な要因であります。今回の増加は、一時的な要素が高いものであると感じられました。

歳入総額に占める町税の構成比は9.9%という結果であり、本町が抱える地方自治体の大きな課題でもある人口減少が影響し、地方税の確保は年々困難な状況になってきていると考えられます。

個人町民税は納税義務者の減少、法人町民税は円安等による経済環境の悪化による業績低下で調定額、収入済額ともに減少となりましたが、固定資産税では償却資産などの過疎法による課税免除期間の終了に伴う増や、入湯税が令和5年4月にオープンしたスポーツ健康増進施設の影響により増加したため、地方税の総額は昨年度と比較して2,740万円、2.0%の増加となりました。

徴収率についても、昨年度と比較して0.3%増加し、96.5%を示すなど、預貯金照会システムの新たな運用の取り組みをはじめ、納税勧奨や納税相談および適正な執行など、職員の徴収努力がうかがえました。

今後も、これまで同様に適正な課税および適切な徴収に向けて、より一層の努力を望むものであります。

次に、地方交付税は、前年度に比べ3,884万円、0.8%増加とほぼ横ばいの状況でありましたが、大型建設事業が影響し、国庫支出金が6億65万円、60.6%の増、繰入金が7億6,756万円、118.4%の増、地方債が15億7,530万円、135.3%の増と大幅な増加が見られました。

次に使用料及び手数料につきましては、徴収率が96.5%で、前年度に比べ0.4%と若干増加しており、引き続き公平性の観点からも、より一層、徴収方法等に創意工夫をされ、収入未済額の減少に努めていただきたいと思います。

次に、歳出面につきましては、決算額において前年度と比べ31億1,021万円、31.2%増額となっております。これは、中学校新校舎およびスポーツ健康増進施設等の大型建設事業と旧合併特例事業債の繰上償還が主な要因となっております。

義務的経費につきましては、前年度に比べ2億6,358万円、7.8%の増額となっておりますが、これは主に公債費42.0%の増で、旧合併特例事業債の繰上償還が主な増額の要因であり、投資的経費については、大型建設事業の実施により前年度に比べ30億4,063万円、173.5%の増額となっております。

その他経費につきましては、前年度に比べ1億9,513万円、マイナス4.0%減少をしておりますが、物価高騰による光熱水費の増により、物件費が6.7%増加したものの、コロナ関連事業の減に伴う補助金等がマイナス15.3%減少となったものであります。

最後に、各事業につきましては、適正に執行されておりますが、厳しい財政状況の中で、限られた財源を有効に活用するため、職員一人ひとりが各事業の目的、必要性、投資効果等を十

分に検討し、是正・改善等に努めるとともに、人流データやA I等の新たな運用・活用について積極的に取り組み、より一層の町の活性化に向けて努めていただくことを望むものであります。

続きまして、報告第11号 令和5年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、報告をさせていただきます。

詳細な説明は、先ほど財政課長から説明がありましたので、重複する点があるかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

令和5年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類等は全て法令等に基づき作成されておりましたが、その結果が皆さま方のお手元の端末に配布してあります、財政健全化審査意見書に掲載してあります。

(1) 健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っております。

特に、実質公債費比率は前年度同様マイナスでありますので、今後も施策、事業の選択等による経費の節減、町債の発行、繰上償還の工夫と中長期的な財政計画に基づき財政運営を行っていただき、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

終わりになりましたが、職員一人ひとりが常日頃から各々担当する業務はもちろんのこと、町政全般についての創意工夫の努力を重ねていただき、身延町総合計画の将来像であります「やすらぎと活力ある開かれたまち」「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指して、町民が安心して暮らせるよりよいまちづくりの実現に向けて、職員が一丸となって邁進することを望むのであります。

以上で報告を終わります。

○議長（上田孝二君）

中澤代表監査委員からそれぞれ審査意見書の報告が終わりました。

ここで中澤代表監査委員は退席となります。

中澤代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき厚くお礼申し上げます。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時19分

○議長（上田孝二君）

皆さんおそろいですので、時間前ですが休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第7 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町公平委員会委員の選任について）を議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは、報告第12号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。理由といたしましては、片田公夫委員が去る8月12日に急逝されたため、その残任期間、

本年11月18日までとなりますが、この間について後任委員を選任する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分といたしました。

委員の急逝に伴い、早急に委員を選任する必要が生じたためでございます。

専決処分により選任した委員は、井上隆雄氏。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

井上氏につきましては、旧身延町役場、身延町役場に長年勤務され、地方公務員として地方自治に携わり、公平委員としての職務を行う上で必要な知識と経験がともに豊富であり、公平委員会委員の職務を遂行していただく上で適任者であります。

なお、任期につきましては、本年8月16日から11月18日までの間となります。

以上で、説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第8 議案第75号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

議案第75号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

お手元の端末資料、議案説明書をお願いいたします。

提案理由を申し上げます。

甲斐黄金村・湯之奥金山博物館の休館日、開館時間および入館料を変更するため、身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する必要が生じました。

これが議案を提出する理由でございます。

背景等について、説明いたします。

湯之奥金山博物館の年末年始の休館日につきましては、12月28日から1月1日となっておりますが、年末に施設の機械器具の総点検、大掃除等の作業の時間を取ることができておりません。このため、休館日を2日前倒しし、この作業の時間に当てたいと考えております。

また、7月から9月までの3カ月間は、開館を18時まで延長しております。

夏時間を設けた背景には、下部温泉郷を訪れる観光客、主に宿泊客の誘客を図ることを目的としておりましたが、現状を見ますと入館者は多くありません。労務管理、経費の節減の観点からも見直すべきと判断いたしました。

また、入館料のうち砂金採り体験料につきましては、現行の入館料は平成29年に改正されたものですが、改定以降も社会情勢の変化、特に金価格高騰が続いております。価格の高騰により、施設で使用する砂金の仕入れ価格も大幅に上がっており、今回の改正に至っております。

なお、料金改定に当たっては、金山博物館運営委員会でもご審議いただき、同意を得ております。

次に、改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

第5条、休館日につきましては、12月28日から1月1日までとなっておりますが、「12月

28日」を「12月26日」と改めます。

第6条、開館時間につきましては、第1項を改め、1年を通して博物館の開館時間を午前9時から午後5時まで、入館時間は午後4時30分までと改めます。

別表（第8条関係）につきましては、入館対象者の区分が4種ありますが、それぞれ現行の体験料を300円上げ、それに伴い共通券につきましても同額を上げるよう改めます。

経過措置といたしまして、小中高校の児童学生が教育課程に基づく教育活動として入館しようとする場合には、令和7年3月31日までは従前の例によることとしております。

施行期日は、令和7年1月1日といたします。

以上で、議案第75号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第76号 身延町市之瀬味噌加工所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

産業課からは、議案第76号 身延町市之瀬味噌加工所条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明をさせていただきたいと思っております。

この施設につきましては、令和5年2月、全員協議会におきまして、イノベーション等整備事業を活用する計画の一環といたしまして、しもべ道の駅実習室の改修を行いまして、一般貸し出し機能を移転し、令和4年度末をもって操業を中止する予定であるというご説明をさせていただきました。

しかし、令和5年度、イノベーション事業が不採択となりまして、しもべ道の駅実習室改修が実現しなかったこと、それから利用状況が令和5年度57釜132人と、地元の方を中心に現時点で利用者があることから、令和7年度から更新されます指定管理期間中は存続させていきたいと考えます。そのために、今回の条例改正が必要となります。

提案理由を申し上げます。

光熱水費の高騰に対応するため、市之瀬味噌加工所の使用料を値上げいたしまして、併せて指定管理者が施設の利用料金に対し弾力的な運用を図れるようにするため、身延町市之瀬味噌加工所条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に背景でございますが、身延町市之瀬味噌加工所の利用料金は、1釜につき1,500円を設定しておりますが、光熱水費の高騰により収支に不足が生じております。

このため社会情勢の変化、特に光熱水費の高騰に対応するため、改正する必要が生じました。

次に、内容についてご説明いたしますと、第15条第2項中の「指定管理者が町長の承認を得て定める額」を「第8条に定める使用料に0.8を乗じて得た額から当該使用料に2.0を乗じて得た額までの範囲内において、町長の承認を得て指定管理者が定める額」に改めるものでございます。

別表中の利用料金は「1,500円」を「2千円」に改めます。

施行期日につきましては、令和6年12月1日からでございます。

以上で、説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第77号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

議案第77号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

お手元の端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに、提案理由を説明いたします。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、児童手当法に係る特例給付が廃止されることおよび健康保険証がマイナ保険証に移行することに伴い、町が行う事務について個人番号を利用できるようにするため、身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、改正の背景について、2点申し上げます。

1点目としまして、理由で申し上げました児童手当法に係る特例給付が令和6年10月1日から廃止となり、児童手当が一本化されることとなります。

2点目としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正となり、マイナンバーカードと保険証の一体化が推進されており、町が行う事務のうち、健康保険証の情報を必要とするものについて、マイナンバーを利用して行えるようにする必要があることとなります。

続きまして、内容について説明いたします。

まず、背景の1点目に基づき、条例の別表第1および第2に規定されている特例給付を削除いたします。

背景の2点目で、町で行う事務のうち、健康保険証の情報を必要とするものについてと申し上げましたが、この部分について、該当となる子育て支援医療費助成金、ひとり親家庭医療費助成金、重度心身障害者医療費助成金に関する事務を本条例の別表第1および第2に、それぞれを追加、マイナンバーを利用するものとし、事務の対応を図る。

この2点が改正内容であります。

施行期日について説明いたします。

本改正により、マイナンバーを利用するため、個人情報保護委員会に申請する等、所定の手続が必要となります。実際に利用できるのは令和7年6月の予定でありますので、改正条例の施行は令和7年4月1日といたします。

ただし、児童手当法に係る特例給付の廃止は令和6年10月1日と決められていることから、この部分の改正における施行日は令和6年10月1日となります。

本改正の具体的な条文は、参考資料の新旧対照表4ページから7ページに記載されておりますので、ご覧いただきたくお願い申し上げます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第78号 身延町和田辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第78号 身延町和田辺地総合整備計画の策定についてであります。

身延町和田辺地総合整備計画を次のとおり策定いたします。

1. 別紙のとおり。

後ほど、内容説明を申し上げます。

提案理由を申し上げます。

身延町和田辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を得る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第78号 身延町和田辺地総合整備計画の策定について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の総合整備計画書をご覧ください。

過日の全員協議会において説明をさせていただきましたが、町が今後、辺地地域において公共的施設の整備を進めるにあたり、辺地対策事業債を活用していくために総合整備計画を策定するものです。

身延町和田辺地総合整備計画の策定については、同地域内において消防施設消防機庫・詰所を整備するものであります。

計画期間は令和6年から令和10年までの5カ年としますが、令和7年度までの2カ年での完成を見込んでおります。

辺地の総合整備計画の策定につきましては、あらかじめ知事との協議を行ったのち、議会の議決をいただくこととなっておりますので、本定例会に上程させていただくものでございます。

以上、議案第78号の提案理由ならびに内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第12 議案第79号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

伊藤町民課長。

○町民課長（伊藤剛君）

議案第79号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、ご説明いたします。

端末の議案説明書をご覧ください。

最初に、提案理由を申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するため、地方自治法第291号の3第1項の規定により関係地方自治体との協議を行うにあたり、同法第291条の11の規定により議会の議決が必要となります。

これがこの議案を提出する理由です。

規約変更の背景等について説明いたします。

令和5年12月27日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が本年12月2日と定められ、現行の被保険者証は廃止となり、同日以降、発行されなくなります。

今後は、保険証利用登録がされたマイナンバーカード、通称マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。

これに伴い、山梨県後期高齢者医療広域連合規約が変更となります。

次に、規約の変更内容について説明いたします。

山梨県後期高齢者医療広域連合規約別表第1において、後期高齢者医療制度の事務のうち市町村において行う事務を定めています。

同表中、被保険者証の引き渡しおよび返還の受付事務について定めていますが、現行の被保険者証は廃止となることから、表中の「被保険者証及び資格確認書」を「資格確認書等」に変更いたします。

施行期日につきましては、令和6年12月2日からとなります。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第13 議案第80号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第81号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第82号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第83号 令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案は、一般会計および特別会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第80号から議案第83号までの令和6年度身延町一般会計および特別会計補正予算に

ついて、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第80号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,807万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,582万9千円といたしました。

第2表 地方債の補正について、説明いたします。

第2表 地方債補正により地方債の限度額を追加、変更いたします。

追加につきましては、辺地対策事業債は230万円追加し、消防団施設整備事業に230万円を充当いたします。充当率は100%、交付税措置は80%であります。

対象事業は、身延第4分団第5部（和田）消防詰所新築工事設計業務委託になります。

変更につきましては、過疎対策事業債は1億750万円増額し、補正後の限度額を3億5,650万円といたしました。充当率は100%、交付税措置は70%であります。

西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業に1億150万円を充当し、道路改良事業に500万円を減額および橋梁長寿命化事業に1,700万円を減額いたします。

味噌加工施設整備事業に2,800万円を充当いたします。各対象工事および事業につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

14款1項6目土木使用料、住宅使用料現年度分137万5千円を計上し、住宅管理費へ充当いたします。

15款1項1目民生費国庫負担金、児童手当国庫負担金1,288万2千円を計上および2項2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金11万1千円を計上し、併せて児童措置費へ充当いたします。

16款1項1目民生費県負担金、児童手当県負担金252万7千円を計上し、児童措置費へ充当いたします。

2項2目民生費県補助金、保育対策総合支援事業費補助金68万6千円を計上し、特定教育・保育施設費へ充当いたします。

3ページをお開きください。

2項5目商工費県補助金、再配達削減推進事業費補助金25万円を計上し、消費者対策事業費へ充当いたします。補助率は4分の1でございます。

18款1項1目一般寄附金1千万円の計上につきましては、名誉町民であります大阪府在住の望月靖允氏よりのご寄附であります。ふるさと応援基金費へ積み立ていたします。

19款1項2目公共施設整備基金繰入金1億150万円を減額いたしました。これは、西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業に過疎対策事業債を借り入れることによる減額であります。

21款3項1目雑入（総務費雑入）1,551万4千円を増額いたしました。これは、デジタル基盤改革支援補助金として、一般管理費、事務費へ充当いたします。

22款町債1億980万円を増額いたしました。町債の増額につきましては、「第2表 地方債補正」の説明のとおりでございます。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款総務費について、ご説明いたします。

4ページをお開きください。

1項1目一般管理費については、デジタル基盤改革支援補助金等に伴う財源組替になります。

11目デジタル田園都市国家構想事業費、細目26西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業については、西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業に伴う過疎対策事業債の配分枠による財源組替になります。

3款民生費について、説明いたします。

5ページをお開きください。

1項7目障害福祉費、細目2障害福祉事業費、償還金、利子及び割引料（過年度還付金）2,028万円を計上いたしました。これは、令和5年度障害者自立支援医療給付事業、療養介護医療給付費事業等の超過交付に伴う返還金でございます。

2項1目児童福祉総務費、子育て支援課への指定寄附金に伴う財源組替になります。

2目児童措置費、細目1児童手当給付費、扶助費（児童手当）1,258万円を計上いたしました。児童手当法施行規則の改正に伴う児童手当費の増額分でございます。

7目特定教育・保育施設費、細目1特定教育・保育施設費、負担金、補助及び交付金（補助金）102万9千円を計上いたしました。これは、保育環境等改善事業補助金で、大野山保育園への補助金であります。

4款衛生費について、説明いたします。

6ページをお開きください。

1項2目予防費、細目5その他予防費、負担金、補助及び交付金（その他の負担金）1億8,370万円を計上いたしました。これは、飯富病院の事業運営に伴う負担金であります。

4目環境衛生費、細目2環境衛生事業費、工事請負費105万6千円を計上いたしました。不法投棄防止柵設置工事費であります。

6款農林水産業費について、説明いたします。

1項3目農業振興費、細目8味増加工施設整備事業、これは味増加工施設整備事業に伴う過疎対策事業債の配分枠による財源組替になります。

7ページをお開きください。

2項2目林業土木費、細目2林業土木事業費、工事請負費2千万円の計上については、西嶋残土処理場場内整備工事費であります。

7款商工費について、説明いたします。

1項1目商工振興費、細目2消費者対策事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）50万円を計上いたしました。再配達削減推進事業費補助金で、宅配ボックス補助金であります。50世帯分を予算化いたしました。

8款土木費について、説明いたします。

2項2目道路橋梁新設改良費および3目道路メンテナンス事業費については、道路改良事業費および橋梁長寿命化事業に伴う過疎対策事業債の配分枠による財源組替になります。

5項1目住宅管理費、細目2住宅管理事業費、8ページをお開きください。負担金、補助及び交付金（補助金）250万円を計上いたしました。これは、木造住宅耐震改修事業費補助金であります。2件分を予算化いたしました。

細目7八日市場団地管理費、需用費（修繕費）165万2千円を計上し、八日市場団地施設内の修繕費であります。

9款消防費について、説明いたします。

1項1目非常備消防費、細目2消防団活動費、負担金、補助及び交付金（補助金）50万円を計上いたしました。これは、消防用資機材等整備費補助金として、火の見やぐら解体事業の補助金2カ所分でございます。

10款教育費について、ご説明いたします。

1項4目旧学校施設管理費、細目3旧身延中学校施設管理費、委託料（設計・測量委託料）680万9千円を計上いたしました。これは、旧身延中学校跡地利用を行うための用地測量業務委託になります。

9ページをお開きください。

4項2目公民館費、細目1公民館運営事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）73万9千円を計上し、集落公民館整備費等補助金になります。対象集落公民館として、清子・小田船原・飯富・江尻窪集落公民館であります。補助率は3分の1でございます。

13款諸支出金について、ご説明いたします。

1項18目ふるさと応援基金費、細目1ふるさと応援基金費、積立金1千万円を計上し、ふるさと応援基金への積立金になります。

10ページをお開きください。

議案第81号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,706万2千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金10万8千円を増額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、細目1一般管理費、需用費（印刷製本費）10万8千円を計上いたしました。これは資格確認書3,600枚の印刷費であります。

11ページをお開きください。

議案第82号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9万2千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

8款繰越金、1項1目繰越金87万9千円を増額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5款諸支出金、1項1目第1号被保険者還付金、細目1第1号被保険者還付金、償還金、利子及び割引料（還付金）87万9千円を計上いたしました。これは、第1号被保険者に対する過年度の保険料還付金になります。

12ページをお開きください。

議案第83号 令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ844万9千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5款繰入金、1項1目下部奥の湯温泉事業基金繰入金128万5千円を増額し、温泉管理費

へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款温泉事業費、1 項 1 目温泉管理費、細目 1 温泉分湯施設維持管理費、需用費（修繕費）1 2 8 万 5 千円を計上いたしました。これは、下部奥の湯温泉送湯管の保護用落石防止ネット等の修繕費でございます。

以上で、議案第 8 0 号から議案第 8 3 号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第 1 7 議案第 8 4 号 令和 6 年度身延町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 8 議案第 8 5 号 令和 6 年度身延町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

以上の 2 議案は、企業会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

内藤上下水道課長。

○上下水道課長（内藤哲也君）

議案第 8 4 号 令和 6 年度身延町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、内容説明をさせていただきます。

3 ページをご覧ください。

第 2 条、令和 6 年度身延町水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収入の予算額を第 1 款水道事業収益 1 0 8 万 8 千円を増額し、6 億 1, 9 1 2 万 7 千円に補正するものです。

詳細につきましては、第 2 項営業外収益の雑収益を 1 0 8 万 8 千円増額します。これは、山梨県峡南建設事務所が発注している県道身延線道路事業工事に伴った水道給水管の移設補償金によるものです。

また、収益的支出の予定額を第 1 款水道事業費用 8 2 8 万 6 千円を増額し、6 億 3, 3 5 4 万 3 千円に補正するものです。

詳細につきましては、第 1 項営業費用の原水及び浄水費を 7 9 9 万 7 千円および総係費を 2 8 万 9 千円増額します。これは、宮木水源・配水池および下部配水池のテレメータ装置の更新および児童手当、コンビニ収入手数料の増加によるものです。

次に第 3 条、令和 6 年度身延町水道事業会計予算、第 4 条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 5, 2 9 9 万 5 千円を 1 億 6, 0 5 6 万 3 千円に、当年度分損益勘定保留資金 1 億 2, 9 9 9 万 4 千円を 1 億 2, 2 4 2 万 6 千円に改め、資本的支出の予定額を第 1 款資本的支出 7 5 6 万 8 千円増額し、3 億 1, 9 1 7 万 7 千円に補正するものです。

詳細につきましては、第 1 項建設改良費を 7 5 6 万 8 千円増額します。これは、西嶋地内配水管布設工事によるものです。

なお、資料としまして、概要を添付してありますのでご確認ください。

以上で、議案第 8 4 号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第 8 5 号 令和 6 年度身延町下水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和6年度身延町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を第3款下水道事業費用5万7千円を増額し、4億8,406万7千円に補正するものです。

第1項営業費用の詳細につきましては、総係費のコンビニ収納手数料5万7千円を増額するものです。

なお、資料としまして概要を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で、議案第85号の内容説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第19 同意第4号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第20 同意第5号 身延町監査委員の選任について

日程第21 同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について

日程第22 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の同意3議案および諮問1議案は人事案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

それでは、同意第4号 身延町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

提案理由を申し上げます。

令和6年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生じました。

については、委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景といたしましては、現教育委員の遠藤一彦氏の任期が令和6年11月18日に満了となるため、新たに委員を任命する必要が生じました。

なお、委員の任命にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。」と規定されております。

内容といたしまして、新たに任命しようとする方は笠井安秀氏でございます。住所、生年月日等は記載のとおりであります。

笠井氏は、昭和59年4月から令和3年3月までの長きにわたり、山梨県内の各小学校に勤務され、教員として児童教育に携わり、教育委員としての職務を行う上で必要な知識と経験が豊富で、人格は高潔であり、教育委員として職務を遂行していただく上で適任者であります。

なお、任期は令和6年11月19日から令和10年11月18日まででございます。

続きまして、同意第5号 身延町監査委員の選任について、ご説明いたします。

まず、提案理由を申し上げます。

令和6年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生じました。

ついては、委員の選任にあたり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、現監査委員の中澤俊雄氏の任期が令和6年11月18日満了となるため、新たに委員を選任する必要がございます。

委員の選任にあたっては、地方自治法第196条第1項に「地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者を選任する。」と規定されております。

内容といたしまして、新たに選任しようとする方は、竹ノ内強氏。住所、生年月日はそこに記載のとおりでございます。

竹ノ内氏につきましては、旧下部町役場および身延町役場に長年勤務され、産業課長、建設課長、会計管理者を歴任され、監査委員としての職務を行う上で必要な知識と経験が豊富で、人格は高潔であり、職務を遂行していただく上で適任者でございます。

任期につきましては、令和6年11月19日から令和10年11月18日まででございます。

続きまして、同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

まず、提案理由を申し上げます。

令和6年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を選任する必要が生じました。ついては、委員の選任にあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景といたしまして、現委員である井上隆雄委員の任期が令和6年11月18日に満了となるため、新たに委員を選任する必要が生じました。

なお、委員の選任にあたっては、地方公務員法第9条の2第2項に「委員は、人格が高潔で、地方自治法の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する。」と規定されております。

選任しようとする方は、井上隆雄氏。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

井上隆雄氏につきましては、旧身延町役場、また合併後の身延町役場に長年勤務され、地方公務員として地方自治に携わり、公平委員としての職務を行う上で必要な知識と経験が共に豊富であり、公平委員会委員の職務を遂行していただく上で適任者であります。

このたび、令和6年11月18日に任期が満了することから再任をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和6年11月19日から令和10年11月18日まででございます。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由を申し上げます。

令和7年3月31日に委員の任期が満了するので、その後任委員の候補者を推薦する必要が

生じました。ついては、その後任委員の候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景といたしましては、下部地区の日向啓子委員の任期が令和7年3月31日に満了となるため、新たに委員を推薦する必要がございます。

委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項に「委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方の中から、議会の同意を得て候補者を推薦する。」と規定されております。

新たに推薦しようとする方は、望月守氏。住所、生年月日は記載のとおりであります。

望月氏は、昭和55年12月に下部建設に入社し、平成9年1月に同社代表取締役役に就任。平成28年2月に同社を閉じるまで代表取締役を務められました。

現在は、出羽建設株式会社において相談役に就任されております。

社員また地元からの人望も厚く、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として職務を遂行していただく上で適任者であります。

なお、任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

すみません、ただいま「議会の同意を得て」と私、申し上げましたが、「議会の意見を聞いて、候補者を推薦する。」と規定されております。訂正させていただきます。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時28分

○議長（上田孝二君）

それでは全員おそろいですので、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

それでは、これから質疑を行います。

質疑について、同種類の議案については、その都度同意を求めて、一括して質疑を行いたいと思います。一括質疑となった場合には、ご発言の際に、質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いします。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料6ページの付託議案表のとおり、常任委員会へ付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、定例会資料7ページの議案については、委員会付託を省略の予定となっておりますので、よろしく願いします。

それでは、質疑に入ります。

はじめに、認定第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の質疑を終わります。

次に、報告第12号については、人事案件であるため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第12号については、質疑を省略します。

次に、議案第75号から議案第77号までの3議案については、条例改正案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第77号までの3議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第75号から議案第77号までの質疑を終わります。

次に、議案第78号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号から議案第85号までの6議案については、一般会計および特別会計ならびに企業会計の補正予算案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第85号までの6議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第80号から議案第85号までの質疑を終わります。

次に、同意第4号から同意第6号までおよび諮問第4号の4案件については、人事案件であるため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第4号から同意第6号までおよび諮問第4号の4案件については、質疑を省略します。

それでは、お諮りします。

定例会資料6ページの委員会付託議案表のとおり、認定第1号、議案第75号から議案第85号までおよび請願第1号の計13案件を常任委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、常任委員会へ付託します。

お諮りします。

定例会資料7ページの委員会付託省略議案表のとおり、報告第11号から報告第12号まで、同意第4号から同意第6号までおよび諮問第4号の計6案件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会への付託を省略します。

日程第23 身延町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題とします。

身延町選挙管理委員及び補充員の任期が、本年11月18日に満了となります。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙することが定められております。

選挙すべき人数は、委員4名、補充員4名です。

お諮りします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、身延町選挙管理委員会委員を指名します。

端末の別紙資料①をご覧ください。

議会への推薦者の報告順に、氏名を読み上げます。

渡邊晶夫氏、佐野隆氏、荒川洋一氏、佐野和雄氏。それぞれ住所および生年月日については記載のとおりです。

以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名をしました4名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました渡邊晶夫氏、佐野隆氏、荒川洋一氏、佐野和雄氏の4名を身延町選挙管理委員会委員の当選人とすることに決定しました。

次に、身延町選挙管理委員会委員の補充員を指名します。

順位第1位 望月和永氏、順位第2位 望月俊夫氏、順位第3位 遅澤祐二氏、順位第4位 堀内篤氏。それぞれ住所および生年月日については、記載のとおりです。

以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名をしました4名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました順位第1位 望月和永氏、順位第2位 望月俊夫氏、順位第3位 遅澤祐二氏、順位第4位 堀内篤氏の4名を身延町選挙管理委員会委員の補充員の当選人とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

それでは、本日は、これもちまして、本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時38分

令和 6 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 3 日

令和6年第3回身延町議会定例会（2日目）

令和6年9月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番 遠藤 公久

3番 佐野 昇

5番 佐野 知世

7番 望月 悟良

9番 広島 法明

12番 渡辺 文子

14番 上田 孝二

2番 深山 光信

4番 山下 利彦

6番 伊藤 雄波

8番 田中 一泰

10番 野島 俊博

13番 伊藤 達美

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	笠井 健一
学 校 教 育 課 長		望月 俊也	施 設 整 備 課 長	佐野 彰
生 涯 学 習 課 長		青嶋 浩二		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、峡南南部地域の医療・介護体制について、質問いたします。

令和6年7月に峡南の医療連携強化を主な業務とする法人「みなみやまなし」の活動拠点が中富すこやかセンター内に開設されました。この法人「みなみやまなし」の職員について、まず質問させていただきます。

活動拠点となる事務所の主な業務として、令和6年度は各医療機関の連携の在り方を検討し、人事交流や医薬品の共同購入に取り組むとされています。これらの業務を担当する事務所所属職員の内訳、また、これまでに調査に携わったEY新日本有限責任監査法人について、今後の経営統合までの活動を進める上での関連性の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

地域医療連携推進法人みなみやまなしの事務局につきましては、当該法人に参画する社員から、具体的には、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合、公益財団法人身延山病院、早川町、身延町、南部町の5つの社員からそれぞれ1名の職員を出して事務局機能を担うこととしました。

なお、これらの事務局員は専従ではありません。現在のところ、原則毎週火曜日の午後の時間帯に事務所に集合し、業務の打ち合わせ等を行っています。

次に、令和4年度に実施した委託業務の受託者であるEY新日本有限責任監査法人と今後の取り組みを進める上での関連性についてのご質問ですが、令和4年度の委託業務は、調査報告書の提出をもって完結するもので、その後の具体的な取り組みの実行支援までを含めた委託業務ではありません。したがって、当該業者が関わることを前提とした取り組みはありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私は、この答弁書を見たときに、コンサルやアドバイザーを入れずに、飯富病院、身延山病院、身延町、早川町、南部町の当事者が当事者意識を持って取り組むということを受けて、ほっとしたところなんです。昨日の町長の行政報告にありますように1,400万円の委託料を業者に払うと。調査も委託、それからこれからの行動も委託と。指定管理者制度のような、丸投げのような状況だということに感じました。

ぜひ、全国どこでもあるような、また共通して使えるような計画にならないように、それぞれの法人から選出された当事者は、当事者意識を持って取り組むことを強く望みます。

2問目ですが、飯富病院の役割分担と介護サービスの需要と供給体制について、ご質問いたします。

現在、身延町の65歳以上の高齢者の割合は県下で最も高く、今後もその高齢化率は50%に達すると予想されています。

このような状況の中で、介護老人保健施設で実施されている通所リハビリ、ショートステイなどは、今後、需要が増え、重要度は増してくるものと考えます。しかし、令和6年6月末に峡南ケアホームいとみの介護ベッド54床全てが閉鎖され、地元の住民が他施設に追いやられ、地元の施設を利用させない運営方法は、公的な施設のあるべき姿ではないと考えます。

協議会の基本方針に各医療機関の役割分担、医療・介護連携を掲げ、地域完結型医療・介護体制を目指す基本方針において、介護ベッドの半数を削減した飯富病院の役割分担をどのように考えているのか。

54床あった老健ベッドを閉鎖した原因や、今後の身延町内の介護サービスの需要に対し、供給体制についての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

山下議員は、峡南ケアホームいとみの介護ベッド54床全てが閉鎖され、地元の住民が他施設に追いやられた、とおっしゃっていますが、飯富病院の名誉のために言わせていただきますと、このような事実はなかったと認識しています。施設的に入所者数を縮小しながらも、長期入所の施設サービスを継続して運営してきております。

令和6年5月22日に開催された、山下議員も出席していた飯富病院の第2回臨時会で、議案第7号 病院事業の設置等に関する条例中改正の件で、老人保健施設峡南ケアホームいと

みの病床数（収容人員）「入所54名」を「入所27名」に改めるという条例改正が可決され、令和6年7月1日から施行されています。この臨時会の中でも、病院側から詳細な説明があったと思います。

そこで、このようになった原因についてというご質問は、峡南ケアホームいとみのベッド数は、縮小はしてても閉鎖していませんので、ベッド縮小の理由はということだとしてお答えします。

令和6年第2回定例議会の伊藤達美議員の一般質問で、介護老人保健施設峡南ケアホームいとみの運営と今後についての中で、この施設を縮小すると聞いたが、その理由は。という質問に対して、私の答弁をそのまま引用させていただきます。

介護老人保健施設を縮小する理由についてですが、老健施設の老朽化が深刻な問題となっており、改修するには約9億7,300万円という莫大な費用がかかる上、故障で空調設備が使用できないことから、病院施設の旧療養病棟として使用していた2階で老健を運営継続していくこととなったため、施設的に縮小せざるを得ないということです。と、私は答弁しており、これがベッド縮小の理由です。

飯富病院の役割分担についてどのように考えているかのご質問ですが、今回の峡南ケアホームいとみ規模縮小の件は、先ほど申し上げた事情があつてのことであり、峡南南部地域の医療連携における役割分担とリンクするものではありません。

なお、今年度、地域医療連携推進法人みなみやまなしの事業として、関係医療機関がどのように役割分担をすることがいいのか、峡南南部地域の医療を崩壊させないために、このエリアの中で、飯富病院も含めた関係医療機関それぞれの役割分担について検討してまいります。

次に、今後の身延町内の介護サービスの需要とこれに対する供給体制についてのご質問ですが、山下議員は高齢化率が高いと、65歳以上の被保険者数が増え、介護需要が増えるとお考えのようですが、本町では、高齢化率の高さと、被保険者数および介護需要が比例して増えていくような状況にはないと考えています。

まず、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間の第9期介護保険事業計画では、65歳以上の被保険者数は令和6年度4,939人（対前年度マイナス3人）、令和7年度4,839人（対前年度マイナス100人）、令和8年度4,742人（対前年度マイナス97人）と、認定者数の推移についても、令和6年度971人（対前年度マイナス85人）、令和7年度934人（対前年度マイナス37人）、令和8年度902人（対前年度マイナス32人）と、また、保険給付費の見込み額についても、令和6年度19億3,306万8,491円（対前年度マイナス6,471万8,011円）、令和7年度18億9,344万4,094円（対前年度マイナス3,962万4,397円）、令和8年度18億4,421万3,290円（対前年度マイナス4,923万804円）と、全てにおいて減少が続くと見込んでいます。

また、令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業計画中的実績値では、65歳以上の被保険者数は令和3年度5,145人（対前年度マイナス84人）、令和4年度5,036人（対前年度マイナス109人）、令和5年度4,930人（対前年度マイナス106人）、認定者数の推移についても、令和3年度1,059人（対前年度マイナス30人）、令和4年度1,015人（対前年度マイナス44人）、令和5年度970人（対前年度マイナス45人）と、また保険給付費についても、令和3年度20億5,158万9,654円（対前年度マイナス918万5,047円）、令和4年度19億4,072万8,035円（対前年度マイナス1億1,086万

1, 619円)、令和5年度19億1,334万256円(対前年度マイナス2,738万7,779円)と、実績値の全てにおいて減少しました。

このように、被保険者数、認定者数および保険給付費については、実績値でも減少していませんし、今後3年間についても減少が続くと見込んでいることから、峡南ケアホームいとみの規模縮小はありますが、そのほかの介護保険関係事業所が、現在同様のサービスを提供できることを前提とすれば、介護サービスの需要に対して、十分応えられる体制にあると考えています。

以上です。

○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

○4番議員(山下利彦君)

再質問をします。

今回の答弁で一番の問題は、9億7,300万円という修繕費の提示やその仕方、捉え方だと思います。この金額は全ての施設をリニューアルした場合のもので、入札もせず設計会社からの提示金額を積み上げただけの金額であり、この金額を盾に修繕を行わず閉鎖してしまったことが最大の問題だと考えます。

施設の老朽化に対し優先順位を付け修繕を繰り返しながら、地域に必要な医療・介護サービスを提供し続ける事業経営を今までも行ってきたと考えます。

今回、老健の介護ベッド閉鎖の一番の原因は、冷暖房における吸収式冷温水器の故障と言われています。1階のデイケアスペース同様、2階・3階の部屋ごとエアコンを設置することで問題は簡単に解決するものと考えますが、実施しない原因は何なのか、説明をよろしく願います。

○議長(上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長(深沢泉君)

お答えします。

山下議員は「金額においても入札もせず」とおっしゃっていますが、予算を確保しなければ入札はできません。例えば、積算が9億7,300万円の改修費用が、入札の結果5億円だったとしても、予算として9億7,300万円を確保しなければ、入札することはできないということです。

また、長年、飯富病院に勤務し、事務部長まで務めた山下議員は、「施設の老朽化に対して優先順位を付け修繕を繰り返しながら、事業経営を今まで行ってきた」とおっしゃっていますが、施設改修のための基金を積み立て財源を確保することなく、長期的な施設管理計画をもとに計画的に改修を実施してこなかった結果が、今回の老健施設のような莫大な改修費用につながったのではないのでしょうか。

最後に、「1階のデイケアスペース同様、2階・3階の部屋ごとのエアコン設置で問題は解決するものとするが」というご質問についてですが、老健施設を縮小することは、飯富病院の院長を中心に幹部職員ならびに関係職員が、施設改修のことばかりではなく、経常的な赤字基調の病院運営および老健運営のことも勘案し、熟慮に熟慮を重ねた上での決断だと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この続きは病院議会で行いますので、事務長をサポートするような形で答弁をよろしく願いいたします。

次に、道の駅西嶋和紙の里の指定管理事業について、質問させていただきます。

県議会では、6月の定例議会において、指定管理施設の運営についての一般質問に対する答弁は、今日的な政策課題に対するためには、指定管理者に任せるのではなく、県自ら施設の運営に責任を持つという基本に立ち返った対応が求められると答弁し、指定管理者制度採用に対し抜本的な見直しをする考えを示しました。

現在、身延町は、指定管理者制度を採用して12の事業を実施していますが、今回、令和6年度、西嶋和紙の里を道の駅にするため、指定管理者制度を採用し、リニューアル費用として総額8億4千万円の巨額を投じるという計画が議会の賛成多数で可決されました。この計画に一人反対した私としては、以下の点について改めて説明を求めます。

1つ目は、直営における問題点の分析です。

西嶋和紙の里は当初から直営で行われてきました。管理運営を指定管理者制度に転換せざるを得ない要因について、直営の問題点の分析結果の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

西嶋和紙の里については、平成10年に開館し26年が経過しております。好評だった木喰展を開催した平成30年度には約5万人の入館者がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり減少傾向となっております。このような状況の中、施設の活性化を目的に「身延町西嶋和紙の里活性化ビジョン」を策定いたしました。この活性化ビジョンの中でオープンから約26年が経過する中、先を見据え、より効果的な町の活性化拠点としてブランディングを再構築する必要があるとの方向性が示され、指定管理者制度を導入するきっかけとなっております。

西嶋和紙の継承、北の玄関口として和紙を柱として集客に努めてまいりました。町民の多様な活動に対応するため、令和3年度には美術館条例の改正も行っておりますが、経費も経常的にかかり自治体が直接経営することは限界であると認識しており、今後の収益性を高めるためにも、指定管理者制度の導入が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

北の玄関口、これは本当にそういうふうに思っているのでしょうか。問題の分析をいくつか挙げてくれると思いました。具体的な答弁は、まったくありません。

昨年、議員の現地調査で西嶋和紙の里を視察しました。猛暑の中、ほとんどの芝生が枯れて

していました。それを目の当たりにし、大変ショックを受けました。芝にも朝晩、水をやるものです。人を迎える施設として、その一点を見ても、直営職員の経営意識のなさが問題であり、さらにそれを問題として分析されないところにも問題の根本があると感じます。

現状の問題の分析もせず、指定管理者に丸投げとは、とても前向きな対応とは思えません。次に、指定管理者制度のメリットについて伺います。

直営と比較して指定管理者制度採用による経費削減の予想額、また直営にはできない住民のサービスに応える企画、アイデアなど、住民サービスの質の向上というのは、どういうことなのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

西嶋和紙の里の収支につきましては、新型コロナウイルス感染症まん延前で、年間4千万円前後のマイナス収支、コロナ禍の令和3年度につきましては、5,200万円を超えるマイナス収支となっております。

令和7年度より指定管理者制度を導入いたしますが、この収支が少しでも改善されるよう、現在、指定管理候補者に詳細な収支計画をお願いしております。指定管理料も踏まえた収支計画が提出された際には、議会に対しても説明させていただきます。

指定管理者制度を導入することにより、民間事業者として蓄積したノウハウを活用し、客単価の向上、売上分析によるニーズの把握、イベントを利用したの売上計画等、自治体直営の営業形態ではできなかったサービスの提供、また、合理的な運営努力を行いコスト削減が可能となると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

これも収支計画を提出させるというような丸投げ感が非常に出ています。指定管理者制度を採用すれば経営が良くなるのか。例えば、みのぶ自然の里も含め、ほかの指定管理事業も良くなったでしょうか。

重要なポイントは、住民サービスとは具体的に何であり、その質の向上、あるべき状況を町が、行政が見据え、指定管理者に対してどのような支援、サポートをしていくかが問題です。

丸投げ感が強く、住民サービス向上のための支援に対する考えが具体的に見えないところが非常に残念に思います。

次に移ります。24時間対応トイレと駐車場拡大について、伺います。

以前の答弁では、中部横断道からの来客には期待せず、町内の観光地を周遊する観光客を対象とするとの答弁でした。その状況では、24時間トイレは必要なのか。駐車場拡大目的の目玉となる集客要素は何なのか。最大来客を何台、一日平均台数は何台と予想しているのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

西嶋和紙の里には、主に、国道52号および中部横断道を利用される方の立ち寄りを見込んでおり、道の駅登録に向けた施設の規模は、この道路の交通量を基に計算しております。また、規模だけでなく、さらにクリアしなければならない条件がございます。以前から議員の皆さんにもご説明しておりますが、トイレにつきましては24時間利用可能であること、また、ベビーコーナーを設置することは、必須条件となっております。

駐車場規模につきましては、国道52号と、中部横断道の道路利用状況を想定する必要があり、将来交通量および平成27年度道路交通センサス、これは国土交通省のデータになりますが、これを基に、東日本高速道路株式会社の休憩施設設計要領を適用し立ち寄り台数を算出しております。この結果、現行の駐車マスでは不足することが判明したため、駐車マスを再配置する工事を現在、行っております。

入込客数につきましては、この交通量を基にNEXCO中日本の設計要領の計算で算出しており、一日当たりの立ち寄り台数を平均100台と試算しております。平均立ち寄り台数を算出する方法であるため、最大立ち寄り台数につきましては計算をしておりません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

以前、町長はこの議場で、中部横断道からの来客は期待せず、町内の観光地を周遊する観光客を対象とすると、この場でおっしゃいました。それはそもそも道の駅としてはそぐわないと言っているようなものだと思います。

道の駅設置の必須条件である24時間トイレ、ベビーコーナー、駐車場規模、全て後付けです。

それにしても、当初年間7万人の来場者数を念頭にこの事業は計画されたと記憶しております。今回の答弁は、一日当たりの立ち寄り台数が平均100台と言います。今後の経営をどのように予想しているのか、まったく分かりません。

次の質問に移ります……。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私の答弁について言われましたけども、私は道の駅を、要は中部横断道の最寄りに造る必要はないと言ったんです。例えば道の駅ふじかわ、道の駅なんぶ、あそこは通過点なんです。そういう通過点の道の駅が身延町に必要なかということを申し上げたわけで、道の駅が必要ないとまでは言っておりませんので、よろしく願います。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

今までの討論の中で、町長の言ったことがちょっと私も飲み込めなかったので、また次の機会に聞きたいと思います。

道の駅の建設の基本方針について、伺います。

令和3年12月議会において、私の中部横断道道の駅建設についての一般質問に対し、当時の建設課長の答弁は「道の駅の設置位置の考え方については、間隔を定めて設置する性格のものではないが、休憩施設として利用しやすさや駅相互の機能分担の観点から、広域的な視点での構想づくりが望まれるということで、身延町にはすでに道の駅しもべと道の駅みのぶがございいます。新たな道の駅検討委員会を立てて、これを検討していくというようなことは、今のところ考えてございません」という内容です。

今回、簡単にこの基本方針を覆してまで実施する道の駅建設の目的は何なのか。何を基準に道の駅事業を進めているのか、方針について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

令和3年第4回定例会の一般質問、答弁を確認させていただきました。山下議員の「中部横断自動車道の3インターのうち1カ所でも道の駅は」との質問に対し、当時の建設課長は、「道の駅ふじかわ」「道の駅なんぶ」のようにインターチェンジに隣接する位置に、新たに道の駅を設置することは、地形的要因も重なり困難」と答弁しております。

中部横断自動車道から直接利用できる道の駅の設置は困難との答弁であり、先ほど町長からもございましたが、町内に道の駅を設置しない方針を立てたわけではございません。

和紙の里を道の駅に登録することで、町内の観光地を周遊する拠点の一つになると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

これだけ交通の大きく変わった状況において、私は今でも中部横断道への道の駅設置こそ、身延町の活性化に最も効果的な、必要不可欠なものだと思います。

答弁には非常に無理があるような気がします。これでいいのかと思うぐらいですが、道の駅ふじかわとか、道の駅なんぶなんていう名前を出していません。当時の答弁は、身延町にはすでに道の駅しもべと、それから道の駅みのぶがある。新たに道の駅検討委員会を立てて、これを検討していくことは考えていない。つまり、今後、造らないという答弁は明確なんです。

来場者予想を7万人と言ってみたり、新たな道の駅は造らないと言ってみたり、答弁がかみ合いません。それでも造りたいということですので、一般質問を今後続けながら注視していきたいと思います。

次に、少子化対策の結婚支援の必要性とあり方について、質問をいたします。

厚生労働省によると、2050年には全世帯のうち44.3%に当たる2,330万世帯が単身世帯になると発表しました。この単身世帯の急増の原因は未婚者の増加であり、少子化を招いた最大の原因は未婚・晩婚化であります。その意味で、子育て支援の少子化対策よりもまず先に「独身の支援」という視点が重要だと考えます。

現実に「結婚したいのにできない」という不本意な未婚は、20代で4割から5割も存在す

ると言われています。この婚姻率の低下の主な原因は、出会いのきっかけがないことが最大の要因です。独身男女の出会いの場支援政策は、早急に対応すべき政策と考えます。

そこで質問ですが、同窓会支援事業について、質問をいたします。

全国各地で同窓会支援事業が実施されています。同窓会の開催に対しての補助金制度です。地元に残り、地元を愛する者同士の接点をお膳立てしてあげることは、地方行政において意味のあることと考えますが、補助金制度を含む支援事業に対する考えと現状についての説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

同窓会実施経費の一部を補助することで、同窓会の実施を促す同窓会支援事業は、平成20年ごろから創設する市町村があり、現在、全国で約60程度の市町村が実施しており、県内では実施している市町村はないものと把握しております。

この同窓会支援事業のほとんどは、ふるさと回帰や経済的効果などを目的としており、一部で独身男女の出会いの場の創出を目的とした制度としております。

独身男女の出会いの場の創出を目的とした視点で、同窓会支援事業について考えますと、同窓会へ参加する男女の全ての方が、結婚の希望を持ち、出会いを求めているわけではないことから、結婚を目的とした出会いの場の提供の取り組みといたしましては、一般的に広く実施されている、結婚を考え出会いを求めている方々を対象にした婚活イベント等を主に進めることが妥当であると考えております。

現在、本町では、結婚を希望する方々を支援する取り組みとして、峡南5町が連携し、民間事業者への委託により、専門的なノウハウを活用した婚活イベント等を実施しております。

また、本町独自の支援といたしまして、個人を対象にした異性紹介やお見合いのほか、服装選び・婚活マナー・自己紹介・会話などのアドバイスを行う「個別相談」も民間事業者への委託により実施しており、専門的な知見から個々に応じたアドバイスを行い、婚活を後押ししております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

学校に縁があるという「学校縁」という言葉があります。同窓会支援事業は、同窓会という唯一無二の人間同士の交流促進と親睦により、情報発信は移住定住人口の増加と地域経済の活性化に大きく寄与していると言われます。

岡山県などは、26の市町村がこの事業を採用しています。山梨県にはないからよしとせず、全国に目を向けて参考にし、若者のあらゆる出会いの場、お膳立てをぜひ積極的に実施してほしいと思います。

次に、マッチング支援のガイドラインづくりについて伺います。

AIによる若者の出会い応援として、東京都は婚活に踏み出す第一歩として、人工知能が相性の良い相手を紹介するAIマッチングシステムを試験運用しています。この支援事業導入に

ついでに考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町においても、町民を対象に、結婚を希望する方々を支援する取り組みにおいて、異性紹介やお見合いによるマッチングを行っております。

このマッチングへの参加は、まずはインターネットでも受け付けている会員登録の際に、本人の様々な情報や希望などを提供登録していただき、その情報を基にマッチングを行います。

東京都が試験運用しているマッチングシステムも、同様の効果をもたらすものであろうかと思われませんが、東京都においては、東京都民等を対象に膨大な数のマッチングを処理するため、AIの導入で効率化を図ったものと考えております。

すでに民間が提供しているマッチングアプリが広く活用されており、現時点では、本町においてAIを使ったマッチングシステムを導入することは考えておりませんが、東京都のマッチングシステムの試験運用・本格運用に関する情報に注視し、取り組みの参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

分かりました。

次の質問ですが、若者の結婚へのニーズに応える政策について伺います。

独身男女の出会いの場支援政策のほか、若者の結婚ニーズに応える政策は様々あり、結婚にかかる費用の優遇措置などがありますが、身延町において若者の結婚へのニーズに応えてきた具体的な提案とその効果や問題点の説明を求めます。

また、今後、若者が主体的に政策づくりに関わる場面など、若者と共に政策をつくれる環境づくりの構築は必要と考えますが、この点についてお考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町が実施している新婚夫婦への支援制度には、平成16年9月13日に施行した「身延町定住促進に関する条例」に基づく、新婚夫婦が自由な使途に活用できる「結婚祝金7万円」の支給。

県補助事業を活用し、令和3年5月28日に施行した「身延町結婚新生活支援事業補助金交付要綱」に基づく、新婚世帯の住居費・リフォーム費用・引っ越し費用の一部について、夫婦の合計所得が500万円未満で、夫婦ともに39歳以下の新婚夫婦に対しまして30万円、29歳以下の夫婦に対しましては60万円を限度として、支給する制度を実施しております。

国立社会保障・人口問題研究所の調査結果によりますと、結婚資金・新生活の費用が結婚へのハードルの理由となっていることから、いずれの制度も結婚による新生活の開始に伴う生活

経費などの経済的負担の支援となる制度として有効に利用していただいているものと考えております。

また、若者と共に政策をつくる流れの構築に関しましては、将来の身延町を支える主役となる若者の皆さまには、まちづくりへの参画を得たいと考えており、総合戦略推進委員会の委員には20代の若者の参画をいただいた経過がありますが、若者の参画を得ることは難しいのが現状でございます。

今後も町民アンケートや若者に浸透しているインターネットを活用した情報収集を行うとともに、総合計画や総合戦略などの計画立案に関わる委員会の構成において、20代30代の若者を公募することにより、参画を働きかけていく考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次の質問ですが、県下有数な立派な校舎に似合う身延教育について伺います。

総工事費32億円の巨額を投じ、県内でも有数の立派な中学校の校舎が完成しました。

しかし、利用する生徒数は急激な減少傾向にあり、令和5年5月1日の生徒数151人から10年後には100人を割ることが確実視されています。

これらの少子化の進行に歯止めをかけるため、子育て世代の移住定住を促す教育移住を念頭に、全国的に独特な魅力ある教育環境づくりが必要と考えます。

立派な校舎が似合う特徴ある身延教育とは何か、同時に環境変化に順応するデジタル化について考えを伺います。

まず、図書館の在り方と電子書籍の導入について。

図書館への移動時間や利用時間、貸出冊数の制限等が原因で、図書館を利用し読書をする子どもたちが減っていると言われていています。早川町、山梨市では、児童生徒に配布した一人一台の端末の有効利用として、デジタル端末で電子書籍が読み放題サービスを導入しました。さらに、手元のスマートフォンや自宅のパソコンでも手軽に本が読め、料理や園芸の本など必要なときにすぐ見られて重宝だと好評です。

身延町の電子書籍導入についての考えと、本に親しむ環境づくりとしての図書館の在り方について考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

学校教育課では、学校図書館における在り方と電子書籍について、お答えします。

図書館業務に長年携わっている学校司書の意見では、学校図書館は児童生徒がたくさんの本と出会い、楽しみながら読書の幅を広げ、読書体験を深めていく場であり、多くの本の中から実際に本を手に取り、読みたい本を探す体験も重要と考えます。現状では視力低下などの阻害要因が少なく、五感を育てる紙の書籍での読書を基本的には勧めたいとのこと。

ただし、電子書籍が活用されていることも鑑みると、今後は読書する手段は紙だけでなく、デジタルもあることを体験できるように学校図書館が提供する必要性も少なからずあるとの考

えです。

なお、小中学生用に電子書籍を導入した早川町に現在の利活用状況を聞いたところ、小学生は利活用しているとのことですが、中学生は学校生活が忙しいことなどもあり、期待したほど利用実績がなかったことから、現在は利活用していないとのことでした。

このような状況もありますので、導入については、電子書籍の利活用状況、出版流通状況を把握しながら、利用する金額や電子書籍のメリット、デメリットを踏まえ、学校現場と意見交換する中で検討していく案件と考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

町立図書館を所管します生涯学習課からお答えいたします。

山下議員の質問にあった他市町の電子書籍読み放題サービスについては、児童生徒に配布しているタブレットでのみ閲覧ができる仕様となっております。

一般向けの電子書籍につきましては、民間事業者から様々なサービスが提供されており、町独自のサービスの提供は考えておりません。紙の本、電子書籍それぞれメリット、デメリットがあるようですので、どちらを選択するかは、各個人の判断に委ねるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。ネット時代、デジタル化の時代において、書籍に触れる環境づくりについて、公民連携して一歩踏み出してほしいと思います。

また別の視点として、公的図書館など郷土資料、特に古文書、古地図などオリジナルな資料の保存や検索の利便性の面から、デジタル化への取り組みを要望したいと思います。

次に、学童保育について伺います。

国は、長期休みの昼食提供を検討するよう各自治体に通知しています。共働き世帯が増え、弁当作りが保護者の負担になっています。富士吉田市などは、夏季休暇中に学童保育を利用する児童を対象に昼食用の弁当を提供している。

しかしながら、それらの関連する調査結果では、身延町の昼食提供を検討する予定はなしと回答をしています。他町村に比べ、子育て対応に格差が生じています。検討しない理由は何なのか。

また、千葉県八千代市などは、夏季休暇中の学童開所時間を親の仕事に支障がないように午前7時30分に繰り上げ対応を実施し、バスの送迎時間も開所に合わせて早めている。身延町の子育て環境の充実に向けた受け入れ態勢について、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

まず、昼食提供につきましては、令和5年第3回定例議会にて、遠藤公久議員からいただい

たご質問を踏まえ、学童保育利用者へのニーズ調査を実施、遠藤議員さんには取り組みにもご協力いただき、令和6年度夏季休業期間から利用希望者への弁当の配食を実施しているところでもあります。

次に、施設開所時間について、現在は午前8時開所としております。

学童支援員等職員の適正な人材確保も難しく、働く方にも配慮し、バランスよく勤務できるよう、勤務シフトを熟慮の上、調整している現状にありますが、利用者のニーズに合致できるよう鋭意検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

学童保育の昼食用の弁当提供につきましては、時系列的に認識不足だった点についてお詫びいたします。

開所時間は、親の仕事との関連があり、30分という短時間ですが、非常に重要な点だと思います。実施している自治体があることから、利用者のニーズに合った対応への努力をぜひお願いしたいと思います。

次に、地域に開かれた特色ある身延教育について伺います。

リモートワークが普及し、場所を問わずに仕事ができるようになったため、地方移住を検討する人が増えています。中でも、よりよい教育環境を求めて、子育て世代の教育移住・定住が目立っています。

地域に伝わる独特の伝統文化の継承を通じ、地域の担い手としての自覚を深めるためには、開かれた学校と同時に、学校は地域や社会に広く開かれていなければ教育機能が発揮できないとも言われます。

子どもの多様性を育てる障がい者支援学級の併設なども特色ある教育環境だと考えます。

県下で名立たる設備を備えた身延中学校の今でこそ、こうした内的施策を強力に推進し、県内外の生徒・保護者の注目を誘い、教育移住に呼びかけていくべきだと考えますが、行き着くところは教師の熱意と愛情が全てだと考えますが、どのような視点を持ち、魅力的な教育環境、特色ある身延教育の在り方について考えているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えをいたします。

子育て世代が、地方に移住し定住する要因として、まず行き届いた教育環境と教育条件の整備があると捉えられます。

本町ではご承知のとおり、小中学校入学時における入学支度金の支給、給食費の全額補助、修学旅行をはじめ校外学習費の全額補助、補助教材費の公費負担など、様々な教育施策が進められており、学齢期の子どもを持つ保護者負担の軽減策は全国にも誇れる内容になっています。こうした手厚い施策が広く知られることにより、子育て世代にとって魅力ある町として捉えてもらえるのではないかと思います。

次に、特色ある学校教育の推進が挙げられます。本町の各小中学校では、町単教諭や講師の

配置もあり、子ども一人ひとりの個に応じたきめ細かい指導が展開されています。学校訪問等で授業の様子を参観すると、熱心に授業に取り組む教師と、生き生きと活動し、真摯で前向きに取り組む子どもたちの様子を目にすることができます。特に本町では、ここ数年、英語教育とICT教育の推進に力を入れており、グローバル社会に活躍する人材の育成に力点が置かれています。

英語教育においては、ALTを小学校各校に1名、中学校には2名を配置し、英会話を中心とした生きた英語を学ぶ機会も多く取り入れています。また、町の教育研修センターの事業として、夏休みには小学校6年生と中学校1年生を対象に、冬休みには中学校2年生を対象にイングリッシュキャンプを開催しています。特に中学生は都内の施設で一日英語だけの語学学習を行っており、小中学生とも多くの希望者が参加しています。

一方、ICT教育においては、ここ数年、ICT環境の整備が進み、電子黒板やデジタル教科書を活用した授業実践が日常的に行われており、一人一台端末の活用とICT教育支援員の配置により、ICT教育はさらに充実したものとなっています。

このように学校現場では、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて研究と実践を重ねているところです。グローバル社会に対応した高い英語力とデジタル時代に適応した情報活用能力を備えた児童生徒の育成は、本町教育の大きな特色と捉えています。

夏季休業中に、身延中学校の新校舎の見学会が開かれ、県内外から約200名の教育関係者や民間の事業者が見学を訪れ、興味深く校舎内を視察していました。やさしい木の香りとぬくもりに包まれた学び舎で、生徒たちは以前にも増して自分の学校に誇りと愛着を持ち、感謝の気持ちと周囲の期待に応えようと頑張っているように思います。また、教職員も充実した施設・設備に安住することなく、教育活動の一層の充実・発展こそが自らの使命と捉え、さらに意欲的に教育実践を積み上げているところです。

身延中学校新校舎の建設と各校で取り組んでいる教育内容の充実・特色ある教育活動の展開が様々な方面に波及効果を及ぼし、本町の教育振興の基本理念である「明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり」につながることを期待しているところです。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に、「消滅可能性のある町」から「消滅しない町」への住宅政策について質問をいたします。

令和6年6月定例会において、今までの町の住宅政策に対する一般質問を行った。答弁は「令和3年度はPFI事業を導入しての可能性調査を行い、令和5年度は町営住宅の建て替えを視野に検討したい」という内容でした。

令和3年度からの住民生活を守る町有・町営住宅や若者の移住定住につながる住宅政策として、具体的に実施した事業、その成果について説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

PFI事業を導入し、既存の町営住宅の地域優良賃貸住宅整備事業を活用した建て替え事業につきましては、先の議会の一般質問で山下議員に答弁させていただいておりますので、そのほかの事業につきまして答弁をさせていただきます。

若者の移住定住につながる住宅政策につきましては、令和3年度に町営住宅八日市場団地の3部屋をリノベーションいたしまして、本来、住宅に困窮する低所得者に対して供給している公営住宅を、公営住宅法の規定に基づいて「中堅所得者」に供給する、「みなし特定公共賃貸住宅」として改修をし、毎月ホームページに掲載しての募集や、住宅入居の問い合わせ時に案内を行っております。

入居の状況につきましては、令和4年10月から令和5年12月まで、1世帯の入居がありましたが、町内へ住宅を建設され退去いたしまして、現在、入居者はいないような状況になっております。

本町に新居を構えた移住者または定住者に対しての移住・定住祝金支給の制度につきましては、先ほど企画政策課長が制度のことについては説明いたしましたけれども、新築住宅祝金、住宅購入祝金、引っ越し等の祝金を申請支給された方が、令和3年度が10件、令和4年度が9件、令和5年度が9件の実績があります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

最後の質問になります。子育て世代を対象とした「地域優良賃貸住宅」の建設について、伺います。

令和6年6月定例会の一般質問において、千葉県睦沢町のスマートウェルネスタウン拠点形成事業を子育て世代の住宅政策成功事例として紹介し、身延町でも取り組んでいただけるよう要望しました。しかし、住宅整備事業の内容はホームページに掲載し、説明会への参加募集を行ったが、民間事業者からの参加はなかったという答弁で止まっています。

睦沢町でも過去に町有地を20年間無料で貸すので、アパート経営を地元の業者にお願いしたが、どこからも手が挙がらなかったと言います。

この整備事業を一步進め、人口減少対策として全国的に注目を集めた住宅政策は、睦沢町長の「民間がやらないのなら私たちがやろう」の一言だったそうです。そして、家賃を20年間払い続ければ自分の持ち家になるというアイデアなどが提案されたと言います。

真剣に考えれば、人口減少問題に取り組む打つ手は無限だと思います。

他県、他地域の成功事例を謙虚に受け止め参考にし、さらに中部横断道全線開通の効果も利用した若者を呼び寄せるための住宅政策の実施は、身延町が「消滅可能性のある町」から「消滅しない町」へ転換できる待ったなしの政策と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先の議会での一般質問での建設課長の答弁と重複いたしますが、お答えをさせていただきます。

睦沢町においては、都心から70キロメートル圏内に位置しており、都心まで電車で1時間圏内にあることからベッドタウンとしても発展していることなどがその背景にあることから、民間事業者の参入もあったと思われます。

睦沢町の町長さんが「民間がやらないのなら自分たちでやる」と言っていますが、これは町単独でやった事業ではありません。あくまでもPFI事業を導入しています。町が参入したということです。そこはご存じだと思いますけど。それと20年経過すれば建物は無償譲渡、しかし底地の地代は周辺の評価額で購入してもらうということもありますので、全てが無償でやるということではないことは承知してください。

また、本町でも、令和3年度にPFI事業を導入しての可能性調査、また令和5年度にはPFI手法による定住促進住宅整備事業計画の検討を行いまして、その総合的評価においては、民間事業者から出てきた懸念材料として、まず「山梨県では賃貸住宅のニーズが他県と比べると割合的に低い、どちらかというと土地を購入し、一戸建てを建てる傾向が強い」とのことで、戸建て賃貸住宅のニーズがどの程度あるか見当がつきにくいとの意見もあり、この結果から、賃貸はもとより、場合によっては分譲住宅などの販売や土地の販売も視野に入れて引き続き検討してもよいとの評価でございました。

令和5年度末に、身延町地域優良賃貸住宅整備事業の参入について、民間事業者への説明会参加等の募集を行いました。残念ながら参加者がいない状況でしたので、先の議会の答弁と同じになりますが、今後も地域優良賃貸住宅等の建設も視野に、個人のニーズに合った住戸の建設が可能な宅地分譲も検討してまいりたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告2番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際しまして、資料配布の申し出がありましたので、これを許可しました。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいまより、提出をいたしました一般質問書に従いまして質問を行います。

今回は、大項目でございますが、4項目の質問を行います。

なお、今、先ほど議長が申されたとおり、一般質問に伴う配布資料をそれぞれお手元にお配りをさせていただいておりますので、ご利用をお願いいたします。また、私もその都度、その旨、言及したいと思っております。

それでは、大項目第1番でございますが、あけぼの大豆振興に関する組織体のあり方についてであります。

まず、大項目1について、①の質問であります。令和4年第2回定例会、これは6月6日開催であります。一般質問と答弁内容について、担当課長のお考えをお伺いしたいと思っております。

令和4年第2回定例会、一般質問「農業振興に関する法人格を持つ組織体の設立について」の中で「農業振興のための公益性の高い組織体の設立、エスタブリッシュメントが必要だと考えるが」との問いに、担当課長は「町は民間組織を支援、育成することによって、商品開発などによる特産品の売上増加につなげていきたい」というふうに答えておるかと思っております。その考え方に変わりはないか、まず、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、令和4年第2回定例会で、伊藤議員からのご質問に対しまして、「町は民間組織を支援、育成することによって、商品開発などによる特産品の売上増加につなげてまいりたいと考えております」と回答しております。

公益性の高い組織体とのことですが、平成28年3月「ふじかわ農業協同組合、それから商工会、在来種曙大豆保存会、生産者、町」を構成員とする公益性の高い「あけぼの大豆振興協議会」を立ち上げまして、町が整備したあけぼの大豆拠点施設におきまして、「シュウマイ」「七宝煮」などの商品を開発し、あけぼの大豆味噌の生産にも着手いたしました。

現在は、指定管理者によりまして商品開発、販路拡大が引き継がれております。

また、民間組織においても、あけぼの大豆を活用した商品について、「チョコレート」「あけぼの大豆の枝豆をふんだんに練り込んだ肉団子」「味噌ドレッシング」などの開発、販売促進が行われております。

町といたしましては、引き続き官民一体となって、商品開発や特産品の売上増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいまの産業課長のお答えでございますが、基本的には、民間の自主的な商品開発等に任せをするということであろうかと思っておりますけれども、私は、あけぼの大豆の将来を含む農業

振興を考えたときに、やはり民間企業に全てを任せればよいという発想は、再考すべきだと常々考えております。

そういうことから、あけぼの大豆の拠点施設指定管理の内容について、私、内容を見てまいりますと、そして整理・精査をしてみますと、やはり私としては、その内容に見合った組織体をつくって実施、運営されるべきであると考えます。すなわち、生産・加工・販売については、民間セクターの役割でございます。しかしながら、商品の研究・開発でありますとか圃場の整備、それから体験研修、住民との交流・公共施設等の運営、農機具の貸し出し、それから観光と物産のPR、さらには地理的表示保護制度の運用などに関しましては、これは極めて公益性の高い、なおかつ農業振興に関する項目であるということから、私は町や農協、そして生産者等が中心となって、やはり公益性の高い団体等を設立して運営されることが、私は最適であると常々考えておるものでございます。

そういうことから、やはり私は早い時期に、かかる団体の設立を目指すための協議会等を設置して、そしてスタートを切るべきであると考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

公益性の高い団体とのことですが、先ほどのご質問でもお答えしたとおり、「あけぼの大豆振興協議会」を立ち上げまして、官民あげてあけぼの大豆の振興やGI取得、6次産業化に取り組んできております。

あけぼの大豆拠点施設の指定管理業務につきましては、あけぼの大豆振興協議会が担う公益性の高い部分と、商品開発や生産、販路拡大といった民間事業者の活動という要素がありますが、今後もこの区分けをしっかりと行いながら、運用していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

私は、先ほども申したとおり、常々、公益性の高い事業、公益性の高い事業というのは、やはり町内全域の生産団体から、それから販売業者等を含めて利益の向上に資するものだと理解をするのでございますけれども、公益性の高い事業を民間に任せるべきではないと考えておりますが、とりわけ、あけぼの大豆振興協議会につきましては、これは先ほど課長が述べましたけれども、これは任意団体でございまして、法人格を持ってはいない。やはり私は、このあけぼの大豆振興協議会に関しては、農業振興に関する公益法人として、専門家により運営をされるべきだと考えるものであります。そして、この法人が中核となって、リーダーシップをもって、あけぼの大豆を中心とする町内農業振興を推進していくというふうに、私は考えております。つまり、あけぼの大豆振興協議会を法人化して、より充実した公益性の高い組織に衣替えしてもよいのではないかと考えるものでありまして、現状のままでは、私はあけぼの大豆事業の承継、基幹産業として育成することに若干、疑問を持たざるを得ないものであります。

どうぞ、そういう私の考えをもう一度お考えをいただきまして、前向きにご検討いただければありがたいと思います。

次に、大項目2つ目であります。負担金、補助金の支出基準の明確化についてでございます。
令和元年度から令和5年度までの負担金、補助金及び交付金の決算額および性質別支出の占める割合について、お伺いをいたします。

ご存じのとおり、地方自治法におきまして、負担金、補助金及び交付金につきましては、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限りまして、町民ならびに団体等に支出ができるわけでありまして。

負担金等は、町の政策目標を効果的かつ効率的に達成するための一つの手段であるわけですが、しかし一方におきましては、その支出が長期化し義務化し、固定化する傾向にございます。逆に言いますと、それを得ている団体等の自主性、独立性が阻害される可能性もなきにしもあらずであります。

本町における令和6年度当初予算に計上されております主要な負担金であります。これは別紙、私の資料1をご覧くださいいただければお分かりになると思っておりますが、峡南衛生組合、身延町早川町立飯富病院、それから峡南広域行政組合、山梨西部広域環境組合などがございます。いずれもこれは一部事務組合でございます。

また一方、補助金につきましては、身延町の商工会でありますとか、身延町社会福祉協議会等へ予算計上されている金額が他と比較して多いわけございまして、これはもうほぼ毎年予算化をされております。

ある意味では、これはもうただ単に補助金、負担金というよりも、性質別で分類をすると義務的経費に該当するのではないかなど、私は考えております。

性質別の支出を3つに分けることができます。義務的経費と政策的経費（投資的経費）であります。それから、その他の経費であります。一般的に負担金、補助金、その他交付金につきましては、その他の経費に分類をされるわけでありまして、これだけ毎年、何十年にもわたって支出が継続をするという形になりますと、私は義務的経費に準ずる経費になるのではないかと思うわけございまして、そういうことから令和元年度から令和5年度までの負担金、補助金及び交付金の決算額、ならびに性質別支出におけるその比率、割合について、財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

令和元年度は、歳出決算額8億6,005万1千円。負担金、補助及び交付金決算額1億6,164万9千円。負担金等が性質別支出に占める割合につきましては、13.4%。

令和2年度は、歳出決算額1億3,778万円。負担金、補助及び交付金決算額2億6,148万2千円。負担金等が性質別支出に占める割合は、26.7%。

令和3年度は、歳出決算額9億5,129万1千円。負担金、補助及び交付金決算額1億5,854万3千円。負担金等が性質別支出に占める割合は、16.5%。

令和4年度は、歳出決算額9億7,820万3千円。負担金、補助及び交付金決算額1億5,276万9千円。負担金等が性質別支出に占める割合は、15.2%。

令和5年度は、歳出決算額1億3,840万8千円。負担金、補助及び交付金決算額1億5,024万8千円。負担金等が性質別支出に占める割合は、10.3%になります。

なお、令和2年度から令和4年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策等の事業費により、負担金等の歳出額が多くなっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいま、財政課長から令和元年度から令和5年度までの支出実績について答弁をいただきましたけれども、その中でも言われたとおり、令和2年から令和4年度に関しましては、これはコロナ関係の予算が入っている関係で、必ずしも一般的な数値ではない。翻って、コロナ前の令和元年度の決算額を見ますと、身延町の一般会計予算の支出決算額は86億円で、支出に占める負担金、補助金及び交付金の比率が13.4%であります。これが私は標準的な数字ではないか、そしてその金額が全体で11億円前後の金額になるのではないかと思います。その中でも大きい金額、支出されているのが、私の資料1、配布いたしました内容で、峡南広域行政組合負担金、令和5年度で言うと3億3,600万円、峡南衛生組合負担金2億200万円、それから飯富病院の負担金が、令和5年度決算でございますけれども、7,100万円という金額になっておるわけでございますが、これらは先ほど申したとおり、毎年支出をされているわけでありまして、義務的経費というふうに私は考えてもよろしいのではないかなど考えるわけでございます。そういう中で、これから、例えて言うならば峡南広域行政組合であれば、庁舎建設がこれから3カ年で、26億円の経費がかかります。それから、山梨西部広域環境組合であれば、清掃工場の建設でありまして、27年度から31年度まで約300億円を超える金額がかかるわけございまして、それから飯富病院の負担金等も含めて、この負担金の額というのは、増加する傾向にあるのではないかと考えるわけでありまして、

そういうことを考えますと、やはりその内容について、それなりの精査、明確な支出基準を設けて、今後対応をしていくべきだと考えるわけございまして、2番目の質問に移りますが、これらの財源には多くの税金が使われていることは言うまでもございませぬ。今後、町の歳入の伸びが期待できない中で、支出されるところの負担金が増加すれば、一般財源に占める比率が当然高まるわけでありまして、その結果として財政の硬直化が進むことにならうかと思えます。町民の新たな要望に対応した施策・政策に取り組む財源（政策的な経費）が確保できない状況が生まれかねないわけでありまして、

当然、限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな政策に対して効果的に負担金等を支出するためには、既存の負担金等の見直しを含め、負担金等の内容は、人件費でも一般管理費だからこれを見直し云々は厳しいよという、そういうご意見もあろうかと思えますけれども、やはり私は、そうは言っても、負担金の内容を見直して、透明性・公平性を確保した上で、明確な支出の基準、われわれに分かるような内容ですね、そして町民にも分かるような内容、そういう基準が私は必要ではないかと判断をするものでございまして、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

既存の負担金、補助金等の見直しにつきましては、各担当課において、毎年度評価を行い必要な改善策を講じながら進めております。

また、予算編成時に示す予算編成基本方針においても、各担当課において、全ての事業について、達成状況や事業効果などについて見極め、事業の改善・統合・縮小・廃止等の見直しを行うこととしております。

なお、負担金につきましては、根拠に基づき積算された内容を確認した上で支出し、補助金につきましては、補助金交付要綱にて定められた事業内容、対象経費であるかを審査した上で交付決定を行っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

予算編成に関して、私はその都度、毎年12月の定例議会で質問しておりますけれども、その際にその予算編成についてどういう方針で進めていくのか、そして中身の検証をする中で新たな予算については、どういうふうに検討するのかという質問を何回かしておりますけれども、残念ながら、今、財政課長の答弁、そのときと具体的内容はほとんど変わらないように思います。やはり私は、その負担金等を含めて補助金の支出等について、より具体的に効果測定が可能な検証の仕方等について、そういう取り組みについての説明をしてほしかったと思いますけれども、ぜひともそういうご検討を含めて、今後対応していただきたいと思います。

次に、大項目3つ目でございます。組合立飯富病院の経営に関する問題点についての質問がありますが、その①であります。経営責任の明確化についてでございます。

令和4年度における全国の公立病院の数は853であります。赤字の病院が33%。コロナ前の令和元年度では62%。私はやっぱり、令和4年度はコロナの助成金等がございました関係で、本来の数字ではないと思います。つまり、令和元年度の数字、赤字の病院が62%というのが、これが一般的な数字ではないか。つまり、公立病院というのは常に赤字が常態化をしていると。全国自治体病院協議会の、これは報告書であります。

そして、経営悪化に陥る要因といたしましては、一般的に、これも全国自治体病院協議会が挙げておりますけれども、5つほど挙げることができるかと思えます。

1つ目が、政策医療の担い手であること。政策医療というのは、これは例えば飯富病院であれば僻地の医療充実を図るということ、これはある意味で国策であり、町の政策、それを実施する担い手であるということから、これ自体で収益を上げるということは極めて難しいということであり、政策医療の担い手であるということ。

それから2つ目が、権限が不明確でありまして、経営責任を誰が取るのか、民間企業と比べると明確ではないことでもあります。

それから、3番目でございます。これは人件費の比率が高いことでもあります。一部事務組合が、これら病院経営の中で公立病院でございますが、多いわけでございますが、一部事務組合の職員というのは、正規職員は地方公務員と同じ待遇、処遇を受けることになるわけでございまして、そういうことから人件費の比重が高いということになるかと思えます。

それから、4番目といたしましては、経営が非効率になりやすいということでもあります。これは権限の不明確と関連があるかと思えます。

それから、5つ目といたしましては、構成自治体との意思疎通が十分ではないということが列挙できるわけであります。

先ほど申し上げました飯富病院における赤字問題でございますけれども、今挙げた5つの項目、いずれもが該当するかと思いますが、中でも私は権限の不明確さが大きな問題であろうと思います。

病院経営の権限や責任を誰が持つのか、曖昧な形で運営されてきたのではないだろうか。組織の在り方も含めて、経営責任の明確化について、まず当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合規約の第8条に、執行機関の組織として、第1項、この組合に組合長及び副組合長を置く。第2項、組合長及び副組合長は、関係町の町長が互選する。第3項、組合長及び副組合長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。と定められています。

また、病院事業の設置等に関する条例第2条の2に、組合長の権限に属する業務及び事務を処理させるために医務部、看護部、老健施設部並びに事務部を置く。と定められています。

さらに、庶務規程第7条第1項に、院長は組合長の命を受け院務を総理し、職員を指揮、監督する。と病院内での最上位の職に位置づけられています。

このようなことから、最終的な経営責任は組合長にあります。一方で、飯富病院の例規により、組合長は2年ごとに交代することが定められており、非常勤でもあり病院経営という特殊性から、組合長の権限に属する業務および事務を処理させるために医務部等を置くこと、それから院長は組合長の命を受け院務を総理し、職員を指揮、監督するなど事務権限が定められており、病院経営を主導的に進めてきたのは、病院側であると認識しています。

また、医務部、看護部、老健施設部ならびに事務部の中でも、事務部の分掌事項には、職員の人事、給与および給与に関する事、施設の保守、清掃および営繕に関する事、予算決算に関する事、財政計画および資金計画に関する事、病院内連絡調整に関する事、現金の出納保管に関する事、業務状況および経理状況の作成、報告に関する事、その他会計、経理、用度に関する事、診療に係る料金の調定および未収金に関する事、診療報酬、使用料及び手数料の請求に関する事などがあることから、事務部長は病院経営に対して大きな職責があると考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、福祉保健課長から、組織に関する答弁をいただいたわけでございますけれども、私の資料を見ていただければありがたいんですが、4ページでございますが、これは飯富病院の組織図、これはあくまでも私が作った組織図であります。既存の組織図はどこを探しても見当たらない。それから病院に関する例規集、条例、規則、要綱など、ホームページ上等で探したけれども、なかなか見つからない。必ずしも情報公開が徹底していないというふうに、私は考える

ものでございまして、そういう中で、私はあえて、その飯富病院の組織図をそこに書いて、自らいろいろな公立病院の組織図を参考にして、そこに作ってございます。

やはり私は、経営責任も含めて、誰が何をどうするか明確にしておくべきだと。例えて言うならば、本来であれば管理者、副管理者に大きな責任があるだろう。それと同時に、病院長も含めて大きな責任があることは言うまでもないけれども、最終的に誰が責任を取るのか、やはりそのへんは明確にしておくべきであると。権限を委託しておるからとかということは、これはうまくないというふうに私は考えるものでございまして、そういう意味では、そこに私、書いてございますけれども、構成町会、それから各自治体に病院課を置いて、そこに事務局を置く、専門的な知識を持った人間が病院とのいろいろな日常的な情報収集にあたって問題点の把握に努めるということが必要だろうと思えますし、監査委員には公認会計士を入れるべきであると思えます。それから事務部の経営権限をより強化すべきであるということ、あえてそこで提案しておきますけれども、組織図をご覧いただく中で、私の考えをご理解いただきたいというものであります。

これは先ほど申したとおり、この組織図からは構成町会、それから病院課の設置、事務部の権限強化、これらを今後、強化する中で病院の在り方、再生等を図っていくようお願いをいたしておきます。

次に、2番目の質問でございますが、適切な意思決定のプロセスであります。

一部事務組合は特別地方公共団体でございまして、組合独自の住民が存在しないわけでありまして。住民から見えにくい存在となっております。

一般的に事務組合のメリットとしては、広域的観点に立って、まちづくりや政策の展開、効果的な施設整備と行政サービスの提供、それから行政運営の効率化による財政基盤の強化等々を挙げることができます。

それとは逆に、一方では迅速な意思決定が難しいことでありますとか、構成自治体との意思疎通が十分になされておらず、構成団体の意見が反映されにくいなどのデメリットが指摘をされるわけでございますが、これらの課題を克服するためには、組合は構成自治体と定期的に協議をして、意見を集約して物事を進めていくべきであると考えます。意思疎通が果たして十分に飯富病院にあってなされてきたのかどうか、検証する必要があるかと思えます。

また、構成する自治体の議員で運営される議会が各組合には存在をいたします。議会は監視機能を発揮してきたのか、これは私自身も自戒を込めて自ら検証する必要があるかと思えます。同時に、一部事務組合に住民の意思を反映させる仕組み、これは間接民主制でございますから、議会議員が飯富病院の議員になっておりますから、それがある意味では住民の意思を反映させる、それが制度設計であると考えられるわけでございますけれども、それと同時に、やはり別途、住民の意思を反映させる仕組みであるとか、適切な意思決定プロセスを構築すること、議会と同時にですね、住民の意思がどうであるのか等々を含めて、私はやはりそれなりの制度設計が必要になってくると考えるものでございまして、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

定期的に協議する場については、以前から一部事務組合正副組合長・担当課長会議があります。参加者は、構成町の町長と福祉保健課長、病院側からは、院長、看護部長および事務部長などで、議会前に開催されますが、そのほか必要によって開催されます。また、最近では、飯富病院の経営状況については、構成町の副町長、財政課長および福祉保健担当課長等が出席し、病院側と定期的に協議をしています。

住民の意思を反映される仕組みについては、構成町からそれぞれ5人の議員が選出されており、選挙により選ばれた住民代表の議員ですので、住民の意思を反映するのは飯富病院議会になると思います。

また、意思決定プロセスについては、病院執行部が正副組合長・担当課長会議を開催し、協議後、飯富病院議会に提案し、病院議会が議決することこそが意思決定プロセスだと認識しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、福祉保健課長、一部事務組合については、責任者を含めていろいろな協議、会議等を行ってきて、病院の意思決定を行ってきたというわけでありまして、その内容が問題であります。どれだけ真剣に、そして経営について、それから病院の現状、分析、これからどうすべきか、本当に協議をしたのかどうか、私は議事録を3年間でもいいから見てみたいと思いますので、これは後日、福祉保健課長にお願いをするものでございまして、そういう中で真剣に、果たして本当に、身延町において、その病院の在り方も含めて、飯富病院をどうすべきか真剣に考えられたのか、私は極めて疑問であります。

何故ならば、私自身もこの病院の赤字が、それこそ莫大な金額が赤字になるというのを知ったのは、本年度、本年になってからであります。それまで情報公開等も、なんらなされていなかったということがあるわけございまして、そういうことから、私はやはり本当に真剣に町内における病院の在り方、それから病院の再建計画も含めて、皆さん方で協議されてきたのかどうか疑問でございます。

そして、先ほど申したとおり、一部事務組合の議会の在り方ではありますが、議員は十分に自らが監視機能を果たしているのか、自戒を込めて、先ほども申し上げましたとおり検証をし、今後の運営についてはそれぞれ真剣に意見を述べるべきであると考えますので、皆さん方の、これからの対応を私は共に見守っていきたいと思います。

それから3つ目の質問でございますけれども、病院の経営にあたります常勤の特別職公務員の採用であります。

自治体の長が管理者として病院の経営に直接関与することは、これは非常に難しいだろうと思います。そうであれば、病院は地方公営企業法が全部適用となっていることから、病院の開設者たる自治体の長が病院の事業管理者、特別職公務員でございますが、任命し、財務や会計に関する規定のほか、予算の原案でありますとか議案等を作成する権限や職員の任免その他身の取り扱いの権限などをその管理者に委任すべきであると考えます。

このことによって、従来よりも機動的、そして弾力的な運営を行うことが可能になるのではないか。病院の経営に専念するため、長く病院の経営に携わってきたお医者さん、先生である

とか事務職員から、こういう常勤の特別職公務員の採用を考慮してもよいのではないかと考えるわけでございます。当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

議員のおっしゃる、多くの権限のある特別職の病院事業管理者を病院に配置するには、地方公営企業法が全部適用であることが条件になると思います。飯富病院は地方公営企業法が一部適用の病院ですので、全部適用に移行してはどうかという趣旨のご質問として、お答えいたします。

地域医療連携推進法人みなみやまなしが7月にスタートし、飯富病院、身延山病院、南部町国保診療所の将来的な統合再編を念頭に置きつつも、まずは参加病院等相互間の機能の分担、業務の連携等を推進し、峡南南部地域における効率的で持続可能な医療提供体制を確保するための業務等の取り組みが始まったばかりですので、経営形態に大きく関わる全部適用に移行することについて、タイミング的に今ではないと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

公営企業法の全部適用でございますが、峡南医療センター、富士川病院、市川三郷町立病院ですね、これはたぶん、公営企業法の全適用になっておろうかと思えます。企業団として運営をなされているかと思えます。

当然、これからの身延町における病院の在り方を考えると、私は前もって、飯富病院にあっても公営企業法の全適用を適用してもおかしくはないだろうと思うわけであります。

それから、今のお答えとは若干変わるかも分かりませんが、みなみやまなしのこれからの身延町、峡南地域、南部地域の医療の在り方、連携の在り方について諮問をし、そして答申をしていただくという形で、今、進めているようでございますけれども、私はそれと同時に飯富病院の3カ年の再建計画を明確にすべきであると。今の、いわゆる赤字ですね、純利益、4億円を超える赤字、令和5年度でありますけれども、今後3年間、この運営がどうなるのか。そのへんを明確にする中で、今の収支計算を明確にする中で、その赤字をどうやって減らしたらいいか、より具体的な対応策を、私は皆さん方と共に考えておくべきであると思うわけであります。

そして、それに基づいて、やはりその病院の体制というものを変革していくという努力が必要であると思えます。これは、この私の資料の中にも書いておきましたけれども、赤字解消のための再建策が実施をされずに、このままの経営状況が続き、これは町長も前回の私の質問に答えておりますけれども、赤字の補填に関しては、構成団体である身延町、早川町が全て負担をしなくてはならない。町の出血が増えることになって、身延町本体の財政、一般会計にも影響が及びかねないわけでございまして、これについては抜き差しならぬ事態になりかねない、そういうふうな危惧するものでございまして、当然、先ほど申したとおり、早急に病院単体の再建策を提示していただくということが、これは極めて重要なことであります。

身延町全域、峡南全域の医療連携、病院の在り方をどうすべきかというビジョンとは別に、

飯富病院の再建策を私はみんなで考え、真剣に考えておく必要があるというよりも考えるべきであると、あえて皆さま方をお願いをいたしておきます。

次に、大項目4つ目の質問でございます。

ふるさと創生が始まって10年が経過をしたわけでございます。本町の取り組みに対する評価についてお伺いをいたしたいと思いますが、人口急減・超高齢化という、わが国が直面する大きな課題に対して、国・地方が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを主要な目的として、まち・ひと・しごとふるさと創生総合戦略、これが平成26年（2014年）スタートいたしました。これに基づき、国は内閣府にまち・ひと・しごと創生本部を設置いたしたわけでありまして、本年度で10年目を迎えるわけでございます。

本町でも、平成27年12月に身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略が5カ年計画で策定をいたしました。そして、令和2年3月には、新たに第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされ、さらに令和4年12月には国の政策の変更によって、デジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されたわけでございます。令和6年3月に第2期目の創生総合戦略の一部を変更して、新たに身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略として、現在に至っているわけでございます。

本町で事業が本格的に予算化され、実施をされてきましたのは、平成28年度からだと思えます。本年度までに、私が調べた限り、当初予算、補正予算合計で31億円を超える予算が計上され、執行されてまいったわけでございますが、その財源内訳を見ますと、約49%が町の一般財源でありまして、国・県の支出金というのは極めて少なく14%でございます。これからこういう傾向は続くものと考えられるわけでございますけれども、このようなことを踏まえて、この10年間、まち・ひと・しごと創生総合戦略を振り返って、総体的にどのような評価を下されるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私からお答えさせていただきたいと思えます。

国は、まち・ひと・しごと創生法が、先ほど言いましたけども、平成26年ですか、施行されまして、今、10年の節目を迎えようとしています。この令和6年6月に、「地方創生10年の取り組みと今後の推進方向」を国が示したところでありまして、これによりますと、地域によっては人口推計を上回る場所があり、地方創生の成果と言えるものが一定数あると評価し、一方では人口減少や東京圏への一極集中の大きな流れを変えるには至らず、成果の多くは社会増にとどまり、地域間での人口の奪い合いになっているなどの見方を示し、最後にまとめとして、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えることは容易ではなく、地方創生の成果が出るまでに時間を要する、従来の取り組みを超える新たな発想に基づく施策を検討・実施していくことで、一人ひとりが多様な幸せを実現する社会を目指すことが重要であるとしております。

本町では、住民をはじめ、産業・行政・教育・金融機関等多様な主体と議会からも2名の議員にご参画いただいている身延町総合戦略推進委員会の審議をいただき、現在、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略を推進しております。

これまでには、あけぼの大豆の6次産業化、しだれ桜の里事業、企業誘致、空き家バンク、

宅地分譲、独自の子育て支援制度など多様な取り組みを推進し、雇用創出については累計107人を創出、移住・定住の促進については、空き家バンク県内6位の成約件数、宅地分譲の売却率85%、また少子化が進行する中、第3子を持つ世帯の割合の増加、特に社会増減のうち、これは指標ですけれども、町内と県外間の転入・転出者数が直近2年間ではプラスになるなど、総合戦略の取り組みには一定の成果があるものと評価をしているところであります。

しかしながら、数十年にわたる自然減・社会減の流れは続いており、短期間のうちに大きな効果を見出し、人口減少・東京圏への一極集中の流れを止めることは、行政の取り組みだけでは容易ではなく、民間事業者の経営活動、または町民一人ひとりの人生観や価値観などの生き方に関わるものであり、大変難しい取り組みであると考えております。

今後も、身延町総合戦略推進委員会の審議をいただき、総合戦略の施策に磨きをかけ、人口減少が進行する中においても、希望をもって住み続けることができる持続可能なまちづくりを推進していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

9月1日付けの山日新聞、共同通信社が行ったアンケート調査でございます。県内の市町村長がそのアンケートに答えておりますけれども、そのうち56%、25名近い県内市町村長、10年間の取り組みの成果が不十分であったと評価をいたしておりますが、その理由としては、自治体単独での対策に限界がある。それから予算、人手が足りなかった。対策、ノウハウがなかった。住民の協力が得られなかったということが大きな理由だということであります。ぜひともこういう調査結果を参考にして、今後、人口減少抑止のための施策として、このまち・ひと・しごと創生総合戦略を有効に事業実施していただくようお願いをして、次の質問に移ります。

2つ目の質問でございますが、KPI（重要業績評価指標）の設定についてであります。

現在、88項目のこの単位施策について、KPI設定をされておりますけれども、私はちょっと多過ぎるような感じがいたします。もう少し内容を精査していただきまして、人口減少抑止のために、より効果が期待できる項目に絞って、ヒト・モノ・カネ・情報など、経営資源を集中的に投下すべきであると考えます。当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

総合戦略の取り組みは、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立を目指しており、それぞれの施策が互いに関連を持って、横断的な結びつきを持ち「しごとの創生」「ひとの創生」「まちの創生」の取り組みが、同時的・一体的にバランスよく取り組まれることが重要であるとされていることを踏まえ、令和6年3月に改定した身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略は、これまで9年間にわたり、住民をはじめ、2名の議員にご参画をいただき、産業・行政・教育・金融業界等、多様な主体で構成する身延町総合戦略推進委員会において、計画および重要業績評価指標の設定とアクションプランの推進、PDCAサイ

クルに基づく効果検証に至る一連の行程を審議していただいた中で改善が図られ、88項目の施策の取り組みへと進展したものと考えております。

総合戦略の内容をもう少し精査して、より効果が期待できる項目に絞り、経営資源を集中的に投下すべきといわれる考え方もご理解いたしますが、効果が期待できる項目を絞り込むこと、また具体的にどのような形で経営資源の集中的投下ができるのか、という点などが総合戦略推進の上での大きな課題であり、大変難しいところであります。

今後も、ただ単に総合戦略の各施策を継続するのではなく、身延町総合戦略推進委員会の審議、町民アンケート、パブリックコメントを通じ、総合戦略の取り組みに磨きをかけ、推進していくものと考えております。

予算につきましては、総合戦略アクションプランにおいて、計画期間を通じた年度ごとの取り組み内容、予算額、決算額、評価、改善項目を示しPDCAサイクルを実施しており、身延町総合戦略推進委員会の審議をいただいた中で、次年度の予算へと反映しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

最後の質問でございます。

デジタル田園都市国家構想に基づく交付金を活用する計画について、お伺いをいたします。

ふるさと創生に関しましては、地方からデジタル化を進め、地方と都市の差を縮めていくことを目的とする「デジタル田園都市国家構想」に基づく交付金と地方創生交付金が再編をされまして、自治体のデジタル化や地域活性化の取り組みを後押しする。内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局と内閣府の地方創生推進事務局とが両輪となって、地方創生の推進に向けて、いろいろな施策に取り組んでいるわけですが、私は令和4年第4回定例会一般質問で、「デジタル化推進による地方創生について」質問をいたしております。その中で「デジタル田園都市国家構想に基づく交付金を活用する計画があるのか」、そういう問いに担当課長は「デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、山梨県市町村総合事務組合や峡南広域行政組合情報センターの共同事業と並行して、各種分野における業務改善に向け、慎重に検討した上で進めていく」と答えておりますが、現状（令和6年度予算）どのように活用をされておられるのか。併せて、来年度以降の計画について、どのようにお考えになっておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想に基づく施策の推進にあたりましては、これまで進めてまいりました身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を継承し、デジタルの力を活用した施策を追加するなどの改訂をした、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定いたしました。

この総合戦略において、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金の対象となる施策は、基本目標1「地域に根ざした雇用の創出」の「西嶋和紙、和紙の里の活用推進」、それと基本目標5「特色ある持続可能な地域社会の形成」の「防災情報の提供」の2件の施策であります。

「西嶋和紙、和紙の里の活用推進」につきましては、道の駅西嶋和紙の里として、駐車場の改修・トイレの新設・デジタルサイネージの設置などのリニューアルを行うことで、集客力を高め賑わいを創出する、地域の拠点施設として、交流人口の増加を図るもので、地方創生拠点整備タイプ交付金事業に令和6年3月28日付けで採択され、来年度当初のオープンに向けて改修工事を進めております。

「防災情報の提供」につきましては、スマートフォンやタブレットなどの利用者へ災害情報や行政情報をプッシュ型で配信するアプリケーションソフトウェアを導入する事業で、デジタル田園都市国家構想交付金の対象であります。より有利な財源として、緊急防災・減災事業債を活用することとし、令和7年4月1日の供用開始に向け構築を進めております。

来年度以降についてであります。デジタル技術は、実証の段階から実装の段階へと進展をしており、様々なアプリケーションや技術の導入が進んでいるところであります。

しかしながら、デジタル技術の導入において、利便性等を追求するほどランニングコストも含めて大きな経費の負担が発生することも明らかとなっております。

また、デジタル田園都市国家構想を推進する総合戦略の取り組みは、デジタル活用に限定することなく、改善を加えながら推進することも重要とされております。

令和4年の定例会でも答弁させていただきましたが、共同事業・業務改善・費用対効果などの検討や先進事例も参考にした上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

デジタル化につきましては、これはもう待ったなしであります。実証の段階から実装の段階と、今、企画政策課長が申し述べたとおりでございます。やはりこれを乗り越えて、新たな社会建設に向けて、人口減少が深刻ではありますけれども、やはり住みやすいまちづくりを前提に進めていくことが極めて大事だろうと思っております。なかなか世の中の進み具合は、われわれが想像する以上でございます。これらに遅れをとってはいけません。そして、それが町民の生活向上に資するものであるということを前提に、デジタル化に向けた町のサービスも含めて推進をしていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時25分とします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告3番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問の際、資料配布の申し出がありましたので、これを許可しました。

訂正します。

先ほど資料配布と言いましたが、資料を提示するというので、それを許可しました。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は、大項目4項目について質問させていただきます。

まず、1項目めになります。リニューアルしたゆばの里について質問いたします。

令和4年第3回定例会において、コロナ禍で経営に苦しむ、ゆばの里の立て直し、老朽化施設のリニューアルについて、一般質問をさせていただきました。

令和5年度には、施設の電球のLED化などの改修費、またホームページ、ECサイトの作成委託料、器具の新調など約1,200万円、指定管理料が500万円をそれぞれ計上され、また、ゆばの里に専従として地域おこし協力隊1名の採用などが処遇されました。これらで経営の改善を目指していると考えております。

しかしながら、予算措置をしたから、また施設をリニューアルしたから、人員を補充したからといって簡単に解決すべき問題ではありません。そこで、担当課である産業課の継続的な経営指導、財務状況の監督などが不可欠になると考えます。

まず、そこで伺います。

採用した特産品普及推進担当の地域おこし協力隊の業務内容と現在までの効果について、お答えください。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

地域おこし協力隊の業務内容は、「活性化施設業務及びゆばを中心とした特産品を通じての地域活性化業務」です。

ゆばの里を活動の拠点とする現在の隊員は、令和5年6月1日から採用しており、現在任期の2年目となっております。

これまでの効果としては、基礎的な部分としてゆば製造の知識や仕組みを学んだ点、売上を増やすための取り組みとして、ゆばの里のホームページのリニューアルやECサイトの立ち上げに関して、中心的な役割を担い、これを構築し運用させている実績があります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

地域おこし協力隊の方、活動2年目ということで、ただいま答弁をいただきました。

そこで再質問になります。

現在の地域おこし協力隊の勤務実態をより具体的に、例えば週何日、ゆばの里に勤務して、またどのような業務を現在、担当しているのかについて、確認をさせていただきます。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

先ほどの答弁内容と一部重複いたしますが、活動期間の1年目は週3日から5日間、ゆばの里にて、ゆば製造の知識や仕組みの習得を行いまして、売上を増やすための取り組みといたしましては、ホームページのリニューアルやECサイトの立ち上げに従事をしてまいりました。

現在は2年目となりますが、ゆばの里はもちろんのこと、町内全体のゆばを中心とした特産品の販売促進のため、また、活動期間終了後の起業のため、ゆばの里と協議の上、町内外や県外への視察研修を中心に活動しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

コロナ禍も収束しつつある現在の来客状況と、ゆばの里の経営状況の改善について、担当課の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

新型コロナウイルスが5類に移行いたしまして1年以上経過し、売店、食堂の利用者数は令和5年度と比較して増加しており、売上も改善傾向にあります。

しかしながら、中部横断自動車道開通を中心とする道路事情の劇的な変化となった令和元年度以前に比べ、特に売店の売上は5割から6割程度となっております。

こうしたことから、町では昨年度から経営アドバイザーによる指導のもと、専門的な見地から経営改善に向けた取り組みを行っております。

一朝一夕に劇的に経営状況を改善させることは難しい面がありますが、今後は、オンラインショップや食堂メニューの充実などを視野に、引き続き取り組みを加速させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

経営状態は、非常に厳しい状態であると認識しております。財政的な立て直しもさることながら、売上のアップが急務であるかとも思います。

大型バスが駐車可能な大きな駐車場など強みを生かして、食堂の売上アップのために団体客の誘客、そのためには旅行会社やツアー会社への営業なども必要かと思われます。

また、新たに構築したオンラインショップの強化、地場の農産物の販売なども考えられると思います。ぜひ、指定管理者と密に連絡を取っていただき、早急に取り組んでいただきたい

と思います。

今もオンラインショップについて話しましたが、次の質問はオンラインショップについて伺います。

令和5年度には、ゆばの里のホームページ作成業務委託料が約292万円、オンラインの作成業務委託83万円が計上され、来場者減少で落ち込んだ売上の補完の手段の一つとしてオンラインショップを開設されたと認識しています。

そこで、オンラインショップにおける一日平均のセッション数と、現在までの売上件数、金額を伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

オンラインショップについては、本年度4月下旬より運営を開始いたしました。こちらには、ゆばの里の専用ホームページからアクセスすることができます。

ご質問のアクセス数につきまして、参考にホームページのものを申し上げますと、8月6日時点の集計で約1,300回の閲覧がありました。運用後の一日平均は10回程度となります。

次に、現在までの売上ですが、5件、2万円程度となります。原材料価格などが高騰する中ではありますが、販売価格の維持など、売上の増加に向けて、指定管理者と検討を続けている状況でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

ただいまの答弁で、1,300回の閲覧、一日平均10回程度ということになりますけれども、これ自体が担当課として多いと考えているのか、改善の余地があると考えているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

ご質問の閲覧回数について、産業課として十分であるとは考えておりません。

売上を伸ばすため、さらに閲覧回数を増やす必要があると考えます。

迅速に実施することができる方法といたしまして、8月下旬より、ゆばの里で買い物をしていただいたお客さまに、QRコードを印刷したチラシを配布し、ゆばを味わっていただいたあと、手軽にオンラインショップにアクセスできる方法を取り入れさせていただいております。

質問1-②でお答えしたとおり、引き続き販売促進に向けての取り組みを加速させてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

令和5年3月定例会、予算決算常任委員会の答弁では、オンラインショップの売上年間目標は100万円ほどを見込むというものでありました。しっかりとした対策を練れば実現可能な売上目標であると思いますが、現在のようにサイトを立ち上げて終わり、待ちの姿勢では、いつになっても売上は伸びず、サイト構築にかかった費用は無駄になってしまう可能性があります。

サイトの売上を伸ばすためには、先ほども来ていただいた方にQRコード等を案内するということがありますけれども、サイトへの訪問者を増やすための絶対条件としては、SEO（検索エンジン最適化）対策は不可欠と考えます。

SEO対策とは、GoogleやYahooなどの検索エンジンで上位表示や露出を増やして検索結果からユーザーの流入を増大させる対策のことです。SEOがおろそかな品質の低いWebサイトは上位表示がされません。そうなれば表示機会が減り、当然クリックされずにサイトの閲覧者もほぼなく、売上は期待できません。

現在のゆばの里、1,300クリックで5件ですから、売上とすると0.4%程度。私も自分のところでサイトをやっていますけれども、やはり売上につながるのは、サイト訪問者の0.3%、0.4%ぐらいですから、サイトへ来ていただく方の数を増やすことは絶対だと思われ

ます。そこで、対策として、先ほどから話をしております地域おこし協力隊員を専属でECサイトに配置する、もしくは担当課としてSEO対策支援を行うなど、具体的な対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

SEO対策は、検索者の目線で上位に表示されることから、オンラインショップの売上にも直結する可能性があるものと承知をしております。

オンラインショップへの地域おこし協力隊員の配置、担当課としての支援については、収益を上げるため、指定管理者と検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ぜひ、ゆばの里の指定管理者と検討を進めていただいて、一日も早く対処すべき案件でもあるかと思いますが、誠意を持って、先ほど私が話をしたら、8月1日からQRコードの案内をするというような、そういう少しずつの取り組みが営業の努力として売上につながってくるかと思いますが、今後も続けていただきたいと思います。

それでは、大項目2問目に移らせていただきます。

2番目、中学生の部活動地域移行を含むスポーツ環境の改善について、伺います。

ちょうど1年前の第3回定例会において、同僚の深山議員が質問いたしました、中学校の部活動について、再度質問をさせていただきます。

そのときの答弁によりますと、部活動は近年、少子化で持続可能性の面で厳しい、教師にとって業務負担となっており、働き方改革が進む中でさらに厳しい状況である。

地域移行については、情報収集の段階である。令和5年8月30日、協議組織において意見交換を行い、運営体制、指導者の確保、運営費用などの課題の情報の共有を図ったとあります。このあとが重要です。地域移行は、地域の実情に応じて進める必要がある。中学校生徒、保護者の意向、地域の関係者と協議しながら進めることになると思う。今後のスポーツの在り方は、生徒が継続して親しむことができる機会の確保を念頭に方針を定めていくとのことでありました。

そこで、約1年が経った当町の運動部活動の地域移行への進捗および現状について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

部活動の地域移行への取り組みですが、全国的な取り組みであり、町だけでなく県と連携する中で各市町村が取り組んでおります。部活動の地域移行は、部活動の在り方を大きく変える新たな取り組みで、運営団体など受け皿の問題や指導者の確保、費用負担や施設確保の問題など多くの課題があることから、国の動向や先進事例など有用な情報を収集する中で、着実に取り組んでいくことが肝要と考えております。

担当者会における情報収集や他市町村との情報交換、先進地事例の勉強会、県との個別面談などにより、有用な情報の取得に努め、今後の進め方の指標として活用しております。

現在、本町では中学校、スポーツ協会、教育委員会で構成する地域移行に係る準備会を設け、国や県からの情報の共有、地域移行をする上での様々な課題について意見交換し、方策を構築する検討をしております。難しい課題であり、慎重に検討する中で現状は進めておりますので、まだ具体的な形となつては進捗していませんが、課題を一つひとつ解決しながら、教員の負担軽減を考える中で、まずは休日における部活動について、地域移行ができる環境が整う部活動から試行的に移行していくことと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁ですと、本町では中学校、スポーツ協会、教育委員会で構成する準備会を設け、意見交換はしているが、具体的な進捗は現在ないと。環境が整った既存の部活動において休日の移行を考えているとの答弁であったと理解いたします。

では、既存の部活動にないスポーツ環境の整備を望む多くの子どもたちや保護者の対応について、次の質問になります。

去る7月16日には、議員と団体との懇談会において、身延ユナイテッドサッカークラブの子どもたちの練習見学や保護者の方たちと懇談会を実施いたしました。

団員の数は、40名を超える町内で一番団員の多い地域クラブであるということは及ばず、県内約60チームあるほどのチームの中でも上位の成績を残すほどの実力のある地域クラブに成長しつつあります。

子どもたちは一様に目を輝かせ、サッカーが好きである。大きくなったらプロになりたい。中学生になってもサッカーを続けたい。人工芝のグラウンドがほしいと無邪気に語っていました。

その後の保護者の方との懇談会の中でも、中学校になってもサッカーを続けられる環境を整えてほしい。町内の子どもの競技人口が少ない。野球や柔道ばかりを押しつけるような現在のスポーツ環境はいかがなものか。もっと深刻な意見として、身延町には子どもの教育やスポーツ環境に選択肢が少ないとの理由で、友人数家族は町外に転居したり、家を構えたりしたなど厳しい話もあり、それらに私自身も議員として考えさせられることとなりました。

およそ45年前、身延ユニテッドの前身である身延サッカースポーツ少年団が初めて身延町にできました。私は当時6年生で、その第1期生であります。当時から関係者がサッカースポーツ少年団設立と同時に身延中学校にサッカー部設置を働きかけましたが、サッカーは11人で試合をするから、野球部やほかの部活に人が入らなくなるとの理由でかないませんでした。私は当時サッカーを諦めました。今でも、あの大人の不条理が心に残っております。

25年ぐらい前には、私自身、身延中学校のバスケットボールの指導を依頼され、約13年間にわたって、ボランティアで外部指導者として関わらせていただきました。

しかし、13年間指導していた私に知らせることもなく、ある日突然、多くのバスケット部員がいたバスケットボール部は、新規部員の募集の中止を決定し、2年後の廃部が決定されました。野球部や柔道部は潰せない。部が多いと野球や柔道の入部者がいないからとの、私には到底理解できない理由からでした。

今も町内の40名を超える子どもたちがサッカーを続けたいと目を輝かせています。過去にはサッカーを続けるために、中学校になったら中心市街地、増穂や南アルプス市、甲府市などのクラブチームに通った子どもたちもいます。

時間的、金銭的な理由でそれすらかなわない子どもたちはサッカーを諦め、柔道やその他の部活に仕方なく入部します。当然、途中で退部をする子どももいます。

自分がやりたくもないスポーツを選択せざるを得ない子どもは、どんな気持ちで学校生活を送っているのでしょうか。

多様性が叫ばれる時代であっても、われわれ身延町の大人たちは、40年前以上と同じくアップデートできずに子どもの希望や夢を叶えられずにいます。

今の若い子育て世代の方々は、子どもの教育環境に非常に重きを置いています。たかが子どものスポーツ、プロになるわけではないからと見て見ぬふりをして先送りしてきた、このような問題こそが若者の世代の流出、人口減少を招いている一因ではないでしょうか。

やりたいスポーツもできずに、中学時代というかけがえのないときをもやもやと過ごした子どもたちが将来この町に帰ってきて、自分の子どもを育てようと思うはずがありません。

私も長らく中学校の部活に関わった者として、新規の部活動の設置の大変さは理解しているつもりであります。しかし、現在40名もの子どもが目をキラキラと輝かせ、願う気持ちを無視するわけにはいかないと思いますし、その子どもたちに私が子どものとき味わったような大人や中学校への諦めを与えたくありません。

そこで具体的に申しますと、部活動の設置や地域クラブの設置へ指導者派遣や費用援助、施設利用の検討など、中学生からのサッカー環境の整備および支援について、当町の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

部活動の設置については、学校が行うものであることから、部活動の新設も学校が判断していく案件と思います。現状、サッカー部などの部の新設は、生徒数が減少している中で、難しいとの中学校側の見解を聞いております。

ご質問のとおり、地域クラブ設置へ指導者派遣支援や費用補助、施設利用の検討など地域移行を進める上で解決すべき様々な課題があり、その解決に向けた方策として、新たな活動環境の在り方やその充実方策、団体等の整備や支援、指導者の質の保障・量の確保方策、施設の確保方策、大会の在り方、会費や保険の在り方など多様な観点から検討を行う必要があります。この地域の実情に応じた解決策をしっかりと模索していく必要があると思います。サッカー環境の整備も地域移行の取り組みの中で検討していくものと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

確認の質問になります。

中学校の部活設置の決定権者は、中学校校長で間違いなのか。教育長や学校教育課、教育委員会、例えば町長などに決定権がないとの認識で間違いなのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

学校の教育活動は、「教育課程」と呼ばれる学習指導要領に示された内容と、「教育課程外」と呼ばれる学校が計画する内容で構成されています。

部活動は、学校が計画する「教育課程外」の学校教育活動にあたるので、部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものになります。

よって、中学校部活動を設置するのは、学校の最高責任者である中学校校長の判断となります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

部活動の設置責任者は、学校長である。しかし、当町の実情に応じた解決策を模索する中で、地域移行の一環としての地域クラブの設置も含めて、サッカー環境の整備も検討していくとの

認識で間違いないでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

中学校の部活動の設置判断は、先ほど答弁したとおり中学校校長の判断になりますので、行政が部活動設置の判断をすることはありません。

部活動の地域移行は、まずは既存の部活動の休日活動部を移行していくこととなりますが、部活動の地域移行の考えとして、子どもたちが様々なスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することを目指すことも趣旨ですので、サッカーについても検討していく課題と考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

令和4年6月6日、スポーツ庁に提出された運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の中には、改革の方向性として、令和7年度を目途とする（地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す）とあり、地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組むことが明記されています。改革を推進するための選択肢を増やし、複数の道筋、これは私が勝手に捉えると、野球部や柔道ではなく、サッカーやバスケットボール、ゴルフなどもあるのかなと考えておりますが、多様な方法、これも一町内、身延町内だけではなく、町村を超えた連携や外部からの指導者の招請など、それらの費用の確保などがあるのかなと思っております。多様な方法があることを強く意識する等が明示されております。

また、課題への対応として、新たなスポーツ環境として、特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保するともあります。

過疎化が進む峡南南部地域は、現在、医療などの分野においても協力体制を構築すべく取り組んでおります。部活やスポーツ、文化の地域移行にも、町村の垣根を越えた地域一体となった取り組みが必要だと考えます。峡南南部3町の先駆けとして、中学生がサッカーに取り組めるような環境の整備を本町が取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

部活動を巡る状況は、少子化が進行し、生徒数の減少により、持続可能性の面から厳しさを増しており、特に団体競技においては、単独校でのチーム編成に支障が出てくることも予想されます。少子化の中でも子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することを目指すのが部活動の地域移行の趣旨でもあることから、峡南南部地域のような少子化が進んでいる地域においては、近隣の町で広域的に取り組むをすることも当然考えられる

と思います。地域移行におけるスポーツや文化芸術活動の広域化は、サッカーに限らず検討に値する課題と思います。

峡南南部の他の2町も本町と同じような進捗状況と聞いておりますので、今後、広域化についても情報交換をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ここで、今月号の広報みのぶを提示したいと思います。

皆さん見ていただきますと、本町の20年を振り返るということで、左側になります。これからの20年ということで、17人の子どもが夢を書いております。これは私が仕込んだわけではないんですけども、17人中4人の子どもが「サッカー選手になりたい」と書いてあるわけです。これを見まして、私は何とかできないのかなと思いながら、今、一般質問に立たせていただいております。

先ほども申し上げましたが、このように小さく見える問題こそが人口減少の根本であるのではないかと、若者世代の流出を生み出している一因となっているのではないかと、近頃、考えるようになりました。対応する気になれば、大人の知恵を絞って対応できる案件だとも思っております。

新校舎建設の5つのテーマの5番目に、子どもたちが自分の子どもも学ばせたいという学び舎とあります。人口減少に悩む当町にはなくてはならない、非常に良いテーマであると私はこれを見たとき思いました。

しかしながら、やりたいスポーツがやらせてもらえない環境で、今後、身延中学校へ進学するであろう40名の子どもたちは、大人になったときに果たして自分の子どもたちを本町の中学校に学ばせたいのでしょうか。

このような問題を解決することがわれわれ議員、町に課された宿題ではないかと思って、私は今後も取り組んでいきたいと思います。

鴨川市では、一般社団法人等を設立して、スポーツを振興しながら地域おこし協力隊を採用するなどして、スポーツに取り組んでいたりします。

今後もこの問題については、当局とは話をさせていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

3番目、本町のふるさと納税について伺います。

2023年度には、ふるさと納税の寄附額が1兆円を超えるとの報道も見られました。決算書によると、指定寄附金として令和4年度4,142万円、令和3年度3,457万円余りが歳入としてあります。

当町の令和5年度ふるさと納税の寄附件数、寄附総額について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

令和5年度決算における一般寄附金は3件、155万円。

指定寄附金は1,065件で、6,185万3,500円となっております。

指定寄附金のうち、ふるさと納税は1,047件で、4,422万8千円となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

令和5年度のふるさと納税が1,047件、4,422万8千円との回答で、あとの約1,700万円は一般の寄附金、もしくは企業版のふるさと納税、法人からの寄附などになるかと思われまます。

富士川町などは、近年ふるさと納税に力を注いでおり、株式会社ふじかわまちづくり公社などを設立して取り組んでおります。

本町も更なる取り組みを期待するわけでございますけれども、ふるさと納税の寄附金の使い方について、2番目の質問になります。

寄附金の使い道は、寄附者が指定できるわけでありましてけれども、当町では町長におまかせ、子どもの発想を生かしたまちづくり、定住促進と人口対策、まちづくりなど10の使い道と、それらに付随する事業例として、22の事業がホームページに示されております。

使い道、町長におまかせは、主な事業として町の様々な事業に活用しますと、そこに明記してあります。

平成29年度から令和5年度まで、7年度分については、公表に同意をいただいている寄附者一覧がPDFにて公表されております。

町長におまかせでありますので、町長の裁量に委ねられているわけでありましてけれども、過去の町長のおまかせへの寄附額、寄附金の具体的な事業の用途について伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えいたします。

指定寄附金につきましては、令和元年度から令和5年度の合計金額が1億2,383万7千円、これは町長におまかせ、6,504万8千円を除く金額であります。

事業の用途であります、「定住促進と人口対策、子育て支援、農林産業振興、観光振興、健康福祉、生活基盤整備、教育振興、スポーツ・文化振興、子どもの発想を活かしたまちづくり」各事業に充当させていただきました。

また、町長におまかせについては、令和元年度から令和5年度の合計金額が6,504万8千円あります。

事業の用途であります、令和2年度に前澤友作氏からの500万円を教育施設整備基金に積み立てを行い、残りについては、しだれ桜の里事業に充当いたしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁ですと、5年間で1億8千万円ほど集まって、約3分の1、6,500万円ほどが町長におまかせとして使われてきたということであります。

令和2年度の寄附の、前澤友作氏の500万円の町長におまかせの分は、教育施設整備基金の積み立てに充てられておりますが、それ以外の町長におまかせのほとんどは、しだれ桜の管理業務に充てられていると認識いたしました。ホームページにもそのような記載が見られます。

過去の観光振興のまちづくりのふるさと納税寄附金の一部も、しだれ桜の里管理業務に充当され、ふるさと納税の約8千万円前後が、しだれ桜の里事業に充てられてきたのではないかと承知しております。

しだれ桜の里事業の植栽業務が一段落した現在、来年度以降の用途について、しだれ桜の里以外の主要事業にも充当すべき時期に来ているかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

町長におまかせについては、遠藤議員のおっしゃるとおり、町長の裁量に委ねられるものでありますので、身延町の主要事業に充当させていただいております。

ちょうど平成28年度から、しだれ桜の里事業に入ってきました。平成28年、平成29年、平成30年という具合に整備を進めてきました。その後、やはり管理費がだいぶかかるものですから、その管理費に充てたというのは、遠藤議員のおっしゃるとおりでございます。

また、令和3年度、令和4年度、令和5年度の町長におまかせの中で、寄附者に連絡が取れる方については、目的をはっきりするために、教育振興のまちづくり、これは新身延中学校建設事業ですけれども、これへの指定寄附金に、約2,300万円を振り替えさせていただいた経過もございます。

今後も、町長におまかせについては、本町の主要事業に充当していきたいと考えておりますが、令和6年第1回定例会におきまして可決していただいた、「ふるさと納税」を財源として積み立てる「身延町ふるさと応援基金」を創設したことによりまして、この基金は、単年度の用途に限らず、本町の主要事業に活用できると考えておりますので、そちらのほうに積み立てもしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

ふるさと納税につきましては、様々な縛りが出てきて、だんだん集まりにくくなってきている現状もあります。そのような中、町長におまかせの部分は、町長の裁量に委ねられておりますけれども、ぜひ今後はしだれ桜の事業以外にも、ソフト事業であったり、先ほどのスポーツの環境整備事業だったりという、ソフト面にも使っていただけたらと思います。

また、ふるさと納税については、最近は企業版ふるさと納税というものに、非常に注目が集まってきておりまして、かなりの伸び率を示しております。これもやはり、待っていると来ないので、どこの市町村も町長が関係あるところへあいさつに行ったりだとか、営業をかけた

だとかということもあります。当然、望月幹也町長も行っているかと思えますけれども、身延町は歴史がありますので、それぞれ起業した方が全国各地にいたりとかあります。ぜひ、今後は企業版ふるさと納税のほうにも注力をしていただいて、少しでも財政が豊かになるような運営をしていただけたらと思っております。

続いて、4番目の質問になります。

今年度の区要望の取り扱いについて、伺います。

区要望の取り扱いにつきましては、過去に一般質問で、それぞれの議員によりたびたび取り上げられてきました。区の要望事項は年々積み上がり、令和5年度には3地区、940件とかなりの数になりました。その中には、実質的に解決困難なものも多く含まれており、かなり過去のものも継続事項として残されており、要望事項が20を超えるような区もありました。

要望事項の優先順位も分かりにくくなっており、非常に危惧していたわけでもありますけれども、令和6年度からは、全てを各区で精査の上、改めて「新規要望」として提出していただき、5月28日からは3日間、地区ごとにヒアリングを行い、優先順位や緊急性の共有を図る取り組みが行われたと認識しております。

そこで、昨年960あった要望事項はどの程度整理され、各区の要望総数とヒアリングの成果について伺います。

○議長（上田孝二君）

大村総務課長。

○総務課長（大村隆君）

お答えいたします。

ただいま、遠藤議員が昨年度の要望960と申されましたが、940でございます。ですので、940としてお答えをさせていただきたいと思っております。

昨年の要望数940に対し、本年度は457と昨年の半数以下となりました。

議員ご指摘のとおり、各区に、要望事項の提出にあたり精査いただくようお願いしてはりましたが、その成果が表れたものと推測しております。

今後は、各区からいただいた要望事項の中で優先順位の高いもの、緊急性が高いものから順次解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

すみません、区の要望は940件で、今回は457件になったという答弁であります。住民が精査して整理されたこととなりますので、それについて次の質問になります。

新規にヒアリングを実施して要望事項を整理した今年度は、町民の皆さまは、要望の実現や解決への期待が例年以上になっているものと考えます。今まで滞っていたもの、新規であげただから要望がかなうのではないかというような希望は、当然持っていると考えられます。

そこで、要望事項の早期解決に向けての、補正予算による予算措置や山梨県の土木課・林務課、または国交省などの情報共有や連携の強化など、具体的な取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えをいたします。

要望事項早期解決に向けての予算措置および県・国への情報提供について、お答えをいたします。

例年、区の要望事項に関しましては、第3回定例議会等において、補正予算による予算措置をお願いして対応しておりましたけれども、今年度におきましては、できるだけ早急に対応できるようにということで、当初予算で計上させていただき、現在、対応をしております。

県・国への情報提供につきましては、特に緊急性のあるものにつきましては、要望書受理の時点で情報を提供いたしておりまして、対応をお願いするとともに、その他の件につきましては、各関係機関には町からの副申書を付けまして、現地確認調査等を実施したり、対応の可否についても文書で回答をいただけるように、現在お願いしているところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私も450件になったなんて簡単に言ったんですが、450件でもかなりの数かと思えますし、これを1つずつ対応していくのは、ほぼ建設課の要望が多いかと思うんですけども、大変な作業かと思えます。

当初予算で対応できるものは順次対応しているとの話でありますけれども、予算措置が足りなくなったら補正予算も組む必要もあるのかななどと考えております。

ぜひ、町民の皆さんは新しい取り組みをしてくれるのではないかというような期待もありますので、非常に困難なことだということは理解しておりますけれども、一つでも多くの要望事項を解決していただけたらと思えます。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告4番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして質問をいたします。

最初は、総合戦略の推進についてです。

午前中にも総合戦略についての質問がありましたので、ダブる部分があるかと思えますけれども、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

人口減少の記事になると、必ず本町の名前が出てきます。そのたびに残念な、情けない思いをします。これは、皆さんも同じだと思います。

人口割合では、令和2年の資料で、人口が1万663人、65歳以上が5,065人、47.5%、15歳から64歳が4,898人、45.9%、14歳までが665人、6.2%です。最近の報道では、65歳以上がほぼ半分になってきています。

総合戦略では、人口減少の克服と地方創生を実現するために5つの基本目標を掲げています。

- ①地域に根ざした雇用の創出
- ②町を元気にできる人材の育成
- ③人の流れをつくり、移住・定住の促進
- ④結婚・出産・子育て環境の充実
- ⑤特色ある持続可能な地域社会の形成

そして、当初計画は平成27年（2015年）から令和元年（2019年）の5年間です。計画人口・合計特殊出生率・社会増減の目標を設定しています。

その後、令和2年（2020年）から令和6年（2024年）の5年間として計画更新し、目標を見直しして推進しています。

そこで質問します。

当初5年間の目標では、計画人口1万2,300人、合計特殊出生率1.35から1.5に、社会増減、各年度均衡としています。

令和2年からの5年間では、計画人口1万800人、合計特殊出生率1.35から1.85に、社会増減は各年度均衡としています。

この目標値に対する実績は、どのような推移をしているのか何うとともに、明確な説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基礎として位置づけられるもので、人口の現状の分析と、地域住民の意識や希望を把握し、自然増減や社会増減に関する見通しを立て認識を共有し、目指すべき将来の人口を展望し提示するものです。

本町では、令和元年12月20日付け、国の人口ビジョン改訂と同様に直近の国勢調査の集計結果を踏まえ、令和2年3月に身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版を策定いたしました。

この人口ビジョン改訂版は、今から26年後の2060年の目標人口として、人口の将来展望を6,500人と示しており、この人口の将来を展望する過程においては、町民アンケートの結果の、町の活力を維持していくために必要な人口規模については、82.8%が1万人以上と回答していること、理想的な子どもの数については、2人が22.5%、3人が51.5%と回答している結果を重視した上で、なおかつ、国の人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率

は段階的に上昇して人口置換水準の2.07を設定し、社会増減については地方と東京圏の均衡を設定して展望していること、また、山梨県の人口ビジョンにおいても合計特殊出生率は段階的に上昇して人口置換水準の2.07を設定し、社会増減については2027年に均衡し、その後に転入超過を設定して展望していることを勘案し、本町の人口ビジョンにおいても、合計特殊出生率については段階的に2.1まで上昇し、社会増減については転入転出の均衡を設定することで、町民の希望に沿った2060年の将来人口6,500人を展望しております。

ご質問の計画人口1万800人、正確には1万749人ですが、人口ビジョンの将来展望の経過途中の推計値で、合計特殊出生率の1.85は設定値でありまして、2060年の将来展望6,500人に向けた令和7年度の時点での参考値であります。

この2点の推移についてですが、人口につきましては、山梨県常住人口調査結果報告書の令和6年7月1日現在の人口は9,344人で、人口ビジョンの将来展望には及ばない状況となっております。令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が推計した、本町の令和7年度の推計人口8,925人と比較すると、1年間の差がありますので、ほぼ横並びで推移しているものと見ております。

合計特殊出生率につきましては、厚生労働省から令和6年4月に公表された人口動態統計特殊報告によりますと、本町合計特殊出生率は1.23で、人口ビジョンの来年度以降の値1.85には及ばない状況となっております。

人口ビジョンでは、2060年の将来人口6,500人を目指す長期的な展望を提示しております。身延町総合戦略推進委員会を柱として取り組みを推進しているところでありますが、全国的に進行している人口減少には歯止めがかからない状況が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計から脱却し、町民の希望等から推計した2060年の将来展望6,500人を達成することは、容易なことではない難しい取り組みであると感じております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

答弁ですけれども、非常に厳しいと、非常に難しい取り組みとのことであります。

次に、当初計画から現在に至る間の推進方法・成果について、どのように評価しているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法の下に進められており、内閣府から示された手引書をもとに推進しております。

この手引書では、まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくため、住民をはじめ、産業・行政・教育・金融機関等多様な主体で構成する推進組織体制が重要とされております。

また、議会と執行部が車の両輪となって推進することも重要だとされていることから、本町におきましては、身延町総合戦略推進委員会に議会から議員2名の参画をいただき、計画およ

び重要業績評価指標（KPI）の設定とアクションプランの推進、PDCAサイクルに基づく効果検証に至る一連の行程を審議していただき、推進しております。

評価につきましても、身延町総合戦略推進委員会において、計画期間の進捗状況を定量的に測定する指標として設定している重要業績評価指標（KPI）と年度末の進捗の確認、併せて施策ごとに作成したアクションプランについてPDCAサイクルを実行することで、取り組みの評価改善を行っております。

また、身延町総合戦略推進委員会において審議していただいた資料は、身延町のホームページでも公表しているところであります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

総合戦略推進委員が評価しているとの答弁です。中にKPIという言葉がいくつか出てきますけれども、KPIの設定とPDCAサイクルに基づき、効果検証に至る一連の行程を審査しているとのこと。KPI（重要業績評価指標）は、施策内容のパフォーマンスを計測・監視するために置く指標で、目標までの進捗を把握するためのものです。

目標達成に対するギャップを明らかにし、施策が明確になり、効率的な目標達成をつなげる指標で、これは中間指標です。目標はKGI（重要目標達成指標）、最終的な目標値です。

したがって、KPIは定期的に進捗確認を評価する必要があります。月に1回、長くても四半期に1回といった期限をあらかじめ設定することで、行動に実現性と具体性を持たせ、評価してアクションを起こす必要があります。

KGIとKPIは相互に関係があり、適切な施策を設定しないと達成指標の意味がありません。KGIの重要目標を連動するようにKPIを設定する必要があります。

したがって、KPIは短い期間で評価し、アクションの内容や軌道修正を実施し、KGI達成に向けた評価が必要です。KPIが100%達成しても人口増減に影響しない施策もあります。

私は、このために進捗確認をせめて四半期に1回、最悪でも半期に1回をお願いしましたが、実現していません。年1回の評価では遅すぎます。動きがなければ失われた1年になってしまいます。

また、資料で見ますと180ページもの資料を2時間、3時間で評価する委員会ですけれども、これでは評価できるはずがないと思っています。

次に、総合戦略では、PDCAサイクルの確立とあります。

施策・事業の効果検証を実施し、必要に応じて戦略、施策の見直しを行うとあります。これは実務として機能しているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたが、本町では佐野議員と田中議員に参画していただいております。身延町総合戦略推進委員会において、毎年度の施策の進捗に対する効果検証と施策ごとの

PDC Aサイクルの審議、また第1期総合戦略終了時には計画全体の効果検証等の審議を行っていただいております。

これまでの推進委員会の審議の過程におきまして、取り組みの見直しや改善を行っており、また、第1期の総合戦略から第2期の総合戦略に移行する際と、デジタル田園都市国家構想へと移行する際の、大きな見直しについても、身延町総合戦略推進委員会において審議していただいております。

委員各位には、重要な役割を担っていただいているものと感謝しているところでございます。以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

評価している、機能しているとの答弁でありましたけれども、先ほど申し上げましたが、私はそうは思っていません。

具体的な計画、実行計画があって、PDC Aを繰り返し回すことでスパイラルアップさせる、これがPDC Aサイクルの確立です。

そして、実行計画は、誰がいつまでに、どのように、何をするのか、これが明確になっているものです。でなければ、チェック、評価はできません。

進捗評価は、この判断は、ゴーカストップかリターンしかありません。評価頻度を頻繁にして、最終目標値との差異をなくすことが重要です。

次に、目標値に対して乖離が発生した場合、それを埋めるために、PDC Aサイクルを回して真の原因を追求するわけですがけれども、どのような検証・分析をしているのか、乖離が発生した場合の対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

総合戦略の施策の検証・分析と乖離の対応につきましては、施策を担当する各課において、検証・分析を行い、状況に応じた改善策等をアクションプランにまとめ、身延町総合戦略推進委員会において審議をしていただいております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

次に、人口問題研究所では、人口の将来展望として、2060年の人口は2,765人と想定しています。総合戦略では、2060年の目標人口を6,500人、合計特殊出生率2.1を目指しています。目標人口は途中で1千人、すでに減らしています。今までの人口推移から目標値について、どのように評価しているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

人口ビジョンは、5年ごとに行われる国勢調査の結果を基に国立社会保障・人口問題研究所が作成している人口推計を基に推計・策定しております。

したがって、国勢調査の結果から明らかになった人口の変動に連動して、人口ビジョンが提示する人口の将来展望に影響することとなります。

身延町の人口は、都市への人口集中や少子化などの社会の流れから、昭和22年以降は一貫して減少を続けており、目標人口も減少しています。

人口ビジョンが提示する2060年の人口の目標は、町民アンケートから多くの町民が期待する人口の将来展望であり、町民の希望の実現に向けて総合戦略を幅広く推進していくことにより、目指していくものと考えております。

国立社会保障・人口問題研究所の本町の人口推計は、この先も減少していくと推計されています。ただし、「このままでいけば」という仮定の下に推計された人口です。本町の将来の人口、本町の未来は、町民の皆さ一人ひとりが希望を持ち、その希望を叶えようとする行動等によって変わります。総合戦略は、町民の皆さまの希望を叶え、安心して生活できる身延町を持続していくための取り組みです。町民の皆さまには一層のご理解をいただき、共に考え、行動していただくことが推進する上で重要なところであります。

なお、令和2年に実施した最新の国勢調査の結果を反映する、将来人口の推計の手引書が、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局から示されました。今後、県の人口ビジョンの改訂について参考にしながら、本町の人口ビジョンの改訂を進める予定でおります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

過去の人口推移を見ますと、1947年をピークに4万91人、それから平均すると400人前後が毎年減少し、2015年には1万2,669人、それから毎年300人以上が減少しています。今年7月1日の人口は9,344人です。過去のその後のデータでは、毎年300人以上の減少が見られ、特に年度切り替わり時期、3月、4月には減少が約80人前後の年もあり、転出が多く、自然減と合わせると非常に多くなっている年もあります。

このままでは、10年後には約3千人以上の減少です。2060年の目標人口6,500人に、2035年にはこの数字になってしまいます。数字だけで見れば、2060年には国立社会保障・人口問題研究所が想定している2,765人、この数字になりかねません。町内の65歳以上が半数、日本の平均寿命は男性が81歳、女性が87歳です。減少は目に見えています。

また、転出先で見ると市川三郷町、富士川町、甲府市が非常に多く、隣町に取られてしまっています。人口の奪い合いは根本的な対策だとは思いませんけれども、これが今の現状です。

政府が地方創生をスタートして10年になろうとしています。先ほども話が出ましたけれども、政府が公表した報告書では、人口減少や東京圏への一極集中という大きな流れを変えられなかったと総括しています。

このままでは、失われた10年になってしまいます。今後、政府ではどのような施策を出してくるのか、期待はしますけれども、とても待ってられません。町として、独自に施策を加

速させる必要があります。

次に、令和6年、今年3月にデジタル田園都市国家構想総合戦略に改訂されました。

人口減少の克服と地方創生を実現するため、目標を達成するために、今進めている、力を入れている施策の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

国は、「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、まち・ひと・しごと創生法に規定する「総合戦略」として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定いたしました。これを受けまして、本町におきましても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」へと改訂いたしました。

この総合戦略においてデジタル技術を活用した新規施策としましては、地域に根ざした雇用の創出に向けた「西嶋和紙の里の道の駅へのリニューアル」、特色ある持続可能な地域社会の形成に向けた「デジタル社会に対応したホームページのリニューアル」、「防災・行政情報アプリの導入」等を追加しており、デジタルの力を活用することにより、これまでの取り組みを継承・発展させることで総合戦略を加速化・深化して進めていくこととしております。

総合戦略の取り組みは、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立を目指しており、それぞれの施策が互いに関連を持って、横断的な結びつきを持ち「しごとの創生」「ひとの創生」「まちの創生」の取り組みが、同時的・一体的にバランスよく進むことが重要であるとされていることから、本町におきましても同様の考えのもと推進しております。

なお、町民の皆さまへ身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略の取り組みについて、ご理解とご協力をいただけますよう、広報みのぶ9月号、10月号、11月号において、概要をお知らせしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

広報みのぶ9月号については、読ませていただきました。今の答弁を伺いまして、再度、追加質問をさせていただきます。

課長は、以前、人口減少がそのまま続けば、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下につながる懸念されているとおっしゃいました。

このまま、先ほど数字も言いましたけれども、減少を成り行きにはできません。アクションプランの多くは通常業務で推進している内容です。その中から優先順位を付け、今まで総合戦略については何回も質問をさせていただきました。優先順位を付ける、あるいは先ほど言いましたように、KPIの件、目標値の設定、推進頻度等々、伺ってございましたけれども、その中から再度優先順位を付け、プランで大きな成果が期待される施策を専任でプロジェクトチーム、若者にも入ってもらい、編成して、スピード感をもって進めるべきであると思っております。

遅れを取り戻すには、それしかないと思っております。考えをお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

人口減少がこのまま続けば、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下につながるものが懸念される。このことばは、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向性を示す、「国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に示されたことばです。

総合戦略のアクションプランを通常業務で推進することにつきましては、まち・ひと・しごと創生法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、および実施する責務を有し、国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。とされており、法に示されているまち・ひと・しごと創生に関する施策とは、総合戦略のことです。したがって、総合戦略に必要な施策を位置づけて推進していくことは、重要な意義をもっております。

優先順位につきましては、施策に優先順位を付けることが成果につながることは考えておらず、施策の取り組みは同時的・一体的にバランスよく取り組むことが重要とされており、今後の施策の推進にあたりましても、それぞれの施策の改善を重ね、より効果的な取り組みをすること、または新たな取り組みに挑戦することが必要な取り組みであると考えております。

プロジェクトチームの編成につきましては、総合戦略に各施策を担当する課名を示しており、各課がプロジェクトチームの役割を担っております。

総合戦略の推進は、町民一人ひとりの人生観や価値観などの生き方に関わる大変難しい取り組みであり、成果が出るまでに時間を要するとされております。今のところは、現状の進め方に問題があるとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

先ほど、数字の説明もさせていただきましたけれども、非常に厳しい状況、待ったなしの状況、もう10年近く活動をしてきていますけれども、先ほど説明したような数字になっています。そんな中で、長期的で時間もかかるが、今までと同じ進め方をするということですが、とても長期的な時間を待っている余裕はないと思っています。

また、先ほどの答弁にもありましたけれども、それぞれの施策が互いに関連を持って横断的な結びつきを持ち、しごとの創生、ひとの創生、まちの創生の取り組みが同時的・一体的にバランスよく取り組むことが重要であるという話をしていたしました。

別に、今ある数多くの施策を削るという話ではなくて、通常、各課でしている仕事、それが通常業務だと思っていますけれども、その中で各課で進めていて、効果のあるような施策、効果が期待できる項目に絞り、経営資源を集中的に投下する必要があるのではという話も出てきました。

施策の中から効果が期待できるプランに優先順位を付け、プロジェクト、目的を明確にして期間内に目標を達成させるようにという提案というか、お願いの中身なんですけれども、今までどおりの施策をする、進め方も変わりはないということで、非常に残念な答弁をいただきました。

午前中に住宅施策の話が出ましたが、また先日も課長と優先順位の話について議論をさせていただきました。今、進めている施策の中で、先ほど午前中もお話がありました住宅施策の件、これが今、丸滝の宮前分譲地、ここは22で、1つ空いて、1つが建設中だったと思うんですけれども、この人口は今66人です。ほぼ埋まりつつあります。そのうち子どもが半数。30代、40代のお父さん、お母さんがほとんどだということです。今、身延町で一番元気な地区だと思います。

私は、こういう施策をということでお願いというか、一般質問をしたこともあるんですけれども、こういうところもあります。分譲地を造ることによって、数字が見えてきます。夫婦で子ども2人、ここはたぶん2人、多いところは3人ぐらいはいるのではないかと思うんですけれども、そうすると人口目標に対する目標値が見えてきます。20軒、分譲を建てました。したがって、たぶん人口は何年かぐらいの間に何十人増えるだろうと。そのほかのプランで言いますと、先ほど言いましたように、お客さんが町内に1万人来ました、2万人来ました、この施策で人口増減の目標値が見えますか。

したがって、絞り込むというのは、そういう中で、横断的に全てが絡み合っただけということが必要だとは思いますが、その中で絞り込んでというか、優先順位を付けてというのは、そういう目標値と関連のできる、可能性のある大きな施策をプロジェクトで進めれば、目標値への道筋も立ちますし、プランが立てやすいのではないかと考えています。

お答えの中で、人口減少は町民がその気になってくれないと、危機感を持ってくれないとという言葉が聞きました。また、先ほども本町の将来の人口、本町の未来は、町民の皆さま一人ひとりが希望を持ち、その希望を叶えようとする行動等によって変わりますと答弁がありましたように、町が一つになって同じ方向を向いて取り組むことが重要なことだと思います。そのとおりだと思います。しかし、その仕掛けをするのが行政であり、われわれの仕事だと思っています。

町民の皆さんは、みんな危機感を持っています。何とかしたいね、何とかならないかねと。議員との懇談会でもそういう話、いろいろな厳しい声を聞きます。町民の皆さんと、もっと向き合っただけで声を聞いていただきたいと思っています。人口減少、緊急事態宣言を出して、町が一つになる方法もありますし、町民との対話集会を開いて現状を説明する。先ほど広報みのぶに12という話がありましたけれども、この中身を向き合っただけで説明したらいかがですか。町民との対話集会を開いて、現状を説明し、こんな施策を進めていますと。だから、皆さんも一緒になって動きましょう、声を出してくださいと。身延町の将来のためにと訴えることも必要ではないかと思っています。一丸となって、この危機感を行動に移さないと町は衰退してしまいます。

以上です。

次の質問に移ります。和紙の里、収支計画について。

和紙の里について伺います。

道の駅にしじま和紙の里改修工事が進められています。多額の金額をかけて改修するにあたり、以前、収支資料について伺いましたけれども、作成中との回答でした。その後、同僚議員

からの確認には、指定管理候補者で作成しているとの返答でした。すでに改修工事が進んでいます。収支予測が出されている場合は、その説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

にしじま和紙の里の改修工事につきましては、5月に契約後着工し、各工事の進捗も順調であります。工事について定期的に施工業者と打ち合わせを行うと同時に、指定管理候補者とも改修後の店内レイアウトや運営について打ち合わせを重ねております。

道の駅となるにしじま和紙の里には、紙漉き体験工房、展示展示施設、物販・飲食施設、イベント広場、車中泊スペース、EV充電施設等を備える予定であり、指定管理候補者で職員の配置人数や物販・食材の仕入れにかかる費用などについて、現在、具体的に積算をさせていただいております。指定管理料も踏まえ、収支計画が提出された際には、議会に対しても説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

指定管理候補者は、施設の事業計画書、収支計画書を添えて申請が必要である。すでに指定管理候補者が決まっています。工事も始まっています。工事額も出ています。どのような資料を基に採算を想定したのか。本来なら事業計画、収支計画の提示を受け、その内容をしっかり精査して進める、投資額の判断ができる、これが本来の進め方だと思っています。進んでいる事業ですから成功してもらわないと困りますが、しっかり精査、管理して進めていただきたいと思います。

なんとしても成功してもらわないと、町の将来がかかっています。コストコが来るから期待する声も聞きますけれども、南アルプス市に来年春、コストコがオープンする。すでに今年6月30日には、コストコの隣にf u m o t t oアルプス体験型複合施設がオープンをしています。コンセプトは「遊ぶ・買う・食べる」、この全てが楽しめる観光スポットとしています。

一度見に行ってきましたけれども、レストランも何十人も入れるような大きなレストラン、パーラー、ベーカリー、お店も20軒近く、個々の店が入っています。

特に注目されるのは、最大級の農産物直売所があります。それにオフロード自転車やラジコンなど、子どもたちも楽しめるエリアが充実しています。

買い物をして、食事をして、遊んで帰れば本当に道の駅に寄ってくれるのでしょうか。どうしても寄りたいたいと思うもの、イベント、目玉を作って呼び寄せないと、きついと思っています。

指定管理候補者の経験に期待すると同時に、町内を挙げて盛り上げ、この事業を成功させる必要があると思います。

次の質問に移ります。

自然の里、附帯決議について伺います。

令和6年第1回定例会の予算決算常任委員会において、一般会計予算（総務管理費、みのぶ自然の里管理費859万7千円）に対して、予算の留保を求めたもので、委員会全員一致で採

決されました。特に産業アドバイザーからの内容は非常に危惧される内容であります。財務内容の確認や経営改善指導が必要であると判断されるという内容でした。これに対して、その後の動きについて伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

令和6年第1回定例会予算決算常任委員会における附帯決議を受けて、指定管理者である合同会社manabiyaに対し、期別に提出される管理業務報告書のほかに、法人決算の概要を含む経営報告書の提出を求めたところ、令和6年5月1日付けで提出されました。

まず、令和5年度の管理業務報告書では、指定管理料が年々減額している中、工夫を凝らした施設運営に努め、適正に管理されていることを確認しました。また、経営報告書につきましては、合同会社manabiyaは、みのぶ自然の里の指定管理業務のほかに農業経営、6次産業化事業を営んでおりますが、今後見込まれる公庫資金の返済等、支出の増加への対応は、事業収入の増加と不測の事態に対応しうる自己資金が確保されていることから、町としてはみのぶ自然の里の運営に影響が及ぶものではないものと理解し、定期的に指定管理者との意見交換を行う中、令和6年度の指定管理業務を執行しているところです。

今年度も産業アドバイザーによる指導が実施される予定となっておりますので、引き続き注視し、円滑な施設運営がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

今後も産業アドバイザーによる指導を計画しているとのことですので、よろしく願います。

ただ、従業員も少なくなった、いなくなったとか、一般の宿泊も取っていない等の悪い噂も聞いております。ただ、噂だけならいいんですけども、非常に気になっております。

今後のみのぶ自然の里について、観光資源としてどのような活用を考えているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

みのぶ自然の里は、アクセス上優れた立地とはいえ、周遊観光に向かない不利な条件下にありますので、ほかの地域にはない特色と強みを活かした誘客を行う必要があると考えております。

近年は、アニメの影響によるキャンプサイトへの人気に加え、農業体験ができる農泊拠点、デジタルデトックスキャンプや校外学習の受け入れを行っており、自然豊かな施設環境を生かした取り組みを行っております。

8月5日に町と指定管理者と今後の運営についてヒアリングをしたところですが、町内外からの研修、校外学習等の団体の受け入れの拡大など、立地に影響されない目的地観光への取り

組みを強化しながら、連携して誘客を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時01分

○議長（上田孝二君）

再開時間よりも少々早いんですけど、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次は通告5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は、4点について質問したいと思います。

まず1点、水田活用直接支払交付金について質問いたします。

この水田活用直接支払交付金の制度は、農業経済の安定と国内生産力の確保を図るとともに、水田のフル活用を推進するため、麦・小麦・飼料用米などへの作付けを促進し、食料自給率、自給力の向上を図る目的のものです。

対象者は、販売目的で水田に対象作物を栽培している農業者です。

交付金は、直接生産者に支払われるので、町の予算には載りませんので、私はこの交付金制度を今まで知らなかったんですけども、生産者から相談があつて、こういう制度があるということを知って、いろいろ調べてみました。

5年間で一度も水張りをしないと交付金の対象外とするものでした。何人かからは、水路が壊れてしまって水張りができない、できないと交付金が出ないということで、そういうことであればもうやめるしかないというような話も伺っております。

まず1点目、現在この交付金を受けている人数と、あけぼのの大豆の耕作面積と、そのほかの作物の耕作面積はどのくらいか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

まず、令和6年度「水田活用直接支払交付金」の交付申請者数は75人です。

次に耕作面積についてのご質問ですが、「あけぼの大豆」ということではなく、「白大豆、枝豆」といった作物名で集計をしております。

参考までに申し上げますと、白大豆、枝豆2, 313.32アール、その他826.36アールでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

5月中旬にこの交付金についての文書を出したと聞きましたが、この文書を受け取った生産者からの反応というものは、どういうものだったのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

この交付金の申請希望者に対しては、5月に「手続きのご案内」、それから「申請書・記載要領・交付金の内容等」をお送りしており、併せて国の改正内容について、A4判別刷りのチラシを同封し、周知をいたしました。

発送後、何人かの方から、「水張りほどの時期に行えばよいか」「水張りできない場合どのようにすればよいか」といったご質問を受けましたが、その都度、国の改正内容について、ご理解していただけるよう説明を行いました。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

そして、この交付金について、私が回ったときに、文書を見ていないという人がいたんですね。こんな大事なことなので、生産者を集めて説明をしてほしかった、その中でいろいろな質問とか、そういう問題点も聞きたかったという声があったんですけども、やはりこんな大事なことですから、町で説明をするということが必要だったのではないかなと思うんですけども、町としてはどういうふうにお考えですか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

一部先ほどの質問と重複いたしますが、事務の流れについてご説明をさせていただきます。

毎年3月に、農地を所有している方全員に「水稻生産実施計画書・経営所得安定対策営農計画書・水稻共済加入申込書」が一連となった帳票をお送りいたします。

農業者の皆さまには、この帳票に必要事項を記入のうえ、産業課に提出していただきますが、「水田活用直接支払交付金申請予定あり」と回答した方に対して、5月に改めて「手続きのご案内」「申請書・記載要領・交付金の内容等」をお送りしております。

この際、国の改正内容について、A4判別刷りのチラシを同封し、周知をしております。

ご質問の「説明会」については、今後の状況を注視し必要性を精査していきたいと考えます。
以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

町のアクションプランでは、遊休農地の解消と作付面積の拡大を図るということで、令和6年度に33ヘクタールということで目標を持っているんですけども、水路が壊れて水張りができないという声を多く聞いたんですね。町として、目標33ヘクタールということ掲げているんですけども、こういう制度が改定になって交付金が出ないんだったら、もう作っていてもしょうがないということを言っている人たちが多く中で、現状の把握と言うんですかね、それはどういうふうにされているのか、どうなのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

水路等の破損状況は、建設課に申請のあった「道路及び水路等に係る原材料支給」ですとか「土地改良施設改修事業」について把握しておりますが、個々の農地の状況については把握しておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

どのくらい目標があって、それに向けて、あけぼの大豆を増やそうという中で、どのくらいの人たちが作ってくれるのかということ把握するということは、大事な事なんではないかなと思っているので、この改正によって、どのくらいの人たちがやめることになるのか。あけぼの大豆など、どのくらい増えるのか、減るのかということ、あけぼの大豆を特産品として進めている、町にとっても大事な事だと思うので、ただ把握をなかなかされていないというのは、ちょっと私、不思議なんですけれども、把握されていないということであれば、それはそれで仕方がないのかなと思います。

先ほども言いましたけれども、水張りができないと補助金が出ないということで、耕作をやめるという人がいるという話を、私も何人かから聞いたんですね。この問題は本町だけではなくて、やはり全国的にもいろいろな波紋を広げているということをお聞きしています。

北杜市をちょっと聞いたんですけども、北杜市では昨年12月に鈴木農林水産副大臣に来てもらったり、それから6月に自由民主党の茂木幹事長や中谷真一、堀内詔子両国会議員が市内の水田活用直接支払交付金の対象農地を視察したそうです。市長自らも国会に行って、要件緩和や農業者支援に関する要望書というのを提出しているそうなんです。

やはり本来、水田で使えるところを水張りができなくなって、水路が壊れてしまったというようなところは、個人の力で原材料支給するからいいという問題ではないかなという話を聞いて、そう思ったんですね。

やはり国なりに要件緩和とか、そういう要望を出すという方法しかないのかなと思ったんで

すけども、1つの町ではとてもできることではないので、こういう要望書をやるしかないのかなど。それで、細々、皆さん、きっと農業を、話を聞いたら、うちがやらなくなったら、この辺、草ぼうぼうになってしまうんだよという話も多くの方から伺って、みんな一生懸命頑張ってやっているということなので、農業を守る、それから従事者を守るということも町の大事な仕事だと思しますので、ぜひ国へ、一つの町では大変な問題なので、国へ要望するということをしていかないとなかなか解決できないのかなと思いますけれども、町長、この話、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

通告ですと、1-③で問いがありまして、産業課長が当面の間ですけど、そういう制度がありますから、水路へ水張りというのがですね、できれば水路の管理組合とまず協議をして、道路及び水路等に係る原材料支給、または土地改良施設改修事業などを、まずは活用してもらうということになります。

それと、実は私、土地改良団体連合会の理事に選任をされていまして、土地改良団体連合会の国会議員の顧問とか、会長さんはもともと農水省の職員だったんですね。今度、会う機会もありますので、個人的にはそういう機会を捉えて、要望をまず出します。

それ以外には、やはり北杜市へそれなりの大物の国会議員さんが来たということは、やっぱり米どころ、農業の規模が違いますので、そのために来たのか、何か別の用があって北杜市へ視察に行ったのか、そういう意味合いはちょっと分かりませんが、身延町のこの農業規模だけで、まさか国会議員の先生に来てくれというのはなかなかできませんから、町村会を通じて、山梨県町村会として何か要望ができるかということを今後、町村会のほうへも諮ってみたいと思っています。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

2点目、訪問介護事業に対しての支援をということで質問をいたします。

国の介護保険の改定で、今年4月から訪問介護報酬が切り下げられました。ヘルパーさんが自宅を訪問する介護サービスは、利益率が高いからというものです。

サービス付き高齢者向け住宅などで、次々に効率的に訪問できる都会の大手事業所などは高い利益を上げていますが、4割を占める小規模事業者は大手のやりたがらない1軒1軒、離れた家を訪問するので、移動距離も時間もかかり、そもそも赤字で苦しんでいました。報酬切り下げでさらに追い詰められています。

全国的には、訪問介護事業所がない自治体が6月末時点で全国97町村にのぼり、残り1事業所だけの自治体も277市町村あり、高齢者の生活を支える訪問介護事業所が休止や廃止に追い込まれ、サービスの空白地域が広がっています。

高齢者が自宅で安心して生活するために、訪問介護はなくてはならない事業です。特に本町のように一人暮らしの高齢者が多い町ではなおさらです。

本町には4つの事業所がありますが、現状の把握はできているのかお聞きします。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

国は3年に一度、介護報酬を見直しており、令和6年度の介護報酬改定では、全体で1.59%引き上げとなっていますが、訪問介護については基本報酬が引き下げとなりました。

訪問介護の基本報酬引き下げの理由として、利益率が高く、処遇改善加算率も高く、処遇を改善すべき介護職以外のスタッフが少ないことを国は挙げています。

しかしながら、地域的に移動距離が長く効率が悪いこと、ヘルパーの確保が難しいこと、それに加え今回の基本報酬引き下げにより、町内4つの訪問介護事業所は、いずれも運営が厳しい状況にあるということを伺っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今年、上半期（1月から6月まで）の訪問介護事業所の倒産が、2000年の介護保険制度スタート以降で最多となりました。ほとんど小規模事業者です。小さな事業者は少人数で1軒1軒、回ります。大人数で集合住宅などを回る大手と違い、効率的にサービス提供できません。人手不足に加えて、新型コロナウイルスの感染対策をしながらのサービス提供で、訪問件数も増やせない、ガソリン代や介護用品などのコストも上がっています。そして、この4月から訪問介護の基本報酬が減りました。

このままでは、高齢者は在宅で暮らし続けることができなくなります。介護は必要になったときに安心して訪問介護を受けることができるよう、訪問介護報酬の引き下げに対して政府に撤回を求めるとともに、訪問介護事業所への支援が必要だと思いますが、町としてはどうお考えですか。お答えください。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

町内にある介護保険サービス提供事業所は、4つある訪問介護事業所のほかに、訪問看護事業所が3つ、訪問リハビリテーション事業所が2つ、通所介護事業所が8つ、通所リハビリテーション事業所が2つ、小規模多機能型居宅介護事業所が1つ、福祉用具事業所が1つ、短期入所生活介護事業所が4つ、介護老人保健施設事業所が1つ、認知症対応型共同生活介護事業所が1つ、介護老人福祉施設事業所が4つ、居宅介護支援事業所が7つ、計38事業所あります。

定期的に行われる国の介護報酬改定を受け、介護保険サービスを提供する38ある事業所のうち、訪問介護事業所だけに町が助成金等を支給するような支援は、今の段階では難しいと考えています。

しかしながら、訪問介護事業所の運営は厳しいということを伺っていますので、機会を捉えて、基本報酬を是正するよう国へ強く要望したいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

次に3番目、病児・病後児保育について質問します。

本町では、仕事などの都合で病期中や病期回復期にある子どもの育児ができない方のために、医療機関に併設された保育施設で一時的に預かる事業を実施しています。看護師さんや保育士さんがいて、安心して子どもを預けられることができ、小学校6年生まで利用できます。

県内では、16市町が委託する病児・病後児保育施設が20施設あり、2019年度の県内病児・病後児保育施設の利用者は5,561人でしたが、新型コロナの影響で2020年度には1,748人に落ち込みました。2021年度は3,684人、2022年度は3,525人。県は新型コロナが5類に移行したことを踏まえ、今後は利用者数がコロナ禍前の水準に戻ると見込んでいるという新聞報道です。

飯富病院に委託をしている本町の病児・病後児保育の利用状況はどうか、お尋ねします。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

病児・病後児保育につきましては、平成30年4月から県内全域での広域利用が可能になっており、身延町在住の子どもについても他市町村の施設が利用できますので、飯富病院にお願いしている保育室の利用者という観点でお答えいたします。

令和5年度については、開設日数28日、延べ利用人数は町内在住者26人、町外在住者6人の計32人の利用がありました。例年、延べ20人から30人の利用となっている状況であります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

7月に行われた身延ユナイテッドサッカークラブの保護者の皆さんとの懇談会の中でも、病児・病後児保育について、保育園から文書はもらったが説明がないので、4人子育てをしているが、一度も利用したことがないという発言がありました。また、身近な人も利用したことがないということをお話していました。

子育てをしている若い人たちに、この制度がなかなか周知をされていないと感じました。いろいろ広報とか、飯富病院とかそういうところで宣伝しているのは理解しているんですけど、若い人たちに訴えるような新しい宣伝をしていかないと、なかなか、今、子育てをしていて必要な人たちに届かないというのが現実ではないかなと思うんですね。

若い方に聞いたら、子育てお得情報みたいな、そんなのがあったらいいとか、それもSNSでやるんでしょうけど、私たち古い感覚だと、ポスターか何かがあって、あればもう分かってくれるというふう思うんですけど、やっぱり今の方は広報に出してもなかなかそういうものは伝わらないというのが現実だと思うので、そういう若い人たちになんとか分かってもらえるような方法も考えながら周知をしなければいけないんじゃないかなと思いますけど、この問題

について、お答えをお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えいたします。

この制度は、山梨県が市町村に施設設置を促している事業であります。

制度の周知については、広報および町ホームページに掲載、周知しております。また、飯富病院、町内保育施設、学童施設、本庁、各支所などに毎年更新してチラシや利用申請書を配布、山梨県ホームページにも掲載されているものであります。

必ずかかりつけ医の確認が必要となること、急性期および感染症の疑いがある場合は、入院または自宅療養しなければならないこと等、制約があるため、利用する認識を持たれない傾向にあるかと思われまます。

今後に向けて、県と連携しながら利用料の軽減に取り組むなど、制度の利用促進を図ってまいります。

また、周知の仕方を検討し、子育て世代にとって、母子健康手帳交付時から適切なタイミングで必要な情報が得られるよう、きめ細やかな支援を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

4点目に移ります。安全な水道水について、質問をいたします。

数年前から有機フッ素化合物PFASが米軍基地や工場周辺の河川や地下水などで検出をされています。PFASには毒性があり、長期的に飲んだ人への発がん性、ホルモンかく乱作用、免疫機能の低下などの健康被害が懸念されています。

今では、日本各地の住民の血液から高い値のPFASが検出されています。

岡山県吉備中央町では、町の浄水場の水から国の暫定目標値の28倍の濃度のPFASが検出され、町の責任で町民の血液検査をするということです。

以前は米軍基地や工場などの周辺などで多く検出されていたので、本町では大丈夫だと思っていましたが、日本各地で多く検出されてきたので心配になってきました。

町民の方から同じように心配の声を聞きました。ある方は役場に検査をしてくれるように電話をしたと話しておられました。

町内の水道水の検査が必要だと思いますが、町としてはどう考えるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（上田孝二君）

内藤上下水道課長。

○上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

5月29日付けで国より調査依頼があり、身延町においても調査の必要があると判断したため、年間で水質検査委託を請け負っている「山梨県食品衛生協会」に依頼し、追加で原水（ろ過前および塩素滅菌前の水）について調査を実施いたしました。

身延町内水源37カ所の全箇所において、不検出であった旨の報告がありました。
今後も安心安全な水を提供できるよう継続的に検査をしていきたいと考えております。
以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

37カ所、全部安心だということで安心しましたが、今後もぜひ引き続き継続的に検査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時40分とします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時38分

○議長（上田孝二君）

それでは時間が早いですが、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次は通告6番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

通告に従い一般質問をします。

まず最初に、富士川流域の活性化について伺いたいします。

富士川流域のアユは、尺物のアユが釣れると全国的に有名な川で、尺物が釣れるのは熊本県の球磨川か、山梨県の富士川だと認知された川でした。ただ、最近、本数がかなり少なくなり、人気に陰りが見え始めています。最近では、あまり太公望を見かけなくなりました。

支流では、常葉川などちらほら見かけますが、やはり以前よりはかなり少なくなったと釣り人に直接伺いました。

原因は、いろいろあるかと思えます。

そこで伺います。

「富士川中流域アユを育む・清流プロジェクト」の取り組みを行っているとのことですが、開始時期と経緯を伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

富士川中流域における地元自治体や関係者の意見を受け、今後、アユが減少した原因を研究した上で、アユが生息しやすい川づくりに関する対応を検討し、関係者が役割分担の中で各種

の取り組みを実施することを目的とし、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所および山梨県が事務局となり、早川町、身延町、南部町および日本軽金属株式会社と共同で立ち上げることで、令和4年3月29日に確認書を交わし、令和4年7月21日に「富士川中流域アユを育む・清流プロジェクト」第1回検討会を開催し、プロジェクトの立ち上げと今後の進め方および予定を決定いたしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

非常に、私も楽しみにしていたプロジェクトを立ち上げてくれたと思えました。しかしながら、令和4年7月21日にこの会の第1回検討会を開催して以来、以降2年が経ちますが、具体的な動きが感じられないと思えますが、そこで伺います。

プロジェクトの具体的な取り組みと今後の展望について伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

第1回検討会において、アユプロジェクトに関係機関の代表者による検討会と、検討会の下にワーキンググループを置くこととして、現在、3回の検討会と7回のワーキンググループ会議を行っております。

ワーキンググループ会議においては、山梨県水産技術センター職員を講師に、アユの生活史や生活環境の基礎知識の勉強会をはじめ、富士川本流や早川、福士川等の現地調査等を行っており、それぞれの機関の取り組みといたしましては、国・県の河川管理者は、河川環境調査や河川パトロールおよび、河川整備の際の環境配慮事業等の実施、地元自治体は地域と連携した河川美化活動や広報活動の実施、水利権者は稚魚の放流支援、ダム等運用の検討、河川環境現状調査、魚道の維持管理の実施としております。

現在の実施状況は、国土交通省は、河川の流量、水質、水温等の調査、魚類調査、工事の際の環境配慮として、大石の配置等の継続実施。山梨県は、魚類の採捕、環境DNA、付着藻類の調査、河川内の巨石等を活用した環境配慮工法として、上流に向け突起させた水制工のようなバープ工の設置や、魚道の補修工事の実施。各自自治体は、河川美化活動や広報活動の実施。水利権者である日本軽金属株式会社は、取水堰において魚類の調査、魚道の維持管理、河川環境美化活動の実施を行っております。

目指す姿といたしましては、アユ釣りや川遊びをする人々で活気があった。アユを指標種として、アユが生息しやすい川づくりに取り組み、かつてのようにアユ釣りが盛んで活気のある富士川の姿を目指して活動していくこととしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

今の答弁を聞く限りでは、結局のところ、調査調査でもう2年経った、今も何も進んでい

ないという感じがします。

さて、本来、天然アユは年魚です。静岡県、海から富士川流域に遡上してきます。天然アユが少なくなった理由を調べると、1つは堰堤における魚道の確保。町内の堰堤ではほぼ上がってくるアユも圧倒的に少ないけれども存在はするそうです。問題は静岡県内の堰堤だということです。

2つ目は、長野県釜無川上流における採掘事業によるアユの餌になる藻の生育が悪い。砂に混じった濁った水質だそうです。

3つ目は、これが厄介で、役場の裏の富士川でも何羽もの鵜を確認できます。私も見たことがあります。川に潜ってアユを飲み込み、とんでもないところから浮上してきます。そんな鵜が峡南橋を中心として、300羽ほど確認されたそうです。

これが問題点と原因だそうです。

もちろん、今、課長がおっしゃったように調査も必要ですが、調査をして原因を見つけ、計画を立て、そしてそこを実行していくのでしょうか。せつかく、このプロジェクトチームがあるのであれば、1の魚道に関しては静岡県、濁った水質に関しては長野県、鵜に関しては釣り人が増えることによって解消できるのではないかという、漁協の方の意見でした。

いずれにしても、国、県、3つの町のプロジェクトチームです。両県に意見することもできると思います。それを私は期待しています。

次に、町長が漁協に対しての交付金を出していますが、使途を含め詳細を伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

町が「農林水産業振興事業補助金」の対象として、「河川の浄化・稚魚放流事業」に対し、補助金を交付しているのは「富士川漁協中富地区」「同じく下部第1地区」「同じく下部第2地区」「本栖湖漁協」の4団体で、各3万円を交付しております。

活動内容は、町からの補助金をはじめ、釣り人の遊漁料や組合員から納付される漁業権行使料などを原資に、河川清掃や草刈り、放流、試釣、産卵床造りなど、種苗放流や漁場の管理等を行い、内水面の生態系と生物多様性に配慮した活動を実施しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

再質問をお願いします。

答弁の中で、富士川漁協中富地区、下部第1地区、下部第2地区、本栖湖漁協とありましたが、身延地区も同じように草刈りや放流等を行っていますが、なぜ身延地区が漏れているのかを説明してください。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

補助金につきましては、「農林水産業振興事業補助金交付要綱」に基づき交付しております。「富士川漁協身延地区」につきましても、交付申請の上、交付済み団体と同様の活動実績が確認できれば、交付できると考えます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

身延地区は申請がないということよろしいですか。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

現在のところ申請はございません。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

分かりました。全部で5団体ということで、今のところ4団体で3万円、その作業を検討しますと、やはり3万円は実に少ないと考えますが、業務内容を見ると大変な活動だと思います。増額の検討をすべきと今は思いますけれども、またこれも検討していただきたいと思います。

次に、富士川のアユ釣りは、当町の自然豊かな観光のシンボリックとなり得るものです。誘導看板設置や駐車スペースの確保などの支援や金銭的なバックアップなど、検討すべきと考えますがいかがですか、伺います。

○議長（上田孝二君）

松田産業課長。

○産業課長（松田宜親君）

お答えいたします。

身延町内には、富士川のほか多くの一級河川および支流があり、特にヤマメやイワナを中心とする溪流釣りやアユ釣りを目的として多くの釣り人が本町に訪れ、大変重要な観光コンテンツの一つとなっております。

今年7月に、身延町観光課公式Instagramに投稿しており、今後も引き続き周知をしてまいります。

誘導看板設置や駐車スペースの確保などの支援や、金銭的なバックアップについてですが、釣りに特化した工作物の設置および駐車場の整備は難しいと考えます。

また、漁協に対する補助金については、先ほどのご質問でお答えしたとおり、河川の浄化や稚魚放流事業に対して交付しておりますが、今後、レジャー的な要素での支援の必要性が生じた際は、観光部門と調整の上、検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

今、課長が最後に、これからはレジャー的な要素とおっしゃっていました。最近少なくなっ

た釣り大会やつかみ取り大会は、子どもが少なくなっても身延町に帰省する人、また近隣の人たちが集まってくるようなイベントとして、河川でのキャンプなど、漁協や地域の人たちに計画していただくのはどうでしょうか、考えてみてはいかがでしょうかと思います。

例えば、今回のかみすきパークなどの場所、トイレも24時間ということですので、そこからちょっと遠いかもしれないけれども、峡南橋付近の釣りを利用してもらうなど、そういう取り組みもいいのではないかと思います。

町予算も必要ですが、地域の資源や知恵を生かした河川の利活用促進による地域活性化が観光振興を目的とした取り組みで、国土交通省が定める制度の中には、地域のかまちづくりの取り組みを河川管理者が支援する制度もあるようです。そのほかにも交付金事業がいくつかあるそうです。このような交付金の利用を考えて開発をして、富士川流域の活用を観光の一翼として考えていただきたいと思います。

身延町内には、釣りのポイントがいくつもありまして、その中で試し釣りでは峡南橋付近は最高に今、釣れるみたいです。しかし、釣り人は、私はまだ確認していないのが現状です。実にもったいないというふうに、富士川流域の開発に関しては思っています。

それでは次に、山梨県地震防災訓練について、お伺いいたします。

身延町総合文化会館において、11月24日（日曜日）に山梨県地震防災訓練が実施される予定とのことですが、詳細をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

山梨県地震防災訓練は、阪神淡路大震災を契機に、平成7年度以降、開催市町村を選定し、山梨県と共催で開催されています。開催市町村の選定は、中北、峡南、峡東、富士・東部の4地域の輪番制となっており、前回、身延町は合併前の平成15年に身延町総合文化会館で開催しております。

令和6年度は身延町が開催町となり、11月24日（日曜日）に身延町総合文化会館をメイン会場に開催されます。駿河湾から和歌山県南東沖を震源とするマグニチュード9.0の南海トラフ巨大地震が発生し、身延町では最大震度7の揺れを観測。家屋の倒壊等により負傷者が発生し、水道管の破裂、電話線断線等ライフラインにも被害が発生した想定で行われます。

参加団体は、山梨県警察本部、峡南広域行政組合消防本部、陸上自衛隊東部方面特科連隊、国土交通省、甲府地方气象台など約50の各種関係機関の協力をいただき、訓練等が行われます。

訓練内容ですが、現在、県、関係機関と内容について協議しておりますが、情報収集に関する訓練として、災害対策本部設置・運営訓練、被害状況偵察訓練など。救出・救助訓練では県警機動隊、消防本部および自衛隊による救出・救助訓練や山梨DMATなど医療関係機関による医療救護訓練。また、会場周辺の住民の方に参加いただき、避難所開設・運営訓練や炊き出し訓練。防災関係機関によるライフライン応急復旧訓練や展示・啓発・体験ブースの設置等、20項目前後の訓練を計画しています。

なお、この訓練計画の中には町内に本社があり、町と災害協定を締結しているサイトテック株式会社によるドローンを使用した訓練も含まれております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

山梨県地震防災訓練が思っていた以上の大規模訓練になるようです。せっかく災害協定を結んでいる本町にあるサイトテックのドローンを、町としても大いにアピールするべきと考えて詳細を伺ったのですが、その中に入っていたので、大型のドローンをぜひ、県民の皆さんに見ていただきたいと思いました。本町にある企業です。ぜひ、企業を大事にサポートしてあげてください。

次に、山梨県主催とのことですが、当町の役割、また動員予定人数について伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

町の役割といたしましては、訓練会場の選定、設営および先ほど答弁いたしました計画している20項目前後の訓練のうち、町災害対策本部設置・運営訓練、避難所設置・運営訓練、福祉避難所設置・運営訓練、災害ボランティアセンター設置・運営訓練、炊き出し訓練、地元消防団による放水訓練およびドローンによる訓練が町で計画する訓練となっております。

動員人数につきましては、広報みのぶやホームページ、防災行政無線で周知を行い、関係者を含め、おおよそ600人程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

再質問ですが、この訓練は大規模な開催となります。そんな関係で、町民も非常に関心のある方がいらっしゃると思いますが、これは自由に見学に行くことができるのですか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

この訓練につきましては、自由に見学することができます。あまり見る機会がない各専門機関による訓練もございますので、ぜひ会場にお越しただいて見学いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

今、課長の説明ですと、おそらく最新鋭の技術と訓練になろうと思います。先ほどの課長の答弁の中にありましたが、南海トラフ巨大地震の脅威に対しての参考として、身延町の災害に大いに生かしていただきたいと思います。

次に3番、ヘルシースパサンロードしもべの湯での朝市について、お伺いいたします。

ヘルシースパサンロードしもべの湯広場における朝市事業は、オープン当初から計画事業であるとの認識でしたが、現在の状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

しもべの湯朝市事業につきましては、下部観光協会・指定管理者・町の3者で開催に向け、運営方法等を検討しております。令和5年第4回定例会におきまして、伊藤雄波議員のご質問にお答えいたしましたが、現在それぞれの意見を取りまとめており、一つひとつの問題を解決しております。

今後につきましては、あけぼの大豆の枝豆の収穫時には朝市が開催できるよう協議してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

令和5年第4回定例会で質問しましたが、12月、ほぼ半年以上経って、今も変わらない答弁だという認識です。オープン前から朝市の計画がありました。準備期間は十分あったのですが、まだ開催されていない状況です。キッチンカーの問題や水の問題、トイレの問題、多々あるようですが、解決に向け、町主導、経営でないにしても間に入り、問題点解決にスピーディーにリーダーシップを取ってあげていただきたいと思います。そして、あけぼの大豆の収穫時の開催、今年こそ実現できるように調整していただきたいと思います。

私のところにも、朝市が出たときに申し込みたいんだけどもという方もいらっしゃいますので、ぜひ朝市の実現ができるようにしてください。

次に、身延ユナイテッドSCへのサポートについて。これは、午前中の同僚議員と同じような質問になっていますが、私なりの見解もあるので、ぜひ質問させていただきたいと思います。

団体と議員との懇談会に出席し、身延ユナイテッドSCの練習をじっくり拝見することができました。40名近くの団員の活動、熱量に驚きました。有名選手によるサッカー教室などのイベントの開催等、このクラブへのサポートをすべきと考えますが、そのような計画の検討について伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

身延ユナイテッドSCは、日本サッカー協会に所属するとともに、町スポーツ協会にもスポーツ少年団として所属し、活動をしております。現在、町スポーツ協会には24種目、34団体が所属しており、多くの町民の方がスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上に努めております。

スポーツ協会は、町教育委員会生涯学習課が所管し、町職員が事務局を担っており、みのぶスポーツフェスタの開催や県スポーツ協会との調整、活動費の補助、機械器具整備の補助等、

各団体へのサポートを行っております。

今年度7月末に、身延ユナイテッドSCスポーツ少年団が姉妹都市協定を結ぶ千葉県鴨川市に交流事業で訪問いたしました。交流事業では、女子サッカーなでしこ1部リーグで活躍する選手を招いて、サッカー教室を実施したところ、子どもたちも大変喜んでおりました。

このような有名選手によるサッカー教室等の開催につきまして、町に補助要綱がございますので、事業実施の際は生涯学習課へご相談いただければ対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

分かりました。サポートとはお金を出しているということ、補助要綱があり、事業実施の際はと言われましたが、そういうお金の問題も非常に大切ではあります。しかし、それだけではなく、このクラブに対するアイデアをもっと、町としてほしいです。

サッカーや野球のようにチーム戦である以上、少数であれば試合は成立しないので、近隣の町から生徒に来てもらうような時代も、もうすぐそこに来ていると思います。これも少子化問題につながり、身延町は子育て支援をさらに充実して、スポーツ教室の開催、コーチの派遣、町のコーチライセンス取得など独自の予算を組み込んでほしいと私は考えます。

ところで、職員の中でいろいろお伺いしますと、町長は非常に運動神経がいいというふうに伺いました。よく、いろんところで耳にします。本当かどうか分からなかったので、先ほどちょっとお伺いしましたら、自分でも本当だと言っていましたので、かなりスポーツマンであるというふうに理解します。

特にサッカーは得意で、チームに入っていてやっていたということをおっしゃっていたので、ご理解あるなというふうには思っています。また、ヴァンフォーレ甲府の試合もよく応援に行かれるくらい、サッカーに理解があると感じました。

このヴァンフォーレの選手たちも子どものころ大きな夢を抱き、小さなときもおそらく「夢は何」と聞くと「プロサッカー選手」と答えた選手がほとんどだったと思います。身延ユナイテッドSCにも将来有名になるであろう選手がいるかもしれません。子どもたちに「将来の夢は何か」と聞くと、ほとんどの子が「プロサッカー選手になりたい」と言っていました。そんな子どもの夢のサポートを、やはり町は考えてほしいと思います。

そこで質問をさせていただきます。

当町はサッカーを続ける環境が、先ほどもありましたが、ありません。現状についての当局の見解をもう一度、伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

現状として、身延中学校にサッカー部が設置されておりませんので、中学校の部活動でサッカーに取り組むことはできません。また、中学校もサッカー部に限らず、部の新設は生徒数が減少している中で難しいとの見解です。

先の遠藤公久議員のサッカー環境の整備に関するご質問でも答弁しましたが、少子化の中で

も子どもたちが、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保できるように模索していく必要はあると思いますので、サッカー環境整備も部活動の地域移行の取り組みの中で検討していく課題と考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

しだれ桜の里事業もありますが、子どもたちのアイデアから生まれた町の事業になりました。もう数年で桜の状況も満開となり、その夢は大輪の花を咲かせ成功することと思います。

また、身延ユナイテッドSCから巣立っていく少年少女たちにも大きな夢があります。その実現にチャンスと協力をお願いしたいと切に思います。

こここのころ、新聞紙上やメディアで身延町出身のゴルフ少女、長澤愛羅さんの記事が出ています。12歳から15歳の部で日本一。また、つい最近、15歳から17歳までの部でもやはり日本一に。大変なことであります。また、県の、これは大人も入ったアマチュア選手権で5連覇という活躍をしています。

子どものときから町内に住所を置き、中学はゴルフ練習場のある鯉沢中学校へと進学してきました。しかし、身延町から鯉沢まで通学していたと言います。本人はもとより、保護者も大変なご苦労があったと思います。やはり彼女も、もちろんプロになるという夢があります。それに向かっての第一歩を踏み出しているということだと思います。

今度は子どもたちの夢の実現をサポートするまち身延町として、サッカーや野球、柔道をはじめいろんな競技の子育てスポーツ支援の取り組みをぜひお願いしたいと思います。

次に、小中学生の登下校時における熱中症対策について、お伺いいたします。

この暑さは、昨年より今年、このように厳しくなっています。地球規模で気候変動をもたらして、人間の暮らしに大きな被害をもたらす地球温暖化、その脅威になるのが気温上昇です。そこでお伺いします。

令和5年12月の一般質問で、登下校時における日傘の使用を提案しました。今年の猛暑は2学期の登校時にも影響を与えるはずだと思います。暑さ対策の具体的な取り組みについて、お伺いします。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

今年の夏の暑さは例年にも増して厳しい暑さで、午前中の早い段階から高温となる日も多く、学校においてもプールなどの屋外活動を控えたり、水分補給や休憩をこまめにとるなど、熱中症対策に大変気をつかう中で学校現場も対応しております。

児童生徒の登下校における暑さ対策についても、国の学校教育活動等における熱中症事故防止の通知や県の熱中症対策のガイドラインを踏まえ、涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給に留意するなどの熱中症対策を講ずるよう、学校へも周知しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

熱中症対策のガイドライン、涼しい服装、帽子の着用、適切な水分補給とおっしゃっていましたが、当然、当たり前のようなことだと私は思っています。具体的にはというのは、やはり日傘の使用や、そういったものです。12月の一般質問では危ないとのことでしたが、雨の日の登下校では、傘をさしているはずで。晴れた日は危ないということなのでしょう。また、運転者側から見て、皆さんも運転されているので同じように感じるのではないかと思います。私が運転している以上、傘をさしていると見やすいです。対向車としても、後方からも、運転において傘は非常に目立ちます。また、一列になるので安全であり、コロナ対策としてのソーシャルディスタンスも保てる。もう一度、検討して見ていただきたいと思います。

そのほかにも、具体的にはバックパックや、またクールネックリング、冷却タオルなど、具体的な取り組みはあろうかと思えます。そういった取り組みを考えていただきたい。

通勤に家から会社まで車を使う大人の目線ではなく、大人よりもはるかに身長の高い子どもたちが地面の照り返しを受けながら通学しているのです。まずは、子どもの目線で考えてみていただきたいと思えます。

次に、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークについて、お伺いします。

最近よくニュースに出ましたが、靖国神社の石塔や、また公共施設や神社仏閣などにおける落書きがよく見かけられます。身近なところでは、JR久那土駅のトイレです。最近でもまだトイレを詰まらせ、週に1回はいたずらをする人がいるそうです。それをきれいにしていただいている町民に話を聞きました。一度、環境課に連絡をして来てもらったそうです。詰まりを取り除く作業を見ていたので、やり方は知っていたので、詰まったら職員の方がいつも来てかわいそうだからと言って、自分で毎週きれいにしていたそうです。この行為に対しては、本当に感謝を申し上げたいと思えます。

そこで質問です。

かみすきパークに24時間使用可能なトイレの設置が予定されています。管理は指定管理者に委ねられるとお考えですが、いたずらや防犯に対して、例えば人員の配置・巡回や防犯カメラの設置など、具体的に対策があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

道の駅登録要件の必須項目である、利用者が無料で24時間使用できるトイレにつきましては、ベビーコーナーを2部屋併設する建物を現在建設中でございます。

完成後の管理につきましては、清掃や消耗品の管理、職員の巡回等について指定管理者にお願いする予定であり、詳細な点につきましては、今後協議してまいります。

また、防犯カメラについては、駐車場やトイレに限らず施設全体をカバーできるような配置で、設置を予定しております。

夜間の警備につきましては、警備会社に業務を委託いたします。

なお、いたずらか否かにかかわらず、修繕が必要になった場合は、町が掛ける損害保険の対

象となりますので、費用は保険で賄うこととなります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

いたずらや防犯に関しては、安心できる対応になっているということですね。それと、清掃など指定管理者と協議していくことになろうかと思いますが、融通がきく、地元でお願いできるのであれば地元ということも検討していただきたいとお願いをしまして、質問を終了したいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君の一般質問を終わります。

日程第3 休会の決定。

お諮りします。

議案調査のため、9月10日（火曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、9月10日（火曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時20分

令和 6 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 5 日

令和6年第3回身延町議会定例会（3日目）

令和6年9月5日
午後 4時06分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案の訂正について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(7人)

町	長	望月 幹也	副	町	長	遠藤 基
総務課	長	大村 隆	会計	管理者		望月 融
企画政策課	長	幡野 弘	財政	課長		佐野 美秀
環境課長・上下水道課長		内藤 哲也				

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午後 4時06分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位には、緊急での本会議の開催となりましたが、ご出席、大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案の訂正についてを議題とします。

町長から説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

本日は、令和6年第3回身延町議会定例会開催の中、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、令和6年9月2日に提出いたしました議案第84号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案書の一部に不備があったため、訂正していただきたく、身延町議会会議規則第20条の規定により、事件訂正の請求をさせていただきます。

今回の議案につきましては、議会および議員の皆さまに大変ご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫びを申し上げます。すみませんでした。

後ほど、訂正内容等の詳細説明を内藤上下水道課長がいたしますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

町長の説明を終わります。

次に、担当課長から内容説明を求めます。

内藤上下水道課長。

○上下水道課長（内藤哲也君）

貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

議案第84号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）一部訂正について、内容説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

今回の補正で、第3条中、第1款資本的支出が756万8千円増額となるため、不足する額を補填するための当年度分損益勘定留保資金も増額するところでしたが、誤って減額して掲載しておりました。

つきましては、議案の訂正についての表のとおり、令和6年度身延町水道事業会計補正予算(第2号)、第3条中の当年度分損益勘定留保資金1億2,999万4千円に756万8千円を増額し、1億3,756万2千円に訂正をお願いするものです。

大変申し訳ございませんでした。

以上で、議案第84号の一部訂正について、内容説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(上田孝二君)

以上で、担当課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本件について、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案の訂正について、身延町議会会議規則第20条の規定に基づき、議会が許可することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、議会が許可することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして、本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(若狭秀樹君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時11分

令和 6 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 1 日

令和6年第3回身延町議会定例会（4日目）

令和6年9月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 令和5年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町公平委員会委員の選任について）
日程第5 議案第75号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第76号 身延町市之瀬味噌加工所条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第77号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第78号 身延町和田辺地総合整備計画の策定について
日程第9 議案第79号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
日程第10 議案第80号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第81号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第82号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第83号 令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第84号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第85号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16 同意第4号 身延町教育委員会委員の任命について
日程第17 同意第5号 身延町監査委員の選任について
日程第18 同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について
日程第19 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第20 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第1 発議第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫制度拡充を図るための意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	大村 隆
会 計 管 理 者		望月 融	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	伊藤 剛
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	松田 宜親
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	身 延 支 所 長	加藤千登勢
下 部 支 所 長		笠井 健一	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第76号および議案第78号について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤達美君。

登壇してください。

伊藤達美君。

○総務産業建設常任委員長（伊藤達美君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧いただきたいと思います。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第75号、議案第77号、議案第79号および請願第1号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

田中一泰君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に（３）予算決算常任委員会に付託した認定第１号および議案第８０号から議案第８５号までについて、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○予算決算常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、端末の別紙の委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第３ 認定第１号 令和５年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○１２番議員（渡辺文子君）

認定第１号 令和５年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計１０款教育費、７項学校給食費、給食センター調理業務委託費２，７３６万８千円について、反対討論いたします。

令和5年第1回定例会で、学校給食センターでの調理業務委託予算について反対討論しました。調理員さんの確保が難しいとのことで、調理の業務を東京の会社に委託をし、その分、今までより多くの予算が必要だということでした。今まで会計年度任用職員だった方が、町の都合で民間の会社に勤めることになった。その方たちが今までの給料や労働条件でという約束どおり働いているのかの確認が必要だと思います。引き続き働いている方は全員パートタイマーだそうです。

この町の子どもたちが食べる給食を今までの方たちが作ってくれるのに、これまで以上に予算がかかる東京の会社に委託をしなければならないのが、どうしても納得できません。

身延町後期高齢者医療特別会計決算および身延町介護保険特別会計決算について、反対討論いたします。

後期高齢者医療制度は、無年金の方やこれまで家族に扶養されていた方を含め、75歳以上の全ての高齢者が保険料を支払わなければならないものです。23万9,510円の不納欠損が19人、32万9,420円の収入未済が24人です。短期保険証の方もいるということです。これだけの後期高齢者が支払いに大変な思いをしていることを思うと胸が痛みます。

医療費の窓口負担2割化では受診抑制も起きています。高齢者医療制度は廃止をして、老人保健制度に戻すべきです。

身延町介護保険特別会計決算について、反対討論いたします。

介護保険制度はスタートから23年が経過しましたが、経済的理由で必要なサービスを利用できない実態が広がっていて、家族の介護を理由にした介護離職も高止まりしたままです。介護事業者は、深刻な人手不足と低い介護報酬のもとで経営難が続いていて、コロナ禍と物価高騰は、こうした事態を一層加速させています。

この介護保険を介護する人、介護を受ける人が共に大切にされる制度に根本的に転換すべきです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

認定第1号 令和5年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計10款教育費、7項学校教育費、細目6学校給食事業費委託料2,736万8千円について、賛成の立場で討論させていただきます。

旧中富身延給食センターから身延町学校給食センターへの移転に際し、旧給食センターから調理員への就業継続の意向調査を行い、調理等業務委託契約仕様書を株式会社東洋食品と取り交わしております。雇用および給与等、処遇につきましては、仕様書9ページ、32項、その他に詳細に明記してあります。

そこには、受託者は、現在、本町で給食調理業務に従事している調理員が本調理業務従事者として従事を希望している場合は、原則全員を採用すること。また、賃金についても委託期間中は下記に定める給与水準を確保するよう努めること。

ただし、本人が受託者の雇用条件に従えないもの、従事者本人に著しい問題がある者等に該

当する場合は、この限りではない。

なお、追加の雇用にあたっては、身延町内に住所を有する者を優先的に雇用するよう努めること。

これらの実態調査についても、所管課である学校教育課で行われて確認されていると報告されております。

また、委託費用のアップについても、最新のドライ方式を採用するにあたり、業務責任者、副責任者、食品衛生管理者、食物アレルギー対応調理員等々、万全の体制で臨むには必要である経費と認められます。

今後は、光熱費等管理費の節減に努めていただきながら、安全・安心の給食の提供をお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

後期高齢者医療特別会計決算について、賛成討論をいたします。

今後、被保険者数は、団塊の世代と呼ばれる年代の方々が75歳に到達し、急激に被保険者数が伸びることが予想され、県内においても令和5年度は14万1千人を超えました。

一方、1人当たりの医療給付費は、平成26年度から令和3年度を比べると年々増加し、1人当たり約2万5千円もの増加をしている現状で、全体の医療給付費は大きく増加することが見込まれます。

日本の少子高齢化社会の特徴は、74歳以下の人口が年々減少し続けていること。そのため現役世代の負担が大きく増加しないように、後期高齢者負担率は2年ごとに見直しがされています。現在は剰余金の医療給付基金3億8千万円を投入するなどして、保険料率の増加抑制がされた額になっています。

何よりも被保険者が安心して医療を受けられる医療体制づくりが必要であり、後期高齢者医療制度の維持において、今回の後期高齢者医療特別会計の決算については賛成いたします。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

認定第1号のうち、令和5年度身延町介護保険特別会計決算認定について、賛成意見を申し上げます。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、介護サービスの利用者が増加し、制度に対する理解も深まるなど、町民の老後における介護の不安の解消をする制度として定着し、また介護サービスの提供は多くの職種が関与し、これにより町民の雇用機会も増えるなど、地域の雇用、地域経済にも好影響を与えていると考えます。

超高齢化社会を迎え、介護給付に要する費用の増加は避けられないのが現状です。低所得者保険料の高騰抑止のため低所得者保険料軽減繰入金2,719万3,320円を含む、合計3億3,089万9,010円の一般財源より繰り入れ、保険料値上げの抑制の努力を行い、子どもや孫の世代に負担を残さないようにしながら本事業を行った努力が認められ、本町においては、介護保険制度を円滑に実施するために、介護保険事業計画に基づき介護保険財政制度の健

全化を図りつつ、実施事業の検証、生活困窮者への配慮、介護予防も包括的支援事業の推進に努めていると認められます。

以上、身延町介護保険特別会計の決算について、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第4 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町公平委員会委員の選任について）は、人事案件に伴う専決処分のため、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、報告第12号は、討論を省略して直ちに採決に入ることに決定しました。

それでは、報告第12号の採決を行います。

お諮りします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第75号 身延町甲斐黄金村・湯之奥金山博物館条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

議案第75号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号 身延町市之瀬味噌加工所条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

議案第76号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 身延町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

議案第77号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 身延町和田辺地総合整備計画の策定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

議案第78号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

議案第79号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

議案第80号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号 令和6年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

議案第81号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第82号 令和6年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

議案第82号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第83号 令和6年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

議案第83号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第84号 令和6年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

議案第84号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第85号 令和6年度身延町下水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

議案第85号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 同意第4号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第17 同意第5号 身延町監査委員の選任について

日程第18 同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について

日程第19 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上、4案件は人事案件であるため、討論を省略し採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第4号から同意第6号までおよび諮問第4号については、討論を省略して直ちに採決に入ることに決定しました。

まず、はじめに同意第4号から同意第6号までについて採決を行いたいと思います。

なお、採決は起立によって行います。

それでは、同意第4号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第4号は笠井安秀氏、住所および生年月日は議案書に記載のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第5号は竹ノ内強氏、住所および生年月日は議案書に記載のとおり、同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第6号は井上隆雄氏、住所および生年月日は議案書に記載のとおり、同意することに決定しました。

次に、諮問第4号について採決します。

なお、採決については、異議があるかどうかを求めます。

お諮りします。

諮問第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は適任と意見を付することに決定しました。

日程第20 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料3ページから7ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、請願第1号の採択に伴い、意見書案1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出された案件を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加の議事日程配布のため、暫時休憩とします。

それでは、再開は10時とします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時58分

○議長（上田孝二君）

それでは、皆さんおそろいですので、議事を再開します。

追加日程第1 発議第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫制度拡充を図るための意見書案を議題とします。

提出者から本案について説明を求めます。

深山光信君、登壇してください。

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

それでは、端末の発議第1号をご覧ください。

発議第1号

令和6年9月11日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者 身延町議会議員 深山光信

賛成者 身延町議会議員 渡辺文子

〃 遠藤公久

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出いたします。

提案理由

子どもたちのゆたかな学びを実現するため、教職員定数の実質的な増員による小中学校における35人学級を実施すること、教職員の働き方改革・長時間労働是正のための教職員定数改善を推進すること、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持のための義務教育費国庫負担制度を堅持すること、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充することの意見書を政府関係機関に対し提出する。

これがこの議案を提出する理由であります。

次のページが関係機関へ提出する意見書の案です。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、提出者の説明を終わります。

深山光信君はその場でお待ちください。

これから発議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発議第1号の質疑を終わります。

深山光信君は自席にお戻りください。

これから発議第1号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員の皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和6年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る9月2日に開会をし、本日までの10日間、上田議長のもと、私どもが提出いたしました認定1件、報告2件、議案11件、同意3件、諮問1件につきまして真摯にご審議をいただき、全ての提出案件につきましてご認定、ご議決、ご同意等をいただく中で無事閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に重ねて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決いただきました補正予算を含めた令和6年度の各予算執行につきましては、財政の健全化を図りながら、効果的かつ効率的な事業執行に努めてまいります。

職員ともども知恵を出し合って引き続き最善を尽くしてまいりますので、議員の皆さまには今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

昨年5月に、コロナの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行しましたが、一向に感染が収まりません。

また、9月も半ばとなり、朝夕はだいぶ涼しくなってきたとはいえ、まだまだ厳しい残暑が続いておりますので、皆さま方には健康には十分ご留意いただき、町民福祉向上のため、引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の10日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のためになお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして令和6年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時06分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上